

金 光 教 學

金光教教学研究所紀要

19

1979

金 光 教 教 学 研 究 所

金光教学

—金光教教学研究紀要—

1979

No.19

天地書附の生成過程に関する一考察

—生神金光大神社研究—

……石河道明……1

時節考

—金光大神理解研究ノート—

……福嶋義次……24

管長と宿老の徑庭

—教祖奥城改修をめぐる—

……佐藤光俊……45

教語の筆写活動について

—筆写本研究—

……宮田喜代秀……76

研究ノート

布教史試論 二

—殉教者考—

……藤尾節昭……109

資料 小野家文書(19)—永世御用記…………… 125

教団史資料目録(5)—教団史資料三…………… 141

昭和53年度研究論文概要…………… 159

紀要掲載論文検討会記録要旨…………… 166

教学研究会記録要旨…………… 170

彙報 —昭和53.1.1~53.12.31— …… 182

(第18号正誤表P.195)

天地書附の生成過程に関する一考察

——生神金光大神社研究——

石 河 道 明

はじめに

明治七年、金光大神は別名本卦がえりともいわれる還暦を迎えた。還暦は、自分の生まれた年と同じ干支が再び戻るとき、人生儀礼において第二の誕生ともいわれられているところから、これを契機にこれまで従事してきた社会的公役から退き、家長の地位をも譲るといった隠居の習俗に関連している。金光大神の場合はどうであったか。

一子大神、当年より金光山神へ世を相渡し候。不安なことは立ち合ひにいたし候。(一六六頁)

これは、『金光大神覚』(以下『覚』と略す)に記されている明治七年正月一日のお知らせであり、金光大神の還暦を契機にして、妻の一子大神(とせ)から子息の山神(萩雄)へ「世」、つまり所帯を譲るように神から教示されたものである。安政六年に家督を相続した嫡子浅吉(金光正神)は、慶応三年三月に浅尾藩足軽本組に取り立てられて以来、別に一家を構えていた。これと相前後するかのように、金光大神は、白川家より金神社社主職を下付されたことによって、金光河内という社主職名義で家長の地位に復帰していた。その後、制度変革によって社職身分を喪失していたが、この

明治七年の時点においても旧神官として家長の地位にいた。しかし、このお知らせにもあるように、実際には、一子大神が家の生計をきりもりしていたようである。それがいつ頃からのことかは判然としていないが、金光大神の還暦を機に萩雄へ、所帯を譲るように教示されたのである。^①

こうした一見隠居への促しとも思える教示は、何を意味するものであろうか。先の安政六年の時点における隠居の意味は、種々の共同体夫役からの離脱と神前奉仕の専念を意味していた。しかし、この度は、質的に大きな変化を来していたといわねばならない。神道国教化政策の渦中において、金光大神の信仰は練磨され、形式的にも内実的にも大きな変化を遂げていた。その変化のなかでも、とりわけ看過することができないことは、明治六年十二月十日の金光大神縁日のお知らせのなかで「酉の年生まれ、一歳」（『覚』一六五頁）と教示されていることである。

これは、先の神前撤去の事態のなかで「金光、生まれかわり」（『覚』一五一頁）と教示されている内容と同じであり、信仰再生を意味するものである。神前撤去の事態とは、近代天皇制国家の体制確立を急務とした政府による外圧が直接的に金光大神のところで表面化したものであった。自身の社会的存在が根底から揺さぶりをかけられているなかで、今日の金光教の信仰の要とされる天地書附の祖型が生み出されており、信仰が究極のところ立ちうる基盤が明らかにされている。^②そうした意味を持つ「酉の年生まれ、一歳」が人生儀礼において第二の誕生ともいわれる還暦を前にして教示されていることは、それが以後の信仰営為の基づくべき世界を確認せしめる作業であったことを示唆してくれる。

本稿では、還暦以後の金光大神の信仰営為を問う手がかりを得るべく、信仰が基づくところの「生まれかわり」において生み出された天地書附の内実について論及したい。とりわけ、その生成過程を論及していくことによって、天地書附と金光大神の内なる信仰世界との関連を明らかにしていこうと思う。なぜその過程に着眼するかといえば、天地書附の内実が、この「生まれかわり」において突然形成されたとは到底考えられず、必ずそこには形成されてくるにふさわしい内実がそれまでにある程度のまとまりをもってそなわっていたと考えるところから、その内実を捉えたいがた

めである。そこでこの論稿では特に、その内実を捉えることを、生神金光大神社の視角から求めていきたい。『覚』の明治三年から七年にかけてのお知らせのなかで計六回使用されている「生神金光大神社」とそは、この時期の金光大神の信仰を特徴づける構造と機能を有していた、と考えるところからである。

従来、生神金光大神社は、金光大神における集団的信仰内容の延長線上で解釈が進められてきた^④。その解釈方法については、筆者も特に異をさしはさむものではない。ただ、『覚』に記されている「社」について個別に考察を加えていくと、その集団概念では、捉えきれない個所が出てくる。例えば、「金光大神社の口で、天地乃神が御礼申す」（『覚』一三三頁）という個所がそう言えるのではないか。その点を踏まえて、本稿では生神金光大神社を金光大神の内なる信仰世界を開示する契機となったものであるとみる立場から、「社」が記されている個々のお知らせについて考察を加えていくなかで、生神金光大神社と天地書附の内実との関りを明らかにしていく。以下、個々のお知らせが記されている背景や状況を考えていくなかで、生神金光大神の内容の抽出に努めたい。そしてこれが、天地書附の生成に關ってどのような役割を果たしていたかについて考えてみたい。

なお、論述の都合上、年月日を当時の人々の生活暦である太陰太陽暦（旧暦）に統一した。

一、生神金光大神社の誕生

明治新政府による神仏判然令に端を發した神道国教化政策が推進されていくなかで、金光大神の身边にもその政策に關って、幾多の問題が惹起されつつあった。そのなかでも、明治三年九月一日に浅尾藩より出社神号の禁止を命ぜられたことは、大きな影響を持っていたといわねばならない。先に神命に従って『神号帳』と『一乃弟子改帳』とを作成して、金光大神は、自身の信仰集団の全体的な実態把握を試みてきた^④。その試みが一方的に中断させられたことは、金光

大神とその教えを世に現わす人々との信仰関係の確認の目安を喪失せしめるほどの意味を有している。

こうした神道国教化政策の渦中において、しかも神社という既存の制度概念と名称上酷似した「生神金光大神社」の誕生は、金光大神にとってどのような意味を有していたのか。その意味を究明するのが、本章の課題である。

一つ、日天四・月天四・未申鬼門金乃神社、生神金光大神社、当年十三年に相成り、辛抱いたし、信徳をもって天地のしんと同根なり。六根のお祓、心経およみなされ。金光大神社の口で、天地乃神が御礼申す。このうえもなし。
 (『覚』一三三頁)

これは、「生神金光大神社」という呼称が『覚』に初めて記されている明治三年十月二十六日のお知らせである。金光大神の信仰が、安政五年から起算して十三年になるこの時点において、「天地のしんと同根」と称されるほどに深化していたことを示している。その内容が「日天四・月天四・未申鬼門金乃神社、生神金光大神社」と神から言いあてられたと考えられる。

「社」の起点と指摘された安政五年の信仰営為を考えると、その年の正月一日に実弟である香取繁右衛門の広前に詣で、「金乃神下葉の氏子」として許されて以来、金光大神の生活の中心に金神が位置しつづつあった。そして、それがいよいよ生活の中心に位置することになったのは、同年九月二十三日の一乃弟子もらいうけに關する金神と天照皇大神との対話においてである。ここにおいて、神は、金光大神をして人々の信仰習俗のなかで生きていた天照皇大神の世から脱皮せしめ、金神の世界への帰属を認識させたといえよう。^⑤

生神金光大神社の誕生に際して、このもらいうけがその起点として位置づけされるのは、先に触れたように出社神号の禁止という状況、つまり信仰が信仰として成立しえない状況が惹起されてくるなかで、金光大神の信仰が立脚する基盤たりうる内実を確かに有していることによるものである。その信仰基盤が揺るぎないものとして明確になればなる程、金光大神をとりまく状況に厳とした態度を示しうることとなる。

すなわち、明治三年のこの頃ともなると、神道国教化政策の展開に伴い、民俗信仰レベルで息づいていた天照皇大神信仰が、近代天皇制国家の皇祖神として政治イデオロギーによって粉飾されつつあった。それがより具体化してくるのは、明治四年五月と七月の二度にわたって実施された全国の大小の社祠の序列的統一を目指した社格制定に際してである。この社格制定の頂点に位置する伊勢神宮は、これに先だってその民俗信仰の性格が除去され、天皇の宗教的權威の確立を意図したものに改ざんされていた。次に掲げる伝承は、こうした信仰の政治イデオロギー化という事態に対する金光大神の見解を示したものである。

「金光様、此は天地金乃神様では御座りませぬか。此様な結構な神様はない。此様な結構な神様に、なんで社がないのですか。」

「そうじゃのう、外の日本の祭る神様は日本の神様じゃわい。それで天皇様から位は御貰ひなさるのじゃ。天地金乃神はのう、世界の神様じゃわい。それで位をつける者がないわいよ。」

ここでは、金光大神自身の信仰が政治イデオロギーによって位置づけられるものでないということを、「日本の神」と「世界の神」というように対比させて明示し、両者の間に一線が画されている。すなわち、金光大神における信仰と政治イデオロギーによって粉飾された信仰との異質性を、ここでは示していると思われる。

こうした認識のあり様を支えるものとして、生神金光大神社の誕生が考えられる。すなわち、信仰と国家イデオロギーの根本的な差異の認識をより徹底していくために、信仰がいよいよのところ立脚すべき基盤として、一乃弟子もらいうけに関する対話の内実を明示し、その内実を、「日天四・月天四・丑寅鬼門金乃神社、生神金光大神社」として誕生せしめたのである。

もとより、「社」の誕生に至るまでには、十三年もの間、多種多様な障害を潜ってきた。そうした障害に対してきた信仰姿勢を評して、神は「辛抱いたし」と告げ示した。

神前奉仕を始めたことに対する既成の宗教者、特に修験者達による広前への亡状、金神信仰への狐狸視からくる不評、さらに金光大神の社会的身分の保全を目的として始まった金神社普請に伴って生起した問題等を、金光大神は表面的には、それほど大きな抵抗を見せるでもなく、受け止めている。そうした対応姿勢を、ここで「辛抱」と指摘されたのである。この一見無力とも思える「辛抱」という姿勢は、幕藩体制下における実践徳目の大勢を占めていた正直、忍耐とは、質的に異なっているといわねばならない。すなわち、「辛抱」とは、単なる実践徳目の一つとして位置付けられるものではなく、あくまでも神に主体的に依拠することによって成立するものである。この姿勢を保持することによってのみ、信仰が時節を待って熟成することが可能になると考えられる。その熟成した信仰の内実を、「天地のしんと同根」とまで神から称されたといえよう。ここで称された「天地のしんと同根」とは、当時一般に広く唱えられていた六根清浄戒のなかの一節にその意味が求められよう。その意味とは、心の清浄を維持することによって、人間の心と天地すべのものが一体となることである。この場合、心の清浄という内容が、「辛抱」と表現されたといえよう。多種多様な障害に煩わされることなく、心の清浄を維持していく信仰姿勢として、「辛抱」が指摘されたのである。

ところで、「日天四・月天四・未丑鬼門金乃神社、生神金光大神社」と言いあてられた内容を考えてみると、神と人が一体化した様相を示すものであり、生神金光大神にまで深化してきた信仰が神と「社」のもとで同根であるといえよう。その意味で生神金光大神社とは、金光大神の信仰が究極のところ根付きうる「原拠」^⑧と解する。

ここで一つ注意をしておきたいことは、生神金光大神社という表現形態をとったことであり、当時、腐心しながらも普請が進められていた金神社との差異である。金神社普請の発端となった元治元年正月一日のお知らせのなかで、「お上がかのうて建てば其方の宮。天地乃神が宮へはいりておっては、この世がやみになり」（『覚』一〇六頁）と表現されているように、ここでは、天地乃神と金神社と金光大神という三者の関係は、一体となっていない。金神社とは、金光大神の布教公認を目指したものであり、その場合の宮社は社会的に認められる社殿を指すものであった。しかし、明治

三年に誕生した「社」とは、神と金光大神とが一体化する根付き場所として提示されている。既存の制度概念を援用して表現しているけれども、生神金光大神社と金神社との質的な差異は、神の関り方の違いから首肯しうるところである。

次に、生神金光大神社が誕生する際のお知らせに窺える「金光大神社の口で、天地乃神が御礼申す」と記されていることについて考えてみたい。

ここでいう天地乃神とは、日天四・月天四・丑寅鬼門金乃神という神名を構成し直したものである。その神が「金光大神社の口」を通して言述したことは、以下のように考えられる。「金光大神社の口」とは、直接的には金光大神個人の口を意味するものであるが、それは、信仰が究極のところ根付く原拠からのことばと社会一般のことばとの切り結びを可能にする働きであろう。信仰がそこから語り出されない限り、この天地乃神の言述は、単なる世俗一般の話述となんら変わりのないものになってしまう。「金光大神社の口」とは、世俗一般の言語規範を根底から捉え直したところから語り出されることばの出口であり、内なる信仰世界を開示するものであろう。そして、これが、後年人々に対して信仰世界を理解していく原点となるのである。これに関連して、生神金光大神社についての二番目のお知らせの考察に移ろう。

一つ、金光大神社でき、何事も、神の理解承り、承服いたせば安心になり、神仏とも喜ばれ。親大切、夫婦仲ように、うちわむつまじゅういたし候。

一つ、方角日柄みるばかり、天地乃神に願うことなし。みてもみいでも願ひ改まり申せ。神は氏子繁盛守りてやる。
(『覚』一三九—一四〇頁)

これは、明治四年十二月十日のお知らせであり、金光大神社が誕生をみたことによって、この時点における金光大神の信仰世界を「社」の視点から把握したものである。

ここでいう「神の理解」とは、先に「金光大神社の口」を通して天地乃神が言述した行為に相当するものであり、金光大神社を基軸として展開されていくといえよう。これは、去る四年七月二十四日の「運氣・運勢・普請・作事・方角・縁談・宅がえのこと、理解でよし」(『覚』一三七頁)という内容を「何事も」という表現で把握しなおしたものである。さらに、その理解を受容する人々の姿勢について、「承服いたせば安心になり」と教示されている。理解のことは世俗の言語規範を援用してなされる故に、人々の受容する姿勢が大きな問題となってくる。「承服する」という姿勢は、安易に理解のことはを世俗の言語規範に置換することなく、そのことばの世界を全的に受けとめていく姿勢である。しかし、こういう信仰姿勢は、日常的な安定を願う人々にとっては容易に了解されうるものではなかった。人々のあり様は「方角日柄みるばかり、天地乃神に願うことなし」と指摘されている如くであった。方角日柄を順守するとかしないとかがという表面的な日常規範のみ執着するばかりで、その行為の根幹に「天地乃神に願う」といった姿勢を忘却している人々に対して、ここでは「願ひ改まり」という表現を通して、個々の行為に基づくべき根本姿勢を教示しているのである。

暦を見なとは言はんど。暦を見て行くなれば暦の通りにいくがよし。暦は年々に変るもの。明いた年があらば、塞がりがある。何事にも暦を見て、明いた時にした事は塞がりの来た年にあたりがつくぞ、にげてもにげられん事があるぞ。^⑩

この理解に示されているように、暦という当時の人々にとって日常生活の重要な規範を、一方的に金光大神は斥けてはいない。しかし、その規範がいかにその場限りの行為を正当化するために詭弁を弄したものであるかを、これは非常にわかりやすく説き示している。

日常的な規範に安住しようとする人々の姿勢の根底に「天地乃神に願う」といった姿勢の保持があつて、はじめてその行為が行為として位置を得ることになる。ここで示されている神の理解とそれを受容する人々のあり様との関係は、

「天地金乃神と申すことは」にはじまる明治六年八月十九日のお知らせのなかで、「無礼」を中心に、より具体的に展開されているといえよう^⑧。この十二月十日のお知らせは、そこに至る原初的な内容を含み込んでいるといえよう。

さらにもう一点このお知らせについて注意したい点は、信仰と社会の最小単位としての「家」との関りを提示していることである。「親大切、夫婦仲ように、うちわむつまじゅういたし候」と記されているが、家と信仰との関係は、伝統的に我が国の人々が抱く家意識そのものが、宗教的性格を内包していることを考えあわせれば、首肯しうるところである^⑨。但し、明治末期、天皇の統治権確立のために構築された家族国家観とか、家の維持と繁栄に目的をおいて生活を律していった「民衆の家エゴイズム」^⑩と、これは根本的に性質を異にするものである。

以上、二回のお知らせのなかで生神金光大神社がどのような内容と背景をもって誕生したかという点について論及してきた。

別の角度から少しまとめてみると次のようになる。明治三年九月一日の浅尾藩から出社神号の禁止を命ぜられてより、四年にはいると、金光大神の身辺に迫ってくる外圧が俄に表面化し、状況は悪化するのみであった。内には、六角畳が神命により廃され、世話役の広前での役割が中止されたり、外には、「出社中組み合うておしかけ(強盗)」(『寛』一三四頁)を働くという不評が立ち、広前への参詣人の減少がみられる。さらには金神社普請に携わる棟梁達への神の警告があり、浅尾具達によって、神勤は止められなかったけれども神官職を廃止させられていた。

こうした信仰が信仰として成立しえない悪状況が露呈してくるなかで、生神金光大神社の誕生は、金光大神に信仰が究極のところ根付きうる「原拠」を教示したものである。それが何故、「社」という表現形態をもったかという点、当時先行していた金神社に大きな影響を受けたものと考えられる。しかし、両者の質的な相違は、先にも触れたように明らかであった。神道国教化政策の意図するところとの違いについても同様であった。

こうした側面を持つ生神金光大神社の誕生の意味は、神自らの意志による金光大神の信仰世界の体系化への動きであ

ったと解せられる。

二、「社」の拡充過程

「社」を基軸とした金光大神の信仰世界が明らかになつてくるにつれて、そこに視点を設定して、独自の状況認識が漸次なされるようになっていく。一つには、金神社普請のあり様に関してであり、二つには、状況が逼迫してくるなかでの出社信者に関してであり、三つには、家族の信仰内容に関してである。以上の三点を論及していくことによって、神と金光大神と人々という三者が「社」にどのように関わっているのか。これを究明するのが本章の課題である。

まず、金神社普請のあり様を「社」の視点からどう認識しようとしたのかについて考えてみる。

一つ、棟梁はらわたくさりたとは、橋本同行。人に催促うけ、うそ申し。棟梁様と人に言われて、夫婦とも実意がなし、神のひれいがなし、金光煮出しにいたし、氏子だまし、何百両の金子借り。神は氏子かわいさゆえ、神も立ち行きと思うて、ひれいをもたせ。わが力と思うて、しさいらしゅうに方々歩き。金光大神社の恩知らず。はや一年たち、一札もいたさず。神は承知。金光と申しても生神じゃ、目先でもの言わねばなんにも知らぬ。金光あつての神、神が知らせねば知らず、天地金乃神も氣ざわり、金光大神社に知らせおく。（『覚』一四〇—一四三頁）

これは、四年十二月十一日のお知らせであり、先の五月二十四日のお知らせで「棟梁はらわたがくさり、普請成就せず」（『覚』一三六頁）という厳しい口調で糾弾された金神社普請に携わる棟梁達の所業の問題性を改めて明示したものである。

金神社普請は、先に明治元年から二年にかけて一年余の中断を挟みながらも、出社達、特に笠岡の斎藤重右衛門が中心となって進められていた。その後五年九月十二日の「今節こと、お上かわり、棟梁おいとまになり」（『覚』一四六頁）

という神命によって、普請は再度打ち切られている。^⑩この十二月十一日のお知らせは、そこに至る結果を予想しているといえよう。その中断の理由に棟梁達の普請に携わるあり方があげられている。このことは、先に一度中断された時も棟梁達のあり方が問題とされていたことからして、二度の中断に共通しているものである。ということは、依然として棟梁達が自身の所業を省みることがしていないことを物語るものである。その所業とは、普請に関つての寄進勸化の行為に終始したことを指す。

一般的に社殿の建立に際しては、その費用の捻出のために、氏子圈一円に勸化帳を回すのが習わしであった。大谷村においても、文化五年隣村の佐方村より八幡社を勧請してきて、村の氏神である賀茂宮の相殿に祀る時に、こうした勸化は行なわれていた。しかし、これは順調に進まず、村の大きな問題に発展したことがあった。^⑪社殿建立に伴う勸化は、常に大なり小なりの問題を孕んでいた。

金神社の普請にあたって棟梁達のとった所業は、まさしく一般的な慣習以外のなものでもなかった。そこから一歩も出ようとしない彼等の姿勢を、神は厳しく戒めたものである。

御寄附をするのに、△寄附札を掛けてくれ▽と言ふものがあるがのう。神様に寄附するのに、別に望みはあるまいのう。^⑫

右の伝承にも明らかのように、人々にとって寄附行為と寄附札とは相即的な関係にあったけれども、金光大神の信仰にとつて、それらは負の要因であった。棟梁達は、負の要因である行為に終始し、工事に一向に取りかかろうとしなかったようである。先の普請が中断されてより後、出社達のとりなしによって普請が再開されても、彼等の所業は止むところがなかった。その所業がこのお知らせの中で「棟梁はらわたくさり」と糾弾されて、以下その内容について詳細に説明が加えられている。つまりは、彼等が「金光大神社の恩」を知ろうとしなかったことが、糾弾されるべき第一の原因である、と指摘されたのである。

「金光大神社の恩」とは、彼等がいつしか自身の行為を省みて、神が神としての働きを現わしうる普請行為に立ち返ることを願ひ続けた内容を表明したことはである。しかし彼等は普請再開以降も、そこに根ざしたあり方を求めようとしなかったばかりか、結果的には「金光煮出しにいたし」とまで表現されているように、金神社普請を利用した寄進勸化に奔走した。そのような彼等の態度を評して、「はや一年たち、一礼もいたさず」と指摘されている。この「一年たち」とは、生神金光大神社の誕生から起算されたものである。先にみてきたように、生神金光大神社の誕生をみることによって金光大神自身の信仰世界が明確になってきた。その結果、彼等の所業との距離確認がこの時点でなされたものと考えられる。

それに関して、金光大神と金光大神社との関係が改めて表現されている。それは、「金光あつての神、神が知らせぬば知らず、……金光大神社に知らせおく」という一文である。金光大神の内なる信仰世界の「原拠」として、金光大神社が位置づけられているといえよう。そして、これは、先にもみてきたように、神と金光大神との関係を改めて表現しなおしたものである。それが金神社普請に携わる棟梁達との関りで記されていることは、金光大神が人々に対して、自身の信仰世界の原拠からの展開をもって臨もうとしていたことを物語っている。それが一層明確になってくるのは、翌五年七月二十八日のお知らせを通してである。

一つ、天地乃神の道を教える生神金光大神社を立てぬき、信者氏子に申しつけい。金光大神、拝むと言ふな、お願い届けいたしてあげましようと申してよし。願う氏子の心で頼めいと申して聞かせい、わが心におかげはあり。(

『覚』一四四—一四五頁)

この頃になると、政府の支配体制が廃藩置県を契機にして地方レベルにまで及んできたことに加えて、政策の基調が復古から開化へと転換しつつあった。その結果、人々が馴染んできた民俗信仰の領域は、改廃を迫られていた。そうしたなかで、明治五年七月、笠岡の斎藤重右衛門が自らの布教活動を断念させられるという事件が生じた。県庁宛に提

出された書状のなかで、重右衛門は、自身が百姓身分でありながら、神官に紛らわしい行為をしたことを理由に布教活動を断念させられている。^⑧その少し以前に、金光大神の身边においても、社寺領上知令に關係して金神社山林の取扱い方、戸籍法定に伴って神官身分記載の問題等が地方官のところで採り上げられていた。

こうした状況が金光大神の身边に逼迫してくるなかで、このお知らせが記されている。

このなかで、混迷を深めつつあった信者氏子に申し付けられることを命ぜられた生神金光大神社について考えてみたい。実際、これがそのまま彼等に申し伝えられたか否かという問題は別としても、生神金光大神社が信仰の根付きうる「原拠」として提示されたことは、間違いないといえよう。^⑨そして、これは、「天地乃神の道を教える」という内容の有するほどにまで展開してきている。ここでいわれる「道」とは、近世思想における普遍的な内実を表現する概念であるとところからして、「天地乃神の道」を具現するものとされる生神金光大神社は、金光大神個人の内なる信仰世界の粹を踏み出で、より多くの人々によって認識される理念を構成しはじめていると思われる。その理念は、神と金光大神という従来の關係に信者氏子という立場が加わって、三者を結びあわせるものとして捉えられようとしているのである。

その三者をより有機的な関連のもとに結びあわせるためには、金光大神に対しては「拜む」行為の停止という祈禱者の側面からの離脱が、人々に対しては「願う氏子の心で頼めい」という表現が示す通り、信仰的な自立がそれぞれ求められている。そして、その根幹に「わが心におかげはあり」と記されている「心」が位置づけられている。ここでいわれる「心」とは、近世に台頭した心学が説く倫理規範としての心ではなく、あくまでも信仰が信仰として根付きうるものとして捉えたい。^⑩

また「わが心におかげはあり」と記されている一文は、明治六年の神前撤去の事態のなかで、二月十七日のお知らせで示された書付の内容に相通じるものである。その書付とは、「天地金乃神、生神金光大神、一心に願え、おかげはわが心にあり」（『覚』一五二頁）というものである。このことは、明治五年の時点において、神前奉仕を再開した後教

示される「天地書附」の祖型ができてくることを示すものである。

信者氏子に「たてぬき」と命ぜられた生神金光大神社は、人々の信仰的な自立を促したものであり、金光大神の信仰世界の要点として「心」を明示したといえよう。

以上のことを要約すれば、現実的・実践的な教えを説くことからはじまった金光大神の信仰が、この時点で生神金光大神社を基軸とした「道」という普遍的な理念を構成しうる程までに深化、展開してきたことを物語るものである。

さて、三番目として、家族の信仰内容に関して金光大神社がどのように記されているかということについて考えてみたい。

……金光大神社、一子大神親夫婦、子供金光正神、同じく山神、同じく四神、正才神、末為神とまで五人、神に用いてやる。……（『覚』一四八頁）

これは、明治五年十二月十五日のお知らせの一部であり、家族に対し日常生活のあり方について詳細に指示を下した、お知らせの最後に記されているものである。

約二週間前の十二月三日をもって、開化政策の一環として、人々の生活習俗と密接に繋がっていた太陰太陽暦が一方的に改められ、太陽暦が採用された。人々が馴染んできた生活習俗の改廃という状況を前にして、このお知らせは家族に対し、徒らに生活の急変に対応することに終始するのではなく、生活が根本から支えられているものへの配慮を見失うことのないように戒めたものである。その最後のところで、家族に下付されていた神号が改めて記されている。家族に対する神号は、明治元年十一月一日既に「家内、子供までご神号お許し」（『覚』一二七頁）という神命によって下付されていた。ところが、五年のこの時点で改めて「神に用いてやる」という願いが家族にこめられたわけで、そのなかで、金光大神社が記されているのである。これは、これまで金光大神社の内容について考えてきたなかでも、とりわけ趣の異なる側面を示しているようにも思われる。すなわち前二者がすぐれて「道」という普遍的な内実を人々との関りで

指摘していたのに対して、今度の場合、家族の信仰の展開を願うこととの関係で、金光大神個人の信仰内容のことが表現されていると一見考えられるのである。しかし、今一度考えてみると、やはりここでも金光大神社の人々への拡充展開のことが、「家」を中心として述べられているのであって、金光大神社にとって、家族の信仰の成長が大きな役割を果たしていくことを明示、もしくは願望されていることを物語っているのではなからうか。

以上、三回のお知らせに記されている「社」に関して論及してきたが、そのことで注意をひくことは、「社」の視野が明らかに拡がりをもせていることである。それまでは神と金光大神との関係における信仰基盤の問題として内容把握されていたものが、棟梁達、一般の信者氏子、家族というように、より大きな視野から「社」が位置づけられようとしている。神と金光大神と人々という三者の関係が「社」のもつて把握されている。もっとも、その場合でも、単なる視野の拡がりを見せたというのではなく、その根幹に金光大神の信仰世界が位置づけられてこそ可能になると考えられているのである。また、「道」の内実に関して、神と金光大神と人々という三者の関係が「心」のもつて結びあわせられている。この「心」とは、後年「天地書附」に集約される内容の萌芽的要素であった。

三、「社」の内実と天地書附

神前撤去の事態を経て神前奉仕が再開された約一か月ほど後の三月十五日、金光大神は次のようなお知らせを受けている。

一つ、十五日仰せつけられ。生神金光大神、

天地金乃神、一心に願え、おかげはわが心にあり、

今月今日でたのめい。書付けはじめいたし、書きたためおき候。(『覚』一五六頁)

この日生成された天地書附は、神前撤去中の二月十七日のお知らせに示されている書付を再構成したものである。ここで、本章では、先の五年七月二十八日のお知らせのなかで「天地乃神の道を教える」と言いあてられた生神金光大神社の内実が、天地書附にどのように集約されているのか、また天地書附の生成に關つてどのような問題性が浮上しているのか、という二点について考察を進めたい。特に後者については、『覚』に記されている明治七年正月二十四日のお知らせの解釈を進めるなかで考えていきたい。

まず、「社」の内実と天地書附との關りについて考えていく糸口として、書付は金光大神にとってどのような意味を有していたのか、ということについて考えてみる。

「お守りを頂かして下さい。」
と願ひしに、

「お守りと言へば、お守りじゃけれども、まあ、あなた方が岡山へ買物にでも行かれれば、書きつけをして行けば忘れぬやうなもので、まあ、これを持って帰つて、忘れぬように信心しなされ。」

と言はれて、お書下げを下されたり。^⑨

この伝承のなかでいわれている「お書下げ」とは、天地書附のことである。これに明らかなように、参詣した人は守札を求めているのに対して、金光大神は、「お守りと言へば、お守りじゃけれども」という口調で、天地書附と一般の守札的な性格との差異について言挙げて強調してはいない。しかし、守札を求める人に対して、「忘れぬやうに」という表現でもって、書付に対する信仰姿勢に重点を置いて理解している。自身の書付と守札との差異を強調してはいないことと信仰姿勢に重点を置いていることとの意味を考ふるために、金光大神が一般の守札信仰をどのように捉えていたのかという点について論及してみる。

「三社（天照大神・八幡様・春日様）のたくせんにむかひ、手をたたき、又、御はらいをあげても、心にたがいあれ

ば、おかげはなし。」

金光様はなしあるは、

「三社のたくせんとわが心と日に日にあはしてをれば、これが、そのみの信心也。」

この伝承にある三社託宣とは、その成立年代は明らかではないが、当時既に種々雑多な様式をもったものが人々の間で流布していた。さらに、その内容をわかりやすく説明を加えた『三社託宣鈔』のような注釈書の流布や、近世に台頭してきた心学の講釈者達によって正直という実践徳目が教化される際に、これらの託宣が活用されていた。これらのことから、人々の現実的な生活側面に、この託宣が大きな位置を占めていたことが伺われる。

商は、差有ども、體こゝろともにたのしむは商民也、能く三社の御託宣ををもふべし。

正直の実践から至富へという論理に結びついて、とりわけ商人階層の人々のところで三社託宣は、重要な働きを示していたようである。

先の伝承に立ち戻って考えてみるに、金光大神は、自身の信仰世界と異質とも思える三社託宣を否定していない。却って、そこでは、三社託宣に関する人々の心のあり様が問題にされている。心のあり様が問題にされるのは、三社託宣以外の他の守札の場合にもいえることである。このことは、三社託宣の内容、形式という問題は別にしても、金光大神の守札信仰に対する了解が信仰吟味に重点を置いたものであったことを示すものである。

このような一般的な守札に対する理解内容を踏まえたいうえで、天地書附の役割について考えてみる。

天地書附は、形式上、一般的な守札とあまりにも近いが故に、「忘れぬように」と表現されたその心の吟味がなござりにされ、徒に表面的な安心を得る手段として受けながされる傾向があった。それにも拘らず、何故に天地書附が守札の形式を援用して表現されたのか。その理由として次の二点が考えられる。一つには、神前奉仕を再開したといって、広前に参拝することは、人々にとって容易ならざる状況であり、この頃から、金光大神が自立した信仰を人々に教

え示していたこと。二つには、自立した信仰を進めるに際して、金光大神の信仰世界を具象化した目印が必要とされたことである。

すなわち、天地書附が生成され、人々にそれが配付されたのは、信仰の吟味、心のあり様を厳しく求めるところからであり、それをおいて自立した信仰の成就是ありえぬと思念されているところからである。ところが、信仰の吟味は、宙にできることではない。それを進めるに際して、吟味の目安となるもの、金光大神の信仰世界を具象化したものが生み出されねばならなかった。その必然的な結果として、天地書附が生成されたのである。この生成に關つては、神前撤去の事態のなかで金光大神の信仰再生が大きな契機となつてゐることを、看過してはならない。

以上のことから、「社」の内実と天地書附との関りについて考えてみると、兩者ともに共通して人々の心のあり様が重要な位置を占めてゐることが伺われる。信者氏子に申し付けることを命ぜられた生神金光大神社は、その内実に、人の信仰的自立の根幹に「心」を据えていた。さらに、天地書附の場合においても、「忘れぬように」という表現で「心」が説かれてゐる。すなわち、「心」を媒体にして、生神金光大神社の内実が天地書附に集約されたといえよう。換言すれば、金光大神の信仰世界の具象化が成就したと考えられる。

次に、天地書附の生成によって、どのような問題性が浮上したか、ということについて考えてみる。

一つ、氏子願ひ、金光大神社直筆のこと、うけあいおけ、

同じく二十四日早々お知らせ。

同じく、天地書附のこと、菘雄、宅吉兩人へ仰せつけられ候。きょうより書きはじめ、ためおけ。(『覚』一六七頁)

天地書附が生み出されて、およそ十か月後のこのお知らせのなかで、「社」の内実を集約したと考えられる天地書附の他に、金光大神社直筆という書付のことが記されている。とりわけ注意をひくことは、金光大神社直筆の下付の願ひ出に對して承諾するというだけで、必ずしも積極的に応じようとはしていない。それに対して天地書附のほうは、菘雄

と宅吉の兩人へ書き溜めるように指示がなされている。この二種類の書付に共通していえることは、神が金光大神に自ら筆をとって書き示すことを指示していないことである。ということは、金光大神の真筆という面がここでは重視されていないかったということであろう。その意味について、以下論及していきたい。

七年、又々参詣の節、神号御真筆願上候処、

「先月参詣の節、金光が教へたるとふりにせよ。」

と被仰候得共、おして願上候へば、

「そふある事なら又ついでに書いておく。」

と被仰候也。

これは、岡山県上道郡富山村（現岡山市）の大喜田喜三郎が伝えたものである。彼は、明治の初年頃、人々から赤壁の金神と呼ばれていた難波なみの広前に詣で、後、金光大神の広前に詣でて、教えを受けていた。そして明治七年頃に詣でた彼は、再三にわたって「神号御真筆」という書付の下付を願い出していた。その時に交わされた対話の一部がこれである。

彼の願い出に対して、金光大神は、先の参拝の際に理解で示したことを繰り返すのみで、書付の下付に応じようとしていない。先で示した理解の内容とは、「先年は、皆神名を下てありたるに、今は自分めんきよふとゆうて、其方の神様より御直々神名を下られるぞ」というものである。

そこで、この理解内容を考えるに際して、その背景にある金光大神と出社達との関係を確認しておきたい。両者の関係は、神前撤去以前においては彼等の信仰の展開に応じて金光大神が出社神号や一乃弟子を下付することによって把握されていた。しかし、金光大神が自身と出社達との関係を神号で把握することは、明治三年九月一日、当時の浅尾藩から禁止されて以来、不可能となっていた。この状況を切り開く新しい概念が、信仰再生という願いを踏まえた六年八月

十九日のお知らせのなかにあらわれている。そこには、出社達自らが信仰の中身を吟味・展開していく作業を経ることによって、金光大神と新たな関係をとり結んでいく概念が明示されている。²⁸⁾

この内容を踏まえて、先の大喜田への理解にある「自分めんきよふ」という内容を考えると、以下に続く文章からしても、出社達の信仰が自立したものに再生されることを願うものであり、彼等が安易な形で金光大神との関係を取り結ぼうとする姿勢を戒めたものと解される。しかし、彼等は、自立した信仰を勧められたのに対して、その意図するところを容易に解しえなかった。というのも、彼等を取り巻く社会状況は、金光大神の神前奉仕が再開されたといっても、ますます困難な状況を呈しはじめていたからである。この状況が、彼等をして、金光大神に信仰保障の目印ともいえる書付の下付を願い出させる一因となっていたのであろう。その場合、人々にとって書付は、天地書附の如き個々の信仰吟味を促すという性質の強いものよりも、特に金光大神の真筆という面の書付に価値が置かれ、真贋の判定という表面上のことが執着される傾向を多分に有していたといわねばならない。大喜田の場合には、「神号御真筆」の下付を願い出たのであった。彼が再三にわたって願い出たことによって、金光大神も「そふある事なら又ついでに書いておく」というように、積極的ではないが、その要請に応じようとしている。ここでいわれている「神号御真筆」が具体的に何を指すものか明らかではないが、少なくともこの伝承は、明治七年当時の金光大神が自身の書付を手渡す姿勢の一端を物語っているといえよう。すなわち書付の真筆性を、金光大神が重視していなかったことを意味するものである。

七年正月二十四日のお知らせに立ち戻って考えてみるに、お知らせ全体の基調である真筆の問題性は、これまでみてきたところから解されるが、依然として残る問題は、金光大神社直筆と記されている書付のことである。そこで気付かせられることは、七年頃、金光大神が人々に手渡していた書付に、天地書附以外の別の書付が存在していたことである。その書付とは、古くは金光大明神当時より生神金光大神に至るまで、すなわち文久年間から明治に至るまで、幾多の様式の変遷をみながら手渡されてきたものである。²⁹⁾それが、このお知らせで金光大神社直筆と表現されたといえよう。そ

のなかでは、人々の願ひ出に對して、神は積極的に応じようとはしていない。それは、直筆の持つ問題性に起因していることは先に見てきた通りであるが、金光大神社直筆と表現されたことからしても、神と金光大神と人々とを結ぶ働きを有していたものであることは否めないであろう。さらに、金光大神の配付する書付に關つて問題が起きてきたときに、「社」の内実を集約化した天地書附に關つて、書付相互の關連性を明らかにする意味から、従来からの書付が金光大神社直筆と言ひあてられたものと解せられる。

おわりに

以上論及してきたように、金神社神職として社会復帰していた金光大神は、不可避免的に神道国教化政策の渦中に投げねばならなかつた。そのために、自身の信仰世界の再検討や、再確認を余儀なくされたのであつた。生神金光大神社は、まさにそういう時期に誕生したのであつた。

誕生当初は、神と金光大神とを切り結ぶ原拠であり、そこを視点にして信仰世界の構築が始められていた。そして、金光大神を取りまく状況が日増しに悪化していくなかで、「社」に根付いた信仰を人々に示し始めている。すなわち、生神金光大神社が神と金光大神との關係から人々までを視野に含み込んで、普遍的な内実を構成しつつあつた。その内実を集約的に具象化したのが天地書附であつた。反面、天地書附の案出に伴ひ、金光大明神当時より手渡してきた書付との關連の問題があつた。その書付が金光大神社直筆と押さえ直されたことは、金光大神にとって天地書附の相對的な比重低下を意味しない。

このように考察を進めてくると、生神金光大神社が『覺』の明治三年から七年にかけて記されている意味は、これを契機に金光大神の内なる信仰世界の体系化が図られ、神と金光大神と人々という三者の關係を根底から支える原拠確認

を迫ったものと思われる。その内容が天地書附に具象化された故に、生神金光大神社の役割はその時点で終了したものと考えられる。従って、生神金光大神社は、金光大神の信仰世界が具象化されるまでの象徴的な働きを有していたと思われるのである。

(教学研究所所員)

注

- ① 戸籍上、金光大神の隠居は、明治十二年十一月二十九日である。この五年間の遅れの意味は、菟雄の祠堂就任との関りで究明しなければならぬ課題である。
- ② これまでに「生まれかわり」の内容について論及したもののうち、本稿では、特に次の三論文に留意した。
 沢田重信「信心・布教・政治―金光大神御覚書、明治六年『神前撤去』の解釈―」紀要『金光教学』第九号。
 福嶋義次「維新时期における金光大神の視座」同右第一二号。
 瀬戸美喜雄「維新时期における金光大神の信仰―政治に対する態度と思想―」同右第一六号。
- ③ 橋本真雄「出社の成立とその展開(上)―教団組織の問題をめぐって―」紀要『金光教学』第四号六〇―六五頁参照。
 高橋行地郎「生神金光大神社についての一考察―金子大明神の誕生過程を視点に―」紀要『金光教学』第一五号五四―五五頁参照。
 生神金光大神社を橋本論文では、「集団的信仰における神(生神金光大神)にまで展開してきたところの集団を、みずからの内
- 容とする教祖自体」として捉え、高橋論文では、「人間の再生と神の新生を同時に成就する働きと、その働きが生き生きと顕現している宗教的コミュニケーション、もしくはその働きの具現体としての人」とか「神サイドの集団概念」として捉えている。
- ④ 高橋行地郎 前掲論文 紀要『金光教学』第一五号五三頁参照。
- ⑤ 福嶋義次「一乃弟子もらい、金神と天照皇大神との問答―伝承の世界と信仰の世界―」紀要『金光教学』第一〇号参照。
- ⑥ 千田瀬喜所伝『研究資料金光大神言行録』(以下「言行録」と略す)五卷二四六七。
- ⑦ 福嶋義次 前掲論文 紀要『金光教学』第一二号三六頁参照。
- ⑧ 和泉乙三「金光大神と六根清浄被」『金光教学』第十四集参照。
- ⑨ 高橋行地郎 前掲論文 五六―五七頁参照。
 瀬戸美喜雄「神の怒りと負け手―明治六年十月十日の神伝をめぐって―」紀要『金光教学』第一七号四六―四七頁参照。
- ⑩ 福嶋義次「慣習世界と信仰形式―金光大神理解研究ノート―」紀要『金光教学』第一五号三四頁参照。

- ⑪ 市村光五郎所伝『言行録』一卷二四〇。
- ⑫ 瀬戸美喜雄 前掲論文 紀要『金光教学』第一七号参照。
- ⑬ 竹田聰洲『日本人の「家」と宗教』八〇―八五頁参照。
- ⑭ 安丸良夫「戦後イデオロギー論」『日本ナショナリズムの前後』二二二頁参照。
- ⑮ 早川公明「金神社建築運動に関する一考察」紀要『金光教学』第一八号参照。
- ⑯ 三矢田守秋「須恵八幡社勸請の経緯とその後の問題について」第一回教学研究会（昭和三二年度）記録参照。
- ⑰ 大喜田喜三郎所伝『言行録』一卷四五八。
- ⑱ 青木茂『笠岡金光大神』九九―一〇〇頁参照。
- ⑲ 他の伝承資料中にみられない生神金光大神社・金光大神社という表現の中身は、直接的にそれを集団概念によって解釈を進めると、今日の組織理念のもとに包括され、信仰の信仰たるところが疎かになる傾向を多分に有していると思われる。
- ⑳ 瀬戸美喜雄 前掲論文 紀要『金光教学』第一六号二〇頁参照。
- ㉑ 片岡馬吉所伝『言行録』一卷五五三。
- ㉒ 市村光五郎所伝 同右 一卷三八三。
- ㉓ 西田長男『神道史の研究第二』四五七―五〇三頁参照。
- ㉔ 石川謙『石門心学史の研究』一七二頁参照。
- ㉕ 早川賢當「富貴草」『日本経済叢書』第五卷所収、五十二頁参照。
- ㉖ 大喜田喜三郎所伝『言行録』四卷二〇二五。
- ㉗ 大喜田喜三郎所伝 同右 四卷二〇二三。
- ㉘ 沢田重信「金光大神における出社の意義」明治六年八月十九日のお知らせの「解釈―」紀要『金光教学』第一二号二一六頁参照。
- ㉙ 橋本真雄「出社の成立とその展開（中）―教団組織の問題をめぐって―」紀要『金光教学』第五号三五頁参照。
- ㉚ 『覚』の注釈・補注の五九―六〇頁に書付の変遷が記されている。

時 節 考

——金光大神理解研究ノート——

福 嶋 義 次

はじめに

今も昔も、昔も今も、これから何万年たっても、世の中はちがいはせぬ。同じ事じゃ。人もきれねば、人の食う穀も
 される事はない。つぎつぎに種が生えて続いて行く。(『研究金光大神言行録』六七五・以下『言行録』と略称)

これは、伍賀慶春(一〇八)一妙が伝えた金光大神理解の一節である。世界の永遠性・不変性を示唆することばに、晩年の金光大神の、深い信仰的覚知を窺うことができる。現実のわれわれの生は、示されたことばに反して、さまざまな状況の変化に、曝されて止むことがない。永遠性・不変性など、生にとっては、およそ無縁であるかのごとく、病氣・死・失業・社会変革・世代交代……など、変化変貌が生を囲み、生の調子を狂わそうとして迫る。その迫りに対して、生は、それなりに懸命に自己防衛を試みる。あるいは、迫り来る変化を、意識的に無視しようとしたり、または、急迫する変化を徐々に受容し、生の変調を極力忌避するのが、生の日常的姿であるといえよう。換言すれば、生は、その日常性を

維持するために、生へと迫り来る変化を馴致して、変化が生に対して持つ威力を、可能な限り無力化するのである。生が、変化を馴致することに成功すると、昨日は今日の前に過ぎ、明日は今日に続くという、生が日常依拠する均質な持続的時間もまた、維持されるようになる。そうなると、日々平穩で変りない時間が、生を過去—現在—未来と運ぶことになる。それは、一見、金光大神が伍賀慶春に示唆したものと重なり合うように見える。そこで、日常的生が維持しようとする均質な持続的時間と、金光大神が教示する信仰的生において経験され、把握される時間との差異が、問われてくる。本論では、その問いの端緒を開く意味で、信仰的生は、どのように時間を経験し、生きるかを、「金光大神理解」研究ノートの範囲内で明らかにすることを試みる。

一

生を取り巻く諸事物や諸事象の変化変貌は、それらが一度、生に関りを持って迫り来る限り、その迫りは、それまで生が維持してきた、生き調子ともいべき生のあり方の変革を要請する動きとして現象する。今、仮に、自分の手に持った花器が、手から滑り落ちて壊れるという、ごく単純な出来事を想定してみよう。壊れるという花器の変化を、客観的物的変化に押し止めると、その変化は、自身の生に何の変革も要請するものでもなく、せいぜい、他の新しい花器を求め、壊れた花器の破片を始末するという行為を追加せしめるよう求めてくるに過ぎない。つまり、生のあり方までは、花器の壊れという事象は問いに付しては来ない。ところが、その壊れた花器が、世界に一つしかない高価な美術品であったり、自身にとって、他の何物とも交替のきかない器であったりしたとすると、花器の壊れは、自身の生がそれに価する責めを担うべく迫って来ることになる。皿一枚を井戸に落して、その生命まで絶たれた番町皿屋敷の下女の話などは、その典型的な例として想起させられよう。さて、そこで個々の生に逼迫してこない諸事物、諸事象の変化

と、生に何らかの意味で迫り、生のあり方の変革を要請してくる変化との混乱を、論述上避けるために、後者を「事態」という言葉で以下表示することしよう。

通常、日常的生が自己を取り巻いて維持されていると、人は、それが当然であるかのごとく生き、自己の生の歴史的背景や、その根拠について考えることをしない。ところが、時たま、その慣れ親しんでいた日常的生と、それに伴って流れてきた時の流れが、とある事態の出現によって中断され、そして、その事態を生が日常性のうちへ受け入れて、なお馴染しえなくなった場合、日常的生の意識からは、その事態の生にとっての意味と動きは掌握不可能となる。この掌握不可能性が、人々を種々雑多な卜占・祈祷・呪術に向かわしめるし、また深い信仰的覚知への道へも導くことになる。金光大神は、青井サキ(歌)に、人間の生についての日常的意識のかかえる問題を、次のように提示した。

人間は勝手なものじゃ。生れる時には日柄も何も言わずに出て来ておりながら、まんなかの時だけ何のかのと言うて、死ぬる時には、日柄も何も言わずに駆けついでいのうが。(『言行録』九)

掌握不可能な事態に遭遇することを回避しようとして、人々は、日柄方位が示す諸法則に依拠しようとしてきたのであるが、それがいかに精緻な構図を備えていようと、それは、生と死という、人にとって決定的出来事を取り外した構図にしかな過ぎない。したがって、その構図は、生が与えられてから、死までの限定された時間―まんなかの時―を生の一の時間として認定することによって、はじめて成り立つものである。金光大神が、「まんなかの時」を、日柄方位等によって計測しつつ生きる生の方式を、人間の「勝手さ」として批判的に言表するのは、より適切な計測の仕方があるからというのではない。それは、たとえ合理的なものであるとしても、人が計測しうる時―まんなかの時―として現象するものが、人が依拠する「時」の全ての相ではないということへ、金光大神の眼差しが届いていたところ

からのことである。

金光大神によって言われようとした世界へ、自らの眼差しを届けた、金光四神(蘇くた)の理解のことばとして、「形あるものは、必ず煩いはある」(『言行録』三五八三)という、断片的伝承がある。この断片は、存在するものの運命を言いあてた普遍的テーゼであるとともに、個々の生が遭遇せしめられる事態の意味を示唆するものである。先に引用した金光大神の理解のことばと関連せしめると、「まんなかの時」は、とりもなおさず「形あるもの」にとって置かれた「時」である。その「時」へ、さまざまな事態Ⅱ「煩い」が迫り、人はそれを忌避しようとして、日柄方位などの計測された構図へ依拠しようとするのである。さてここで、「形あるもの」と言われてくる限り、その背後には「形なきもの」が見定められているということに注意しておこう。「形あるもの」に必ず煩い―病氣・衰退・崩壊・消滅―の事態が迫り来るのは、「形あるもの」の構成する世界の基底に、「形なきもの」の世界が潜んでいるからではなからうか。つまり、生に迫る諸々の事態は、「形なきもの」としての「形あるもの」の基底の世界へ、「形あるもの」を根付かせる態度の兆しとして、立ち現われるところから、「形あるもの」に踏み止まろうとするものの視座からすれば、「煩い」という相をとるといえよう。ところが、日常的生は、「形あるもの」の世界に執着する限りにおいて、その日常性を維持しようとするので、立ち現われてくる煩いを回避したり、忌避しようとする。そうした、回避・忌避の行為は、つきつめれば、「形あるもの」としての生と、それが織り成す諸構造の基底の忌避へと収斂していく。そこで、人は、「形あるもの」の領域内部で、生の基底となるべきものを探索することとなる。ある者は医薬を、ある者は財・地位を、また、ある者は子供をと、それが何であれ、自己の生の支えとしてふさわしいものを選び取ろうと苦心する。ところが、いかに、「形あるもの」の領域内で確かなものと見えようと、それが「形あるもの」のなかから選り出されたものである限り、それは、必ず煩う。上述したように、それが、生がより基底的なものへと誘われる兆しとして、立ち現われ、生へと迫るものだとすれば、その煩いとしての事態の生の受け止め方、そしてその事態の生き様が、事態を通して

課題として、生に問われることとなる。

右の問いを究明するに先立って、金光大神のある理解のこゝばを掲げて、以下の論及の方向へ眼差しを向けておくこととしよう。

わが子の病氣でも、かわいい、かわいいと思うて、うろたえると、いけぬぞ。言うことを聞かぬ時は、憎いと思うて叩こうが。どうなろうと俣よと思つて、放つておくような氣になつて信心をしてやれ。おかげが受けられるぞ。

(『言行録』一四二七 高橋富枝伝)

かわいの子の病氣は、その親が、自らの支えとして生が依拠しようとするものの煩いでもある。既述したところから言へば、親の生に逼迫してくる煩いという事態は、子供の病氣という事態を通して、「形なきもの」の世界からの、親に言いつけられてくるその世界への関係づけの求めである。それが、めくばせのように微かなものであろうと、その求めにふさわしく応じられねばならない。その応じ方への金光大神の指示が「俣よと思つて、放つておくような氣になつて信心」することである。もちろん、ここで言われる「放つておくような氣になつて」ということは、病の子を放置することを意味するのではない。それは、病の子を前にして、あれこれと戸惑い思惑する親としての立場へと向けられたものである。その親としての戸惑いや思惑を放つて、逼迫して来る子の病という事態を生きる時、その時、「形なきもの」の世界へ関り、依拠していく信心という生き様が生れ、そこから、助かりの道が現われる、と金光大神は語るのである。引用した理解のこゝばを、このように了解したうえで、了解させられた内実を、さらに具体的に、他の諸々の理解のこゝばを思惟しながら、究明していかねばならない。

ある事態に遭遇して、それを忌避しようとして、戸惑い思惑することから、むしろ、その事態を受け止め、その事態を生き通すための、一つの方途が金光大神によって示されている。それは、ある事態が煩いの相から解かれる時を、予め定めて、その時へ向かって迫り来る事態を生きる「日切り」「日限り」と名指された信仰行為である。

明治十六年(一八八三)九月二十七日、金光大神は病のため、取次広前を退き、控の間に伏すこととなった。これまで、金光大神が行ってきた取次の手代りは、金光菽雄(一八六〇〜一八九一)と藤井恒治郎(一八〇〇〜一八七〇)兩人に要請された。その時、金光大神は、藤井恒治郎に、参拝の氏子の願いを聞き届けた後は、「必ず、三日の日を切りておかげをやる」と言うておけ。それにはおかげをやるから」(『言行録』一六四〇)と言い遺したと本人が伝えている。病気をはじめ諸々の災厄の事態に出合った人々が、助かりを求めて願いに来るのに対して、験日を切ることが、金光大神によって、いつの時期から、自覚的になされ出したかは、未だ研究的には明らかにし得ない。しかし、明治四年(一八七〇)に執筆された白神新一郎(一八二二〜一八八七)の『御道案内』にも、「いかなる数年の難病たりとも、日を限りて平癒なし」という金光大神の教えが記されているところから考えても、日切りは、かなり早くから、人々に示されていたことが推察される。さて、日切りの意味を問うに先立つて、伝えられた理解のことばから、日切りについての金光大神の言表を伺うことにしよう。

氏子の心で医者が、三年でなければ治らぬと言う病気でも、神様は(信心すれはの意)十日でもおかげは受けられる。医者が百日と言う者は、三日でおかげが受けられる。……それを、おかげをよう受けんのは氏子の不調法と言うものじゃ。

(『言行録』一〇八二 佐藤光治郎伝)

信心は一週間とか、十日とか日を切って願えいよう。その間にただの少しでも験が見えたら、商売人で言やあ、入金を見たようなものじゃから、それを取り流さんように信心をせいよう。(『言行録』一八八二 吉田多三郎伝)

右は、三日、七日、十日を目当てに、願い成就の日切りをした例である。明治九年(一八七四)七月二日から、その夫が脚気で難渋し、その月の十一日、はじめて金光大神広前に詣でて、そのことを願った難波幸(一八二九)には、「十五日、二十二日、二十八日がおかげ日」として、三回の日切りを金光大神は示している。また、国枝三五郎(一八三〇)の眼病の願いに対して、金光大神は、日切りを三度も更新した。伝承資料によると、

片眼うずき困り、教祖に願いに、「春の花の四日(三月四日)を樂しめ」と言われ、治ることと思ひおりに、四日にとまらず、五日に参りて、そのことを教祖に申し上げしに、「午の年、不足信心をすな。その方の命は花の節句には、花の如くに散るのであった。それを助けてやったのじゃ。命が無うては眼はいるまいが。生きておればこそ、眼の痛いのがわかるのじゃろうが」と言われ、「五月の菖蒲(五日)を樂しめ」と言われ、それには、よほど良くなり、その時には、「七月七日を樂しめ」と言われ、その時には、痛みも治りたり。(『言行録』六〇九)

引用資料に明らかかなように、この場合、日切りは三、五、七月の節句日ごとに更新されている。願いに対する験日の日切りは何故なされたのか。また、何が見据えられて、日切りが示されたのであろうか。日切りは、しばしば、取次者の神徳、つまり神秘的な能力に基づいてなされる験日の予知・予言と考えられることが多い。はたして、金光大神の提示した日切りの告知は、特定の人物の、特殊な予見能力とか、予見知といわれるものに帰していいものかどうかが吟味する必要がある。そこで先ず、藤井恒治郎が手代りを金光大神から命ぜられた際の「三日の日を切りて……と言うておけ」

という理解のことは注目してみよう。この「言うておけ」のことは響きは、以前筆者が分析した、秋山米造(米造)に対する金光大神の「……お広前へ誰でも出て、口へ出放題を言うておけ。おかげは神からやる」ということは「言うておけ」と響き合う。つまり、それは、ある言われるべきことが、それを言う発語者の主体において了解されたうえでのことではなく、発語主体としては、不確かさの中にあつて、あることが、それでもなお言表されるとき用いられる語彙としての「言うておけ」である。また、当の藤井恒治郎は、当時三十三歳で、一度は、金光大神の要請に対して、「信者が御伺いした時など、とても勤まりませんから」（『言行録』二六五九）とて、辞退するという一幕もあった。上述したことから、金光大神は、日切りを、ある特殊な予見能力とは、別の次元で提示していることが伺える。また、日切りが確実な予見知からだとしたら、難波幸の場合、なぜ三か日を重ねて日切りをしなければならなかったか。さらに、国枝三五郎の場合、験日を示しながら、験ならず、三度も日切りが更新されねばならなかったか。もし、神秘的な特殊能力によって、そのことがなされたと考えると、難波幸の場合は、金光大神の予見知の不確かさを証左する実例ともなり、国枝三五郎の場合は、予見知の失敗を意味することとなる。そうして、「不足信心をすな……」の理解のことは、予見知の失敗を糊塗することばとなってしまう。日切りは、験日の予見からなされるとすると、引用した伝承資料からだけでも、種々齟齬が生じる。それでは、一体、日切りとは何なのだろうか。

いずれも、そのことばが語られた時の状況は知ることはできないが、その問いを窮めるについて、示唆を与えてくれる二つの理解のことばの断片が伝えられている。

いつ幾日とわからいでも、幾日に治して下されと願うておかげ頂けば楽じゃ。（『言行録』三六五〇・福嶋儀助伝）

限りある事なれば、日限りをして願え。日を限りておかげをやるぞ。（『言行録』三六八七・八木栄太郎編「天声神語」）

右の二つの理解のことばの断片では、日切りは、「願う」という信仰行為に關つて言われている。ここで振り返つて先に引用した伝承を見ると、いずれも、願う者の、生き様に言及されて日切りが示されていることが分かる。「形あるもの」としての生は、例外なく、無制限な時間は与えられない。つまり、生は「限りある事」という確認に立たされると、迫り来る諸々の事態を遊ぶことは許されない。前節で、事態は、「形なきもの」の世界から、「形あるもの」の世界への關係づけの求めとして、意味を与えた。ここで、さらにそれを言い換えると、通常、意識には留め得ない生の基底からの、つまり「形なきもの」の世界からのめくばせとして形を取つて、生の世界へ潜入してくるのが事態である。一方、生は日常的には、「形あるもの」に慣れ親しんでいるので、そうして出合わされる事態は、非日常的な、煩い、つまり難儀の到来として意識されざるを得ない。そこで、生は当面する事態からの回避、または、事態の忌避か解決を希求するのであるが、金光大神は、「願う」という行為を提示する。「願う」行為は、以下その内実を次第に明らかにされなければならぬが、ひとまず、ここで言えることは、事態を、その事態を通して生にほめかされてくるものへ向かつて生きることである。日常的生にとっては、日常性の放下を要請される非日常的行為となる。それゆえ、近い将来、その行為は完結されるという限定保証が示されねば、日常的生にとっては持続し得ない行為である。「幾日に治して下されと願う」「日限りをして願え」と言われる日切りは、日常的生を営むものが、信仰を了得し、生の転換をはかる一つの方途であるといえる。その方途的なものが、煩いの相をとつて生が出合う事態が開示してくるもの、つまり、「おかげ」を生へと関連づける貴重な働きを持つのである。

三

生が出合わされる事態の様相によっては、日切りという概念を越えた、長期にわたる時間設定が提示されることがあ

る。三年先、五年先、十年先、十三年先などが示され、その時へ向かって待ち、そして願うことが求められる時、人はいかにして、この長い年月を待ち、そして願うのだろうか。そして、そうした長年月をかけて生に迫る事態は、何にやって、その煩いの相をもって生に迫ることを止め、そして解けていくのだろうか。

それが、具体的には、病氣全快や生活の立ち直りへの年月であれ、信仰了得への年月であれ、そして、信仰とその集団が世に出るための年月であれ、『金光大神覚』や、諸々の理解のことばに残されたものによると、神は金光大神に、その年月の限定を示し、また、金光大神はそれを人々に示した。そうして、金光大神自身も、その教えに従う人々も、提示された時へ向かっての生を、それぞれに生きた。神の知らせによって、「三年待て」^⑦と命を受けて補修をせぬまま、その三年先が待たれる時々刻々は、金光大神の普請小屋の屋根は、腐り果てつつある今であり、「五年の辛抱」^⑧と神命を受けて待つ日々は、日増しに世が乱れ、教えを世に布く困難さを増しつつある日々であったりする。そのような煩いが、年月を経て解ける日を、人はどのようにして耐えられるのであろうか。先の何によって煩いの相が解けるかという問いと、その日は何によって耐えられるかという問いは、相互に関り合う問いである。それは、金光大神が晩年、特に人々に説いた「辛抱」という信仰行為が何を意味するかを問うことによって了解せしめられることとなる。

金光大神は、荻原豊松(豊松 豊松)に、信心していても調子のよい時ばかり訪れるとは限らず、生にとって悪い時も到来することがある、と語った。そして、訪れ来る苦難、煩いの時は、手に表と裏とがあるが、まさにその「裏の出る時」であるとし、その時は、「早う、表の出るように」(『言行録』五二二) おかげを受けることがいると説いた。「辛抱」は、この「裏の出る時」の生き様と密接に関りを持って説かれたことである。「裏の出る時」つまり、事態が煩いの相をもって生に迫る時、人は、通常、自らの才覚をもって「表の時」を獲得しようと図る。例えば、自由な布教行為が、明治前期の宗教政策下で許されなくなった事態の中で、金光大神の周辺の人々の中には、その事態を回避しようとして、公認された他の神道宗派の傘下にくみするとか、国家の認定する教導職資格を取得するとか、神社様式にならう

建築をして神社としての装いをとることを試みるとか、いろいろと努力した人たちがいた。^⑧ところが金光大神自身としては、そうした世に出る、つまり「表の時」を術策でもって造出する道は選ばず、帰幽に至るまで、与えられ、出合わしめられた煩いの事態、「裏の出た時」を神の知らせのままに生き続けたのであった。

そのような場合、人は、迫り来る事態を、自らの生に對置せしめて對象化し、本来、固定化しえない迫りを固定化せしめて、それに対処する。そのようにして、事態から、対応すべき諸問題を分析抽出し、その上で、浮上した諸問題への解答を模索し、それに基づいて行為をしかける。例えば、病氣という相をとって事態が迫ると、病氣の症状、原因等を確かめ、それにふさわしい療法を確認し、それに対処するという具合である。病氣という事柄に対しては、それは適切な処置を見出し得るだろうが、病氣という事態に迫られて生きる生のあり様については、問われはしない。問われるべきことは、そうして抽出され、方策が見出されていく諸問題の、背後に動く事態がどう生きられるか、ということである。つまり、事態に出合って、そこから抽出される諸問題よりも、事態の動き迫る時々の本性に、生が関る関り方、その生き様の方が、生にとつては重大なことなのである。金光大神が、「裏の出た時」を生き続けたという時、生き続けることを支えたのは何であったか、それはまた、どのようにか、が問われしめられることである。

高橋富枝^{（い）}は、早くから金光大神の教えに従い、六条院^{（ろ）}の里で、その道を説いた。彼女が入信して間もなく、「狸つき」という風説が村内に流れ、名主によって檻に入れられた。^⑨その後、幾度か、山伏・法者たちから非難・迫害を受けた。時代を問わず、慣習世界が存立するところでは、必ず、退屈なほど氣の抜けた時間の流れが、諸々の出来事を串刺して流れる。人々は、こと改めて、生きる時間の充溢、つまり、時の生き生きしさを経験しようと考えることさえ疎ましく、かつて祖先・先人がしたように生き続けていく。その中で、そうした時の流れを止めるような変事が生起すると、その変事が、時の流れを中断せしめたり、逆行せしめたりして、人々の生き様へと迫る事態の相貌を呈しないように人々は努める。村人にとっては、高橋富枝が、自分達と同じように村人であり続けることを求める。また、

そのように、彼女を守護することが村人たちの責務でもあると思う。富枝の所業を、彼女に憑いた狸の仕業と見なして、その憑き物を放逐して、異変の根を絶やそうとし、そうしてまた、村人としての富枝を守って、かつて時が村に流れたように、時の流れを流そうと試みることは、当然村人達のなすべきことであった。しかし村人達の哀れな善意を受け得る世界には、彼女は最早生きてはいなかったのである。

狐狸と言われても、こらえておれ。神様の前立ちをして、お取次をするからには、鳥や雀が糞をしかけても、神様は、何とも仰しやりはせぬ。神様の前立ちをする者は、かきさく様に思うても堪えておれ。神様と仰うことを知らぬから言うのじゃから、こらえてやれ。(『言行録』一二六七)

と、度々の信仰に対する中傷を耐える高橋富枝を金光大神は支えた。また、大阪で違警罪で拘置された近藤藤守(註八)⑩も、「人に小便かけられたら、ありがたい、肥がきいて太る、と思え」(『言行録』九一六)という金光大神辛抱の勧めを聞き取っている。

「裏の出た時」、つまり深い煩いの事態に出合って、辛抱が求められるのは何故なのか。事態ということと言いあてようとした生への迫りは、時制から言うと、未来が現在へと将来しつつある時の迫りである。将来が開けたり、救い・助かりが現われるという未だ到り着かない時は、いかに煩いに満ちた迫りであろうとも、生が当面しているその事態の迫りの背後から今へと導かれている。それゆえ、その時を待機する者は、どのような迫りであれ、それを忌避したり迂回したり、策を弄したりすることは許されないうことへの凝視が、金光大神をして、辛抱を人々に説かしめたと見えよう。では、その凝視は、何に基づいていたのであろうか。金光大神自身の記述資料に、高橋富枝に語られ、近藤藤守に語られた理解のことばが、一層明確に神の知らせとして記されてある。「金光大神、人が小便ひりかけても、こらえておれ

い。神が洗うてやる。人がなんちゅうても、こらえておれい。天地の道つぶれとる。道を開き、難儀な氏子助かること教え。日天四・月天四・金神をどうなりとしてみい、と申しておれい^⑧この神の知らせについての厳密な解釈作業は、本論の任ではないので後日に期すとして、上述した金光大神の凝視が何に基づいているか、という観点から考えておこう。金光大神が出合ってきた諸事態のなかで、最も深刻であったとも言える煩いの事態が、神によって指摘されてきている。それは、「天地の道」の潰れ、という事態である。神として、人の世に顕出し、人がその生をそこに依拠せしめられて助かりが成就するという、その道の潰れは、「日天四・月天四・金神」⇨天地金乃神の人の世への顕現を脅かす、神の煩いの事態でもある。神は、神自身を「どうなりとしてみい」という放下の相をとり、煩いの時を耐える決意を表わす。神の煩いの時は、そのまま、人の世が乱れるという人にとっての煩いの時となる。その煩いの時を生きる「難儀な氏子」が助かることは、神自身がその煩いの事態へ自己放下して耐えて、煩いの相の解消へ向かって生きるしかない^⑨。そのような神の決意が、引用した神の知らせに仄めかされている。以上述べたように思惟せしめられてみると、金光大神の凝視と述べたことは、とりもなおさず、神自身の凝視に支えられていることであると言えよう。金光大神や、その出社の人々が、「辛抱」ということで、道の煩いの時を、年月をかけて生きたのは、そうした人々によって、外でもない、神がその事態を生き耐えていることが感得されたところからである。

こうして考察させられてくると、その「辛抱」は、モラルの範疇で把えることができないことが明らかとなる。人間関係の円滑化のために辛抱するとか、ある社会組織や国家目標達成のために耐え忍ぶとかいう、人の世の価値評価の対象となる有徳の行為を、この「辛抱」ということばで想起してはなるまい。それは、端的には、神にとっての煩いの事態を、人として共有せしめられつつあるという、その時の生の必定^⑩としていく存在状態と言うべきものである。その存在状態が行為へと現わされるとき「人が小便ひりかけても」耐えるという、辛抱となる。そこで、その辛抱という信仰行為で、道が開け、煩いの事態が解けるといふ場合の構造が問われて来る。

此道も、今はこのように世に立ぬが、なれども、もりの修行が出来るまで神は待つ。今日より三十年先で道は開けるぞよ。たとえ、それまでは、その方の身には、ぼろをまとい、かゆの湯を吸うていても、修行をして時を待て。

（『言行録』二一九九）

「笠岡入牢の後、二年振り位の事」という但書のついた高橋富枝の伝えである。既述した辛抱ということばは、ここでは「時を待つ」ということばによって言い換えられていると見てよい。このことばの解明が、提示した問いを究めるについて、欠かせぬこととなる。

四

「時を待つ」ということばは、「時節にまかす」「時節を待つ」ということばと、金光大神においては、その示唆するところは同一である。具体的に、理解のことばから、それに関るものを抽出しながら、論を進めることとする。

斎藤宗次郎(むかしのむか)が他人のはかりごととに、どう対処したらよいかを伺うた際、金光大神は、「負けてやれ。時節に任せ。神様へ気を入れて、万事、お繰り合せを願え」（『言行録』一〇〇八）とも、また「負けてやれ。先を楽しめよ。打向う者には負けて、時節に任せ」（『言行録』一〇二二）とも教えた。柏原トク(むかしのむか)は、土地の氏神社神主や山伏の妨害で、布教に難渋した。金光大神は、やはり「時節」に任せせることを教え、その事態の生き様について、

拝むなと言え、拝むな。くれと言え、渡せ。機を織り織りでも、糸を紡ぎ紡ぎでも、教えをせよ。教えてやれば、人は助かる。（『言行録』二二五九）

と語った。トクは、その理解を受けて、機織業をしながら人に教えを布き、「柏原金神」と呼ばれるまでに、人々から崇敬を受けるようになった。金光大神が促した「負ける」姿勢は、対立者のほしいままな行為に忍従するというところに重点をおくものではないことは、これまでの論及から了解されよう。それは、妨害・敵対という相をとって迫って来る事態を、自らを放下して、神と共に耐えるということへ眼差しが向けられたところから、とられてくる姿勢である。その姿勢をもって、事態を生き、その煩いの相の解ける時、時節の到来を待機することが勧められてきている。津賀某（経歴未詳）が、参拝した時、金光大神広前の外に建てられていた、宮建築のための大工小屋が、修理されなのまま放置されていた^⑥。建築の場所、方途、動機等問題があり、神命によって中断されていたところからであった。そのため、屋根は朽ちかけて醜い姿をさらしていた。それを彼は見咎めて、金光大神に、早く葺き直すよう促したのである。それに答えて、金光大神は「放っておきますのじゃ。腐れりゃあ、また実になって生えるけい、時節を待ちます」（『言行録』一七三九）と語った。ここでは、事態が、煩いの相を解き、生にとって開ける時、時節の到来が、果実が熟し、種子が落ち、芽生えるという自然の消長によって、比喩的に語られている。

状況変革という言葉が、事態の熟しゆく時を待つということを論及するとき想起されてくる。その差異について、ここで一瞥しておくのも、時節概念を明らかにするについて、無駄な作業ではない。事態も状況も、一般に使用される概念としては相違はない。しかし、状況変革という場合は、変革主体としての人の、状況への参与、参画が前面に登場してくる。変革という姿勢で状況が見られる場合は、その状況は、悪しき、破棄されねばならないものとして、人の生を拘束するものとなる。それゆえ状況は、それによって拘束されている主体によって、可能な限り、早く、そして十全に解かれねばならない。したがって変革の時は、「待たれるもの」ではなくて、主体またその集団によって、造出されねばならないものである。金光大神をとりまく人々の中に、神社神道風の宮を建てて、公然布教を実現しようとした人々があった。また、その資金を得るために、神が禁じた寄附札を立ててみた人々もいた。それらは、悪しき状況の、一時も

早い変革を試みた姿である。金光大神は、そうした状況変革を企図した人々に対して、おしなべて、拒否的態度を取ったのではない。「道をせいぢやならん。せかずに時節に任しなされ」ということを金光大神から受けながら、「天地開闢以来世界一統第一大氏神」の道を、一日も早く開きたいと、その早期実現を企て、大阪へ出た白神新一郎(二ハクハチ)などに対する金光大神の態度など、さらに研究的に解明されなければならない問題はあつた。しかし、総じて、時節を待つというパースペクティヴからは、状況変革の試みは、「急ぐ」「焦る」相として批判されることになる。

物は時節にまかせよ。焦つて損じる。神の道をよごす。(『言行録』一一七)

これは、石田友助(五ハクニシユ)が伝える金光大神のことばであるが、このことばに、状況変革の試みに対する、批判的発言を象徴的に伺うことができる。煩いの事態に、徹底して閑り生き、いわば解—蝕の時を待ち、時を企てによって造ることをしないのは、何故か。「急ぐ」「焦る」という状態は、自己と実現さるべき道との間、自己と道によって変革されねばならぬ状況との間に横たわる二重の懸隔を埋め合わせようと企てるとき生じる。金光大神理解のことばに依る限り、道が、自身に迫る事態の中で顕現され得べくもなくなっている。したがって、それは、その事態を通してか、自己のもとへ到来しないという確認が、金光大神の信仰世界でなされている。したがって、何がなんでも、煩いの相をたとえ深くしても、事態において主体がその生を営み、その事態の熟しほどけるのを待つことが求められる。裏にあるものを、人間的な、あまりに人間中心な努力によって表に出そうと争う必要はない。それを待つことによって、両者の懸隔を焦つて埋め合すことによって起る変質・汚濁・妥協も避け得ることとなる。

どちらかというところ、教導職をとったり、氏神社の祠堂をしたりして状況変革志向を持っていた金光菟雄(四ハクニシユ)に対して、「時節を待てば、遅いけれども固い」(『言行録』七六二)と金光大神は教えている。たしかに、「時節」を待つ

ということとは、いわば、事態それ自体の動きに耐えて、事態の熟成を待ち、時を待機することになるので、変革主体として自らが立つて、時を造出する道ゆきよりは、遅く感じられよう。しかし、「固い」ということばで意味される確しさは、時の造出に伴って生起する実現さるべきものの変質・汚濁・妥協のない確かさである。というのは、煩いの事態を耐えながら、神が神自身を事態において熟成し顕出せしめていく神の道ゆきに、生が参与し支えられて到来し来るものを待つという、神と共に時を生きる相をあらわすからである。そういうわけであるので、「時節を待つ」ということを怠惰な日常的生に身を任してする無為の待機と誤認してはならないことは言及するまでもないことである。^⑩

五

前節でふれた「時節を待つ」という姿勢を、十年・三十年・五十年と持していくには、「辛抱」という信仰行為が求められるが、その「辛抱」を信仰行為として持していくには、どう時々刻々生きられていけばいいかが、さらに問われて来る。ここでも、やはり、金光大神理解のことばに従いながら考察することとしよう。

過ぎ去った十年を振り返り見ると、此の間のような気がして、ああ惜しい事をしたと思う。これから向う十年を耐えようと思うと、永くして、辛抱ができかねるから、ただ、その日その日を大切と務めて行きさえすれば、十年も二十年も過ぎて行くわい。（『言行録』二五二七）

ここでは、日常的生が陥りやすい時間への曖昧な関り方によって結果する問題が指摘され、迫り来る事態への、その日その日の着実なる生の関りが、示唆されている。さらに、室山本造（ムロヤマモトツクリ）が、建築の手筈について願った時の金光大

神の提言は、早くからの思案、計画は、予定したその時、その日の差し支えがあった時など、何にもならないから、「今月今日という心持で祈れば、おかげを下さる」（『言行録』二八七二）ということであった。これまでの考察をもって、「その日その日」とか「今月今日」という表現で金光大神によって言われようとしていることを言えば、ただ、二十四時間一日という、計量しうる客観的時間の東ではないことが了解されよう。それは、生に迫る事態を通して、「形なきもの」の世界から将来せしめられて、生へと到り着き、現在化しつつある時間の象徴的言表である。生にとって未だ経験されない将来が、現在化しつつあるその時は、たとえ、それが生にとって裏であれ、凶であれ、煩いであれ、具体的には、当面させられている事態を生きることにおいて経験される。換言すれば、経験させられる事態が、刻一刻動いて、厳粛な、将来の時間を生へと送付する境域を形成する。既述してきた信仰行為としての「辛抱」「時節待機」は、その境域への生の関与なしには、信仰行為としての意味は消滅してしまうことになる。「その日その日」「今月今日」は、外でもなく、将来する時を生へと送り付ける境域を指すものである。その境域が、生にとっては、将来を経験せしめる始源となる。人は、今月今日という将来する時の始源的境域へ、事態を生きることによって参入を許されることになる。「日は年月の始めじゃによって、その日その日のおかげを受けて行けば、何十年何百年でも立行こうが」（『言行録』五八五）と説かれることばは、この時の始源的境域への直截な指示のことばであると言ってもよい。

思えば、過去から現在・未来へと、ひたすら流れる時の流れに依拠する慣習世界でも、時折、折り目、すなわち節目を定め、流れる時の腐蝕を防いで、時と、それによる生の更新を企ててきたということがある。金光大神は、その節目を、神と人が交わる時、つまり、神が人とその世に顕われ、人が神に礼を表する時として確認し、その確認に基づいて、その節日の意味を、生が日々、諸々の事態に迫られて生きる日々に刻み込んで、日常的にはそれとなく過ぎ去っていく時を、「今月今日」という言葉で、その始源的意味を指示しようとした。このことは、後に、「御理解百節」にも選ばれた近藤藤守の伝えた次のような金光大神理解のことばにも表現されてきている。

正月は一年中の事を祝うので、まことに目出たいものじゃよって、氏子は腹が立っても「三が日じゃ、怒るな怒るな」と言うじゃろう。よってのう、日々元日の心で暮してのう、日が暮れりや大晦日と思ひ、日々嬉しゅう暮しますじゃ。そうすれば、家内に不和はないじゃ。日々嬉しゅう元日の心で暮せば楽じゃのう。（『言行録』八八五）

その時が、いかに悲惨な事態の迫りのただ中であつたとしても、その時を、そこへと到来しつつある将来の始源の時として生きる、その生の権化が「日々うれしゅう」暮すという姿であろう。それは、現実から悲惨さゆえ逃避する生の技術でも、世故たけた現実への忍従の知恵でもなく、日々が、外でもない、今、ただこの時が、到来するだろわかかげの日々を生む始源の時であるという時の根源的経験に根差すものである。それゆえに「日々うれしゅう、元日の心で暮せば楽」という言表も、心の持ち様の転換という人間の心理操作の事柄を超えた力をもって発語されてきているのである。「今日今日」つまり、将来する時の始源が生きられるという経験というペースペクティヴからすると、日常的生が経験する古びゆく時の相貌は、一変して、更新されて止まない生き生きさを生へと送付する時の相貌を表わしてくる。そのことを、言いあてて、金光大神は、「天地の神は、日々新の御守りを下さる」（『言行録』一八〇四）とも言表した。

「時節を待つ」ということを、前節では、神と共に、煩いの事態を生き、到り着いてくる時を待機する生の相として提示した。ここまで論を及ぼして来て、更に了解せしめられたところから言葉を与えてみると、どうなるだろうか。それは、「今日今日」ということばで表示される始源的な、それゆえに永遠に疲弊することのない時が、生において経験されていく、言葉の響きとは逆の、優れて積極的な信仰行為として規定されよう。その経験が、厳しい煩いの事態の背後から訪れくる、おかげ、助かり、救済のあらわな、生と世への顕出の時の到来の足音を、日々の生へと送り届けることとなるのである。

注

① 例えば生命保険などの保険制度は、卜占・呪術・祈禱などが、持っていた生の周縁事象への恐怖の眼差しを切斷して、より客観的に「真ん中の時」を取り出して、合理的に計算可能なものとする²ことで成り立つ。そして、かつて恐怖の目で見られた予知しえない出来事でさえ、合理的な確率計算の対象に組み込まれた。

② 川上教会資料「教祖二代御理解」（福嶋儀助編）二一八から引用。金光四神のことばではあるが、出所は、近藤藤守の伝える「信心して居るから一生患わぬと思うなよ。日月の神でも、日蝕もあれば月蝕もある……」（『言行録』九二九）、千田瀬喜の伝える「天地の事ものう、神の煩いとすれば煩いである。日食もあれば月食もある……」（『言行録』二四六三）などの金光大神のことばに求めることができる。

③ 恒治郎の妻くら（金光大神次女の伝えによると、この時、「羽織も袴もなく困って、羽織は縞、袴は、青いフクリンの帯を黒に染めて急造」し、その命に従ったという（『言行録』二六五九）。

④ 『初代白神新一郎先生 御道案内』（昭和三十七年 金光教徒社刊）九頁、また同書に「御験日一流れと申すが七ヶ日のことなり。信心一心に力を入るる時は、六日五日早速にも御蔭蒙るべし。」³

（二五頁）ともある。

⑤ 『金光大神覚』（以下「覚」と略称）によるかぎりでは、金光大神自身は、安政二年（一五八）四十二歳の大患の時、古川治郎をと

おしての神の指示で「日切り」を、はじめて経験した（『覚』二六頁参照）。安政五年（一五九）正月、香取繁石衛門より、妻の産のことについて「日切り」の指示を得た（『覚』三五頁）後は、神から、直接、自らその指示を受けるようになった。代表的事蹟としては、安政六年（一五九）次女くらの病氣（『覚』六〇〜七〇）の場合をあげることができる。

⑥ 拙稿「八理解Vのことばについて」紀要『金光教学』第一六号八五頁参照。

⑦ 『覚』一六八頁に「一つ、普請小屋そのほかの屋根がえのこ⁴と、三年待て。人がすすめても、神様へお願い申してみましよう⁵と、申しおきよし。たとえ、めげても、腐りても大事なし。」とある。

⑧ 明治六年（七三）一月、戸長より神前撤去の命を受ける直前、金光大神は、「……何事あつても人を頼むことすな。よしあし⁶しことも、神まかせにいたせい。心配すな。世はかわりもの、五年の辛抱いたし。」（『覚』一五〇頁）と神からのお知らせを受けた。

⑨ こうした動きについての歴史的論証は、橋本真雄「出社の成立とその展開 中・下」（紀要『金光教学』第五・六号）、藤尾節昭「教団形成期における教義形成の諸問題」（『同誌』二二号）に詳しくなされている。なお、金神社建築をめぐる金光大神をとりまく人々の動きについては、早川公明「金神社建築運動に関する一考察」（『同誌』一八号）参照。

- ⑩ 『金光大神（縮刷版）』一三一頁、なお、詳しくは、高橋澤野『金照明神のみかげ』（昭和二六年刊）一九〇二二頁参照。
- ⑪ 『近藤藤守先生伝記（第二部）稿本』七五〇七六頁参照。
- ⑫ 金光大神直筆資料、明治九年（七六）六月二十四日のお知らせの記述より引用。
- ⑬ 金光大神によって、「知恵の世」とも言われる人の世では、「事態」は、例えば「事件」ということばで言われるように、客観的対象領域で把えて、その解決もしくは、破棄が試みられる。しかし神の蝕（注⑩参照）として事態が生に意味を持つと、そうした人間の手による企図的解決は、蝕にある神の破棄へとつながることになる。
- ⑭ 笠岡とは、その地で、文久元年（六一八）九月二十五日より取次にしたがった齋藤重右衛門（三八〇九五）のことである。文久三年（六一八）、「新奇異論取締」に触れ、笠岡代官所に捕らえられ、百七日間入牢した。この事件は、その後も、本社である金光大神広前に様々な影響を及ぼした。（『金光大神（縮刷版）』一五〇一五三頁、『笠岡金光大神』六三〇七三頁参照）「二年振り位の事」とあるのは、したがって慶応元年（六五）前後のことであろう。
- ⑮ 注⑦参照。
- ⑯ 明治十五年（八二）四月十六日、白神新一郎危篤の際、代参として小林太郎が金光大神広前へ詣でた時の、金光大神のことばとして伝えられている。（『言行録』三〇三四）それによると、金光大神は一方では、「時節」を待たずに大阪布教へ出て、身体を痛めたのは「神も仕方がない」としながらも、「道のために揉みつぶしたのじゃから、生きても死んでも神じゃわい」と、白神新一郎の偉業を讃えている。
- ⑰ 『御道案内』（前掲書）四頁。
- ⑱ 「時節を待つ」ということばがもたらす語感は、怠惰な日常性に身を任ず者にとつては、「時」への甘えを助長する恰好の素材となる。そうした人々に対する理解のことばであったのか、次のような教えを『言行録』で見出すことができる。
- 今日も時節、明日も時節、明後日も時節、また三年先も時節じゃわい。（三〇二二）
- 時節、時節と申しますけれども、百年待っても、時節は来ませぬ。みな、時節はこつちからこしらえます。（二七四一）

管長と宿老の徑庭

——教祖奥城改修をめぐる——

はじめに

佐藤光俊

畑徳三郎（慶応三―昭和七）は、大正八年一月十三日付、金光家邦（明治二―）宛書簡で、当面した教団問題を次のように開申した。

兎に角、閣下（第一世管長）と宿老との御間柄円満融解できざれば、本教の痛恨に有之候。忌憚なく申さば、元來御両所の御性格において大徑庭ある（に―脱カ）より、今日まで両者間に、真意御了解できがたく、御両所とも道を憂えられ、教祖の神意を飽迄事実上に徹底せしめんとのお思召しは一なれども、根本に於て徑庭あるため、道を思うの御念慮深きがままに、歳月の経過長きがままに不知不識の間にもますます懸隔を生じ今日におよび候。その間、種々の障礙を生じ候。これらは部下有意の者の常に深く苦心致しおる事に候も、或は御両所にはさ程御意識なきやとも存候。——中略——この儀は、はなはだ畏かれど、管長閣下におかせられても、よく思召し下され、宿老においても一層反省せられざるべからず。かくて、御両所にて親しく御熟議下され候こと、もっとも肝要と存じ上

げ候。^①
(引用文は、筆者において、原文を現代仮名遣いに改め、句読点を付した。以下同じ。括弧内筆者。)

右は、大正七年十二月二十一日、辞表提出後帰京中であつた教監畑に、翌一月十二日、辞任聴許の旨を伝え、あわせ出頭を命じた第一世管長に対する畑の返信である。遑つて言えば、大正六年一月二十日、佐藤範雄(安政三―昭和一七)の後任として教監に就任した畑は、就任後わずか一年余の後、同七年四月二十五日、正副管長(管長―金光菘雄、副管長―金光攝胤)、佐藤宿老出席のもとに開かれた支部長会議の席上で、「今日迄の管長閣下と宿老との御間柄の件」^②を挙げ、その辞意のあるところを強調した。このような問題指摘は、大正十年三月、第二次畑内局の辞意表明に際しても、「管長と宿老との間柄の疎融(隔)」と表明され、「唯命是れ従う風に、唯々諾々としてこの間に處し得る如き人なれば、或は好都合に運行せられんも、自分の如き性格のものにては到底忍ぶあたわざるところなり。さらに世評によれば、現本部は両頭政治なりという。或は然らん。今日のごとくんば如何とも致しがたきところなり」^③と、延べ三年七カ月余に亙る教政担当の経験から、その苦衷を支部長会議に対して吐露せざるを得なかつた。

畑内局が、発足以来数々の教政課題に取り組み、それらに対応する改革構想を描きながらも、わずか一年余の間に両者の懸隔の深さに直面してその教政執行が阻害されねばならなかつた、管長、宿老両者間の徑庭問題の実際とは何であつたらうか。管長こと金光菘雄(嘉永二―大正八)、宿老こと佐藤範雄の両者は、ともに教団の組織化を進め、独立以後には教団の統轄を委ねられた管長として、また管長を補佐する専掌、教監、また宿老として、いずれも教政の中核にありながら、なぜ後継教監から両者の疎隔が問題視され、その辞任理由にまで挙げられねばならなかつたのだらうか。また、なぜかくまで両者の立場、見解に相違が生じたのであらうか。両者の「徑庭」問題とは、一体いかなる性格の問題であつたらうか。

本稿では、以下にこの問題性の解明を試みる。それについて、畑内局の取組んだ主要な教政課題の一つであつた教祖奥城改修事業に焦点をあて、この問題をめぐる両者の動向と、そこにみられる教団構想、延いては、教祖をどのように

把え、それを教団体制の上にとどのように実現しようとしたか、という教祖認識の差異に論及していきたい。

なお、畑内局の教政課題をめぐって、わけても金之神社処理の問題に関して、金光家邦の実弟、金光別弘（明治三三—昭和一〇）の金之神社祭祀の信仰にみられる教義解釈の相違については、既に明らかにされたところである。⑦右の研究では、金之神社処理に関連した奥城改修事業について、畑内局の主要な課題の一つであったと位置づけるところから、これに取組んだ教祖四十年祭奉賽会の動向と、その改修計画の概要が明らかにされている。そこで、本稿では、右の成果を踏まえながら、特に奥城改修問題について、教団の側はいかなる理由によってその改修を求めなければならなかったか、また管長家側はそれに対して、どのような対応を示したか、という側面から、先の問いに迫っていききたい。

一、奥城改修問題とその経緯

大正六年一月、佐藤範雄は、足掛け十年に亙る教監の任を退くが、その退任は後進に道を委譲してのものであったと言う意味で、勇退であると言ってよい。⑧

そのように言い得るについては、金光教会設立以来、教団の中枢にあって教政を運用し、教団を牽引してきた、金光菽雄、佐藤範雄、近藤藤守（安政二—大正六）、あるいは、二代白神新一郎（弘化四—明治四三）等の老齢化、帰幽が、実際に教団枢要陣の世代交替期の到来を告知し、また、その反面では全教に新たな世代の人々が台頭していたなどの時代背景がある。⑨しかし、この、新たな世代の胎頭とは、長年続いた直信世代による教政運用や、その布教施策、また全教の信心の実態に対する批判的意識の形成を如実に示すものでもあったこともまた事実であると言わねばならない。

今日は実に本教の根本より革新を要する時であると痛切に感ずるのであります。今や道はいよいよ二代目に移ってしまいます。教祖に直接接し奉らざりし人々のみで立てねばならぬ時となります。しかも、今日以後、幾百千年道

のあらん限り、これを継ぐ者は、皆教祖に見えずして、教祖を伝えねばならぬもののみであります。それ等のものは如何にしたら真実の道を守り伝える事ができるか、その信心の仕方、その修業のしかたは如何にあるべきか、これ今日に於てその始めを成さなければならぬ事であります。直信諸氏と今日以後のものとは、そこに根本から異なる所があります。^⑩

直信達の全盛時代が黄昏れ、以後に直接教祖の教えに接し得なかつた者によって担われなければならない教団の行方を危機的な実感をもって展望し、そこに教団革新の必然性を説く青年達の主張とは、実質三十年間に及んだ直信世代の教政がその内側に胚胎した批判的意識の萌芽を示すものに他ならない。このような問題意識が、佐藤の教監退任を要請し、畑徳三郎を新教監に擁立するという動きとなって現われたのである。この教政刷新への動きは、勇退と言われるにふさわしい退陣を準備するものではあるが、反面、その退任要請の根拠に目をとめるとき、青年教師達による教監更迭、教政刷新の献策という性格が色濃く浮上してくる。

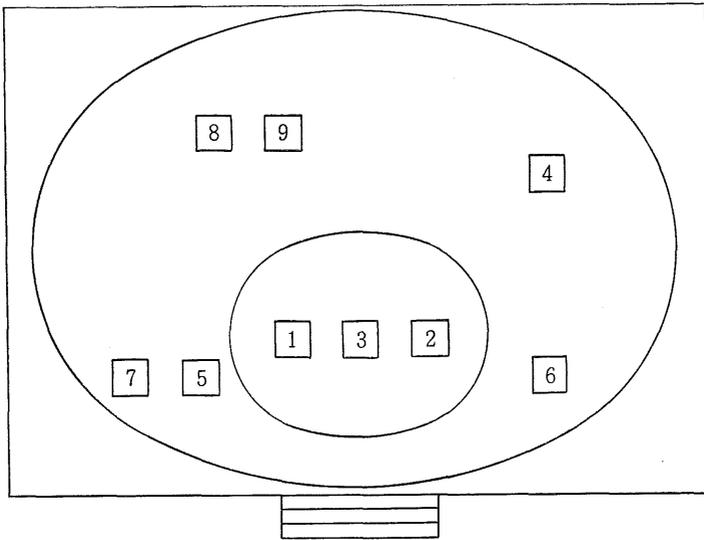
大正六年一月二十日、畑内局が発足して、畑新教監は、「前教監十年一日の如く寢食を忘れて籌画その宜しきを制し、席暖なるに暇なく東奔西走、教義の宣揚に力められたり。されば、教勢の年次発展の域に進みつつあるは、内外の斉しく認むる所なりと雖も、凡そ勢の存する所、即ち害の伏する所たるは古今の通弊なり」との見解を示し、特に社会活動に対しては、「自己の信念に基き自発的に活動するの氣風を奨励すべく、猥らに勧誘的に激励すべからず」、「徒らに虚名に憧憬し、濫に社会の趨勢に奔馳するの情弊を矯め、須らく反省自修鞏固なる信念を樹立せしむべし」との指導要項を支部長に訓示した。^⑪それらは社会活動による一定の布教成果を容認するものではあつても、信念樹立、信心充実を基調にする教政方針の宣示であり、長年に互る直信達の、なかでも佐藤前任教監の布教方針に対する批判的見地からする指導理念であつた。佐藤の展開した社会活動とは、「国民講演」を各地に開催して、社会教化活動による本教声価の拡大を目指すものであつたが、この教化活動の展開によって、「金光教と言えば直に佐藤を思わしめ、佐藤と言えば即

金光教を思わしむるの状態¹²⁾とも表現されるように、社会活動優先の教政運営を生み、ともすれば管長に代表されるはずの統教体制にある混乱を招致していたのである。その意味で、この表現には強ち誇張であるとばかり言えないものがある。

右にみたごとき問題状況を背景に、大正六年一月、第一次畑内局は発足する。畑が、第一次内局の教監就任に際して、前任教監より懸案事項として引継いだ案件のひとつに、教祖奥城改修事業があった。

教祖奥城改修の議は、明治四十四年十二月、教祖三十年祭準備のために開かれた本部重役会議において発議されるが、そこでは、「教祖霊墳と管長及金光家兆域とを区別」して、教祖奥城を教団に移管し、別に歴代管長、及び金光家墓地を新設して、教祖奥城内に埋葬されてきた金光とせ(文政二―明治一八)、櫻丸(明治一一―一四、金光菽雄長男)外の既葬墳墓を移葬し、時期を計って教祖奥城として正式に経営することを申し合わせた¹³⁾。この時点で、奥城境内には、とせ、櫻丸の外、金光宅吉(安政元―明治二六)、金光之照(明治一九―四四、菽雄次男)、金光式子(明一六一―三八、菽雄長女)、の墳墓が設けられていた。この時、奥城改修が発議されるのは、第一世管長の継嗣、金光之照が、同年六月に急逝して、その奥城が教祖奥城境内に設けられたことによって、その境域が次第に狭隘になったこともさることながら、管長家の家族、親族等の墳墓が次々に併設されて、「教祖奥城」としての体裁を損ない、その性格に変化を来していたことによつてである。また、将来にかけては、さらに管長家墓地としての色を濃くし、ますます教祖奥城としての性格が希薄になることが予想されたのである。加えて、本教布教の財源を確保する目的をもって、金光教維持財団の設立が計画され、金光家財産、特に金光家敷地について、本部境内に含まれる所有土地の提供を求める動きが起こるなど、主として、管長家と教団との間に地所の帰属をめぐる問題を惹起していた事情が、その背景に想定されねばならない。右の状況を、概括的観点から表現すると、独立以後の教政の指標は、様々な教内の旧習の改廃に意を用い、独立教派としての近代的教制の確立を目指すものであった、と言えよう。そのような志向の一環として、教祖奥城の改修事業は位置する

教祖奥城見取図



(この図は、金光菽雄の墓標に「昭和21年12月10日建之」
とあるところから、昭和21年以後のものとして推定される。)

	墓標形態	墓 標 名	帰 幽 年 月 日
1	石 八 角 紋 凸 御	金光桜丸雅訓命奥城	明治14年 9月17日
2	石 八 角 紋 凸 御	教祖金光大神人力威乃命之奥城	明治16年10月10日
3	石 八 角 紋 凸 御	金光登勢一子大明媛之奥城	明治18年 2月 8日
4	石 八 角 紋 凸 御	故教監金光四神貫行君之奥城	明治26年12月20日
5	木 四 角	金光式子岸雄媛之奥津城	明治38年11月11日
6	石 四 角 紋 凹 御	劍神金光之照命奥城	明治44年 6月13日
7	石 四 角 紋 凹 御	孝神金光陸子心行媛奥城	大正 7年 5月28日
8	木 四 角	第一世金光教管長金光大陣之奥城	大正 8年12月17日 (昭和21年12月10日建之)
9		(金光遊起) 墓標腐朽痕跡のみ	昭和 2年10月 3日

と考えられる。

さて、奥城改修問題が、畑内局発足以後、改めて具体化され、改修計画の促進が図られるのは、佐藤の管長宛「進言書」^⑤提出という事態の現出を通じてである。大正七年四月以来、辞任を願いつづけていた教監畑が、十二月に至って辞表を提出、帰京した。そして、その直後に、突然、本部重役、安部喜三郎（慶応元一昭和一九）、山本豊（明治一丁昭和一七）の論辞免職が通告され、後継内局を、小林鎮（明治一九昭和二一）、金光義忠（明治二一昭和三七）、金光家邦、金光文孝（明治三五）、金光国開（明治三三昭和四五）によって組局することが管長家において画策される。これに対して強く反対した宿老は、管長に対して厳しく諫言したが受け容れられず、改めて六項目に互る進言書を提出して、管長家の在り方に反省を求めた。その内容は、第一項に端的に表現されている。

吾教祖の直系子孫たる者は、教規教則により教権を受くるも、道は一己人の専有に非ざることを自覚する事を要す。その内容とは、管長職責の在り方について、第一世管長、及び管長家に自重を求めたものであり、以下の箇条に互って具体的に問題を指摘した。すなわち、(一)、広前奉仕者と管長との分限の明確化、(二)、金之神社廢止、(三)、教祖奥城改造、(四)、教祖直系者を本部重役に任じざる件、(五)、管長職に就く者の精神修養、の六項目である。右に列挙された問題性とは、長年にわたって管長家に対して抱いてきた佐藤の異和の内容であり、畑の指摘した「徑庭」の、佐藤の側から抱えた理由であったと考えられる。

また、最後には、

以上の各項御承認の上は、現管長御百年の後、後継管長襲職に付、教内の物議を生ぜしめざる為に、今より後継管長たる者を確定をなしおかんことを切願す。

と付記して、管長家の献策する金光家邦の管長襲職と引き換えに、この六項目への同意を求めたのである。「教内の物議を生ぜしめざる為」とは、第一世管長の庶子である金光家邦の襲職を予想しての表現であり、事実その襲職に懸念す

る者は少なくなかった。^⑧けれども、この進言は先の本部重役罷免から、小林内局組局への一連の画策が、金光家邦を中心になされたものであったこと、第一世管長の老齢化にともなって実質的な管長職責が、非公式ながら家邦へと代替されつつあったことなど、先行する管長家の実際に触れて、敢えて管長襲職問題決着の現実的な候補者を金光家邦と見定めたうえでの対抗措置であった。^⑨その意味で、佐藤の示した進言内容とは、現実には金光家邦に対する管長襲職要件でもあった。

第二項については、後の制度調査委員会において審議される大教会所規定に関する問題であり、三、四項は、いずれも管長家の信仰の在り方、教団構想との関係で、教政が課題としてきた事柄であり、教団全体の教義に及ぼす影響を配慮するとき、早急にその解決が図られねばならない問題であった。わけでも、奥城改修問題に関しては、

教祖奥城の尊厳なると否とは、将来、本教信仰者の死生安心に大関係を有するものなることを理解せられ、速やかに御改造を要す。

と述べて、速急なる決断を要請した。第五項は、一、二項との関りで、管長、神前奉仕者（副管長）相互の分限の均衡保持の上から、教祖直系子孫を管長、副管長（神前奉仕者）以外の本部重役に任じないことを慣例化する意図によるものであり、これは先の小林内局組局の画策にみられる管長権伸長の動きに対する対抗措置であった。第六項は付帯事項との関連で、管長たる者の基本資性として修養を求めたものである。

右の進言は、畑教監辞任直後の、本部重役罷免、小林内局組局の画策に表現された、管長権伸長という局面の中で、管長家に向けられた教団側の対抗措置であったが、他面では、積年の管長、宿老両者の教政運営にみられた疎隔が、具体的な形で表現され、宿老の側から管長に迫るという事態の現出であった。この両者の衝突が、以後の教政運営に与えた影響には少なからぬものがあつた。つまり、この進言書提出によって、管長、宿老の両者は、当面する次期管長の襲職問題の決着を回避し得なくなつたばかりでなく、同時にその襲職要件という形で示された諸問題について、何らかの

打開策を講じねばならないという、緊迫した事態を生み出したからである。わけても、金之神社処理、奥城改修、管長襲職問題の三件に集約される問題が、喫緊の教政課題として浮上せざるを得なかった。

かくて、両者の径庭は、単に両者の個人的懸隔という範囲を脱して、教団の在り方をめぐってなされる教政上の角逐という様相のもとに推移して行くが、このことは、いわゆる「昭和九・十年事件」がその対立要素としての管長対神前奉仕者という構図の中に位置づけられるのに対して、管長および神前奉仕者の、該事件の場所へと嚮導されて行くに於いての発進地が、既に管長、宿老の径庭という事態の中に胚胎されていたことを意味していると思われる。

そこで、次に両者の教団構想の相違を見るについて、教祖奥城をめぐる両者の思念の差異を順次検討していきたい。

二、教祖奥城改修問題と管長家

先述のごとく、明治四十四年に発議決定された教祖靈墳改修と、教祖以外の既葬墳墓の移葬、並びに管長家墓地の造営計画は、新墓地予定地の検分を行い、管長決裁を待つという実施直前の運びにまで至りながらも、教祖三十年祭（大正二年）時に実現しなかったばかりでなく、大正十一年の「教祖四十年祭奉賽会」設置に至る迄の間、実施に向けての具体的動きは特に見られない。なぜ、このように改修へ向けての動きは遅延し、膠着の様相を示さなければならなかったのだろうか。この間の事情は必ずしも詳らかでないが、奥城改修を発議決定した佐藤前任内局の更迭、畑の二度にわたる教監辞任、第一世管長の帰幽、新管長（金光家邦）の就任、大教会所建築等、改修事業の進捗を阻害するに十分な事情は挙げ得るが、なぜ、管長は奥城改修問題に対する態度を留保し続けねばならなかったのだろうか。

ここで、先ず、管長家の意向を窺うに先立って、佐藤をはじめとする教政上の動きと、教内動向との関係を把握する意味で、教内一般の教師が改修を望んだその所願の内容に触れておきたい。

大正六年一月、六級以上の教師、正副支部長、一等教会長、高等学府出の教師を集め、特に教義に関する懇談会として催された「教師懇話会」において、奥城改修を要望する意見が多数出され、参加教師四十八名が自署祈誓して、その着工を管長に請願するという動きが起る。^②その内容とは次のようなものであった。

一、死生、殊に死後に対する信仰を確立すること。

一、教祖奥城を移転し、これを中心として本教一般の納骨所を造営されたきこと。

四十八名の参加教師が決議要望した事柄とは、死生を一貫して説く教義、とりわけ死後の世界を信仰実践の帰結として解説できる教義の確立と、教祖奥城を中心とする教師、信徒一般の納骨所の造営とであった。

教師懇話会における「高橋正雄手記」^②によれば、靈魂の安心は死後における教祖への帰一によって遂げられるとする観点から、その具体的方途を一般納骨所の造営と、その意義を明らかに求めるものであったことが示されている。死後における教祖への帰一とは、死を信心生活の帰結と積極的に把え、教法的に説明しようとする、一貫性と完結性を希求する実践的教義の骨格であった。凡そ、宗教が教義を表明宣布するとき、人間の死生安心をどのように説得し得るかは、その存立の最低の要件とも見られる。特に、本教独立以後の教制の近代化と教義の確立を求める動きの中にあって、布教者達はその点に解決を与える実践的教義を、布教上の生命線とも思念したろう。^②

さらに、この要請がなされる動機を布教意識の側面から見れば、「本教は信徒百万と称しながら、純粹なる信者、すなわち教徒に至りては、之と相応せざるの感あり」との実態把握があった。ここでは、信念向上の不振と教師による教導の不足がその原因として指摘されている。信仰しながら教徒でないことを信心の不徹底と把え、教導の不足という点については教義の不備が指摘されて、「本部の地に於て教徒の遺骨を聚納すべき永宅を設備すべし。これ、生きて靈地に参し、死して亦靈地に参し、生死共に教祖に托する所以の精神を体現するものなり。此の如くして初めて真に教徒をして帰所を得しむるものといふべく、随つて教義も自ら闡明するに至るべし」と主張した。この死後に対する教義の確

立と教祖奥城改修の要請は、奥城改修計画が、単に宿老をはじめ教政者によって描かれた教団構想というだけに留らない事態への展開の様を示すものである。

次に、この請願に対して、管長はどのように対応したかを検討することによって、管長家側の意向を窺ってみたい。教師懇話会の要望に対して、第一世管長は、

教祖の奥城は、教祖御存世中、其の場所、及び方向をも示し置かれたれば、父として申しおかれたることを子として変更するに忍びざれども、教祖としてそれに対する信者一般の願いとあれば、誠に尤ものことと思ふにより、今速答は出来ぬが熟考致しおく。²³⁾

との回答を示した。右の内容によって、明治四十四年に発議以来の管長による決定留保の理由の一端も類推されようが、ここには先の請願に対して、一定の同調を示しながらも、教祖奥城の場所、方向が教祖生前の意志によるものであったこと、個人的心情として、父親の遺志を歪め難いことを挙げて、即答を避けた事実が示されている。「父として申しおかれたること」との受け止め方には、教祖奥城を教団に移管すべく試みる教団側の見解に対して、管長家墓地としての見方を第一義とする心情が窺われよう。そこには、実質上の嫡男、家督相続者の立場から、場所を変更する移葬はもとより、方向に修正を加える改葬にも同意し難いとの強い意向が窺われ、それは、血縁の筋道から把えられた動かし難い見解とも見られる。葬送から墓守り、供養が、家督相続者に課せられた重大な責務の一つであったことを思うとき、この立場と見解の至当性には首肯せしめられるものがある。この第一世管長の決定留保の態度から見る限り、管長家の側には奥城改修への積極的必然性はなかったものと言つてよい。むしろ、教祖の遺志を守るといふ立場から、改修の在り方次第では、即応することはできない、との意向が示されていると見るべきであろう。しかし、それは必ずしも改修そのものに對する強硬な反対意志でないことは注意されてよからう。このことから言えば、個人的な、血縁関係から把えられた現状維持への願望と、管長として教内一般の願いに対処すべき職責との間に矛盾を生じ、この矛盾の間で立場の

選択を迫られねばならなかったことが、改修事業の膠着する原因の一つであったと考えられる。

大正八年七月に再発足した、第二次畑内局は、就任後の十月に至り、「制度調査委員会」を設置して、抜本的な本教制度の調査、審議を進めることとした。同会が設置される直接の動機は、先に述べた佐藤の管長宛進言によって当面した教政課題の打開が図られねばならなかったことにある。同会に対しても、佐藤は審議要項を示して、調査審議の基本態度、参考意見等を十項目に互って示し、審議を要請した。^②

右の参考意見の中で、奥城改修問題については、次のように記されている。

金光大神の奥城は、金光家の祖廟たると共に、亦、金光教祖の祖廟なれば、本教信仰の標的たり。是等に関する事柄を講究すべきものと思惟す。

右は、佐藤の奥城改修への願いの基調をなすものであるが、このように言う根底には、「金光教祖と金光家とは一體不離のものにして、随て金光教と金光家とは又然り」との見方があった。つまり、そこには金光教祖と金光家、金光教と金光家との関係の重要性が強調されながら、実は金光教祖と金光教との緊密性が、強調されようとしている。また、「されど、今は金光家御繁昌にして、信仰上、皆同一の關係と言う事を得ざるものもあれば……」^③とも表現される、金光家(管長家)と教団との間の立場の違い、延いては両者間の教祖認識の相違が凝視されていたのである。しかしながら、制度調査委員会の第一回委員会(大正八年十二月)、第二回委員会(大正九年七月)とも、審議の中心は会計制度の改定と、大教会所規定の検討におかれ、奥城問題にまで議論が及ぶことはなかった。^④

佐藤の示した「金光家の祖廟たると共に金光教祖の祖廟なれば、本教信仰の標的たり」との見方は、金光教祖と金光教との関係を一体と見るものであり、この関係を等閑視して、教祖奥城を私有視することを戒めたものである。「心得べきは、金光教という宗教は世界萬人の宗教にして、一家一人のものに非ざることを明解しおく事最も肝要なり」、あるいは、「金光教あつて金光家あり」^⑤との意見によっても、その教団移管が要求される理由が窺知されよう。教祖奥

城改修について、近親者の立場からのみ把えられた管長家の見解に対して、個人の立場や、私的観点からする一切の見方の放棄を迫ったのである。これら一連の発言が、教祖奥城の改修がいかなる形で果たされるにせよ、教祖霊墳の管長家墓地内からの独立を目指し、教祖奥城の教団経営を果たそうとするものであったことは明らかであろう。

ここで、奥城改修事業が、大正十一年に至る迄の間、頓座しなければならなかった他方の理由である、管長襲職問題に触れておきたい。大正八年十二月、第一世管長の死去にともなうて、翌九年三月十九日、金光家邦が管長を襲職した。この時、宿老として新管長推挙の任を果たした佐藤は、「前管長、腹は異なるも、自分の子たるにおいて変りはないとたておかれたるものなれば、法律上かれこれいふべきにあらず」との見解を示して、自らも新管長補佐の任に専念することを表明した。³⁰ 第一世管長帰幽という事態に遭遇し、管長襲職問題は急旋回して、一応の結末をみる。けれども、一教の教規教則の執行者である管長と、神前奉仕者を別立させた二元体制は、現実の教政運営の上に分裂を生じ、伝統化された管長権とその及ぶ範囲の見定め難さから、一方では管長権の伸長が許容され、他方ではいきおい信仰心情に発した神前奉仕者の神聖視が増大するという、相互間の断層が次第に明確に表現されるという事態の趨勢にはなかつた。むしろ、金光家邦の襲職は、この動きに拍車をかけるものであつた、と言うべきであらう。そして、教内の大勢がそうであればあるほど、教祖への直系的近親性に根差した行為も、ともすれば管長権による教団運営の専横と同一視される場合も少なくはなかつたと言わねばならない。

ところで、その襲職決定に際して、先の佐藤の進言内容に対する管長家側からの承認が得られた訳ではなかつた。その襲職に対して異を唱える動きには依然根強いものがあつたが、「家財を教祖の例にならいて三分し、一分は兄弟に分け、一分は祖先祭祀の資として保存し、一分は世の為に提供せん³¹」と、教祖事蹟として伝承された家財三分の徳義にならうて、その実行を表明している。³² これに対して佐藤は、「誠に此上なき覚悟、道の上にも善き教えともなる事と思ふ」と受け止め、改めて先の進言書への承認を求めるところはなかつたと見られる。

以上のように、奥城改修をめぐる事態は、明治四十四年に発議されて以来、教団の側から数度に亘って管長に進言、請願が行われたにも拘らず、大正十一年に至る迄、殆どその事態に進展はみられない。

次に、教政の側、とくに畑内局は、管長家に対して、どのように教祖奥城の改修を求め、それを教団経営に転換しようとするか、という点に注目して行きたい。それについては、教祖四十年祭奉賽会の動きを中心に考察を進めることとなる。

三、奉賽会と管長、広前両家改修案の対立

前述のごとき事態の推移を経て、大正十一年二月、教監畑徳三郎は、翌年秋に迎える教祖四十年祭の計画準備のため、「教祖四十年祭奉賽会」を設置した。同会は、一、記念布教宣伝、二、教祖奥城御改修、三、金光家墓地新設及其他、四、葬祭場並に信者納骨所の造設、の四件を記念事業と定めて、教祖奥城改修を事業の中心に位置づけると共に、管長を同会の責任総裁と定めて、その完工に万全を期した。

ところで、この間の佐藤の奥城改修事業に対する発言、参与の足跡については、必ずしも詳らかではない。その理由として、佐藤は同会の顧問として、主に諮問に与るといふ立場にはあつたが、既に教政の第一線からは退いて、奉賽会事業の遂行に直接参加する立場になつたことが挙げられよう。加えて、この事業については、金光宅吉や式子（攝胤亡妻、萩雄長女）の奥城を教祖奥城内に併設してきた広前家が、管長家とともに直接の当事者であり、この両家と同会を主催した畑内局の三者間で事態が推移したという事情が考えられる。けれども、佐藤の管長家に対する教団構想上の異和の内容は、広前家の管長家に対峙した相対的位置、またその在り方と無関係であつた訳ではなく、むしろ常に深い関りの中で凝視されていたものと言わねばならないだろう。その意味で、ここでは、広前家と管長家の角逐の様相につい

て、管長、宿老、両者の径庭の現実的な展開相として着目するものであることを断っておきたい。

奉賽会第一回委員会（大正十一年四月十二日―十五日）は、奥城改修事業を主管する齋修部事業計画につき、総裁（管長）、副総裁（副管長―神前奉仕者）の両者による協議の上、顧問（宿老）の意をも徴して、改修計画案を立て、その原案の提出を俟って第二回委員会を開催することを決定した。これを受けて、同年八月十日から第二回委員会までの九月十二日にかけて、正副総裁、正副委員長（委員長―教監、副委員長―高橋茂久平、山本豊）、齋修部長（山本豊^④）、金光文孝、金光義忠等、関係者による数度の折衝が重ねられ、奥城改修の計画と、それに伴う諸事業について全般的な見通しが検討された。

第二回委員会に提出される改修計画案作成の協議に先立って、八月十二日の談合において、委員長は、所願の基調を示す素案を参考意見として両総裁に提示し、「礼拝所を広くして一般の願いに添う様にしたい。金之神社が向こうにあっては、御改修できぬ。第一、金之神社の処置、大切なり。撤（廢するか）、今、他（に）移（動）するか、方法は第二とし、金之神社を処置せねばならぬ」（括弧内筆者）と述べて、礼拝施設拡張と隣接する金之神社処理を骨子とする改修構想案に対する協議を求めた。これに対して、管長は、「教（祖）奥（城が）、西向は教祖の思召しなり」（括弧内筆者）と、従来からの意向を繰り返して述べて、管長家の意向に変化のないことを示した。これを受けて、委員長は、さらに教祖奥城を現行位置で西向きのままとし、南側面に礼拝場所を設け、とせの奥城を西側に鎮めて、垣をめぐらし、山陵にして鳥居を施せば、教祖奥城としての威厳、体裁も整うとの意見を述べ、また、特定近親者（管長家）のためには、教祖奥城を西正面から拝せるよう歩道を付設してもよい、との配慮を示した（以下、これを委員^⑤）。委員長素案が、奥城の墓碑が西向きであるにも拘らず、南側面に礼拝場所を設けるという変則的な改修案を示したについては、管長家の主張する奥城の場所、方向が教祖の遺志である、との考え方に反駁し得ないとの判断によるものであり、また、現実的に西崖下は狹隘なうえ、教祖立教の旧蹟、のちの立教聖場があり、石垣を西へ移動して西側に礼拝場所を拡張することは、現実的にも、信念的にも困難なものがあった。^⑥この委員長素案に対する管長からの返答は得られず、話題はむしろ改修に伴う関連事

業に及んだ。つまり、移葬地（新墓地）の選定、移葬方法、金光三家（山神、正神、四神家）の墓地配分、さらに将来を予想した、歴代管長、歴代神前奉仕者、歴代金光家家族の奥城計画等、具体的な改葬、移葬に伴う諸問題の解決への目途が求められたのである。この時点（大正十一年現在）で、教祖奥城には、教祖夫妻、桜丸、宅吉、之照、式子の外、睦子（明治四一―大正七、菘雄六女）、菘雄の八墳墓があり、絵師迫墓地には喜代（安政六―大正四、宅吉妻）、金吉（弘化二―明治四〇）が、それぞれ埋葬されていた。教祖奥城が両総裁による協議の結果によってどのように改修されるにせよ、移葬地が事前に決定されていなければならず、新墓地の場所、金光三家の葬地配分等の決定は、教祖奥城改修の必要条件であった。この新墓地選定に関しては、当初、比較的近距离で便のよい鍛冶屋谷の桃林を内定したが、小作権をめぐる不当要求に遭い、権現山に予定地を変更せざるを得なかった。そこで、八月十五日、両総裁、宿老等による現地視察が行われ、その結果、樹木もあり景勝も優れていることから合意をみて、権現山に三家の改葬を内定し、移葬のための道路幅員拡張、景勝開墾計画、面積区画配分、等々の実施計画については、常置委員会に委託することとした。

ここで、奉賽会とその主幹者である畑内局の立ち至った情勢を整理しておく、先ず、奉賽会設置の時点で、教祖四十年祭迄に一年九か月、実質的な審議の始まる八月の時点で一年二か月を余すのみという、極めて短期間の猶予しか与えられていなかった^⑦。また、奉賽会を設置した大正十一年二月から、第一回委員会を開催して実質的審議に入ろうとする同年四月迄の僅かな期間に、二六、二一〇円の献納金が寄せられ、奉賽会全体では五八、八四八円余の収入高を記録している^⑧。その金額を、大正十年度の教団全体の歳出合計金額、七八、〇〇三元と比較する時、全教の期待がどれ程であったかを知ることができる。そして、献納金は、その性格上、所願が成就することを前提としたものであり、寄せられた献納金の使途は奉賽会事業に限定されていた。その意味でも、畑内局は記念事業とした四件について、たとえどのような条件下であっても果たさねばならない情勢下におかれていたと考えられる。

けれども、管長より、「明年恰も教祖四十年祭を迎え奉るに丁り、予ての宿願たる教祖塋域の改修を成就^⑨」するとの

確認は得ていたものの、教祖生前の意志に固執する管長家の意向と、畑の言う「一般の願い」との間には大きな隔たりがあった。たとえば、

金光家の祖であらせられた教祖は、また本教者凡ての教祖となられたのである。即ち、現在の教祖奥城に御鎮め申すことは、信者一般の願いとして、何処となく心足らぬのである。何とかして教祖の奥城を金光家墓地と分離して、御仕え申し度いと言うのは、全教を挙げて、年来の宿願であった。且つ又、第一世管長は、その御晩年に於て、部下一般に対し、教祖奥城御改修の事を御誓いなされたのであった。^⑩

との意見にもみられるように、教祖奥城の場所、方向に固執する管長家と、現行奥城を「金光家墓地」と見なし、教祖奥城を新規造設の墓地に移葬し、教団移管を願う教内大勢との間には著しい懸隔がみられる。

畑内局は、そのような事態の中にありながらも、なお改修事業の完工を目指さねばならなかったところから、管長家の意向が教祖の遺志に依拠するものである限り容易に覆し難いとの判断に立って、先述の委員長素案を案出したと考えられてよい。委員長素案は、現行場所、方向を維持する点で管長家の意向に従うものであり、他の霊墳を移葬し、他所に金光家奥城を設けて教祖奥城と区別すると同時に、現行墓地を教祖奥城にふさわしく改修し、礼拝施設を拡張する、という点でわずかに教内の要望に沿うものであったと言えよう。ことに、教祖奥城の現在地での改修は、教師懇話会（大正六）の上申に対して示された、奥城の場所、方向（西向き）が、教祖の遺志に依るとした管長家の意見に対する譲歩を示すものであったが、その譲歩とひきかえに、大正七年末以来、佐藤の要請してきた金之神社処理という、本来別個の課題を盛り込んだものと考えられる。^⑪

先に述べたように、八月十五日、権現山視察を終えて新墓地を内定し、次には、管長、広前両家の各々兄弟による最終的な意見調整を行い、次回にその内容をもって、総裁（管長）、副総裁（神前奉仕者）の立場からの協議案作成を試みることにした。ところが、八月十九日、深夜にまで及んだ両総裁の協議は、管長、広前両家の示す改修案（以下、それぞれ

管長家案、広前家案と呼ぶが、容易に一致することなく、委員長は調停に努めたが、結局折衝は不調に帰して、遂に協議案はできぬままに、第二回委員会を迎えねばならなかった。

管長家の示した意見とは、新墓地に正式な教祖奥城を設けて、教祖の「霊」を鎮めまつる奥城とし、現行の教祖奥城はそのままとして、「遺骸」だけをまつる管長家墓地として維持する。また、絵師迫にある、喜代、金吉の遺骸は移葬して新墓地に納める、というものであった。すなわち、新墓地には葬地から招いた霊をまつる詣墓まじりはかを設けて正式な教祖奥城とし、教祖の遺骸は元のまま、管長家の先祖墓として維持するという、いわば「複葬」とも言うべき考え方を示した。記録によると、「正式に教祖の御墳墓を設けて、『霊を向こう(新墓地)に、こちら(現行墓地)は遺骸』」(括弧内筆者)と記されている。

これに対する、広前家の意見は、金之神社を撤廃して教祖奥城境域を拡張し、教祖夫妻の遺骸をまつるよう改修し、教祖夫妻以外は、新墓地に移葬するというものであった。そして、管長家から示された複葬案に対しては、特に、教祖の「御霊を鎮める事は大教会所の斎殿に、其他は祖霊殿。霊は大切なり」との見解を示し、管長家案と対立したのである。この広前家案は、先の畑委員長の示した委員長素案と、改修構想という点において結果的には同一の改修を目指すものに他ならなかった。

管長家が、複葬形態の改修案を提示したことについては、教祖の遺志として管長家に伝えられた奥城の位置、方向に根本的修正を加えずに、教内の望んだ奥城改修の意向に応えようとするものであると認めることができる。その限りでは、第一世管長と金光家邦との間に見解の相違はみられない。管長家にとって、複葬形態を採って、霊を祭る詣墓を新たに設ける以上、遺骸よりも霊を信仰上の基準とみる改葬儀礼の一般的意義に照らしても、管長家墓地として経営してきた従来の教祖奥城から、新たに設ける教団墓地に、信仰の対象が移行することは十分予想されねばならない問題であった。それにも拘らず、新墓地に正式な教祖奥城を設けるとした管長家案は、多年に亘って教団が望んだ「教祖奥城」

の実現に道を拓くものであり、管長家をはじめ、金光三家の奥城造営にもつながり、さらには信徒墓地、納骨所の付設も可能にするものとして、教内一般の要請を満たすに十分なものであったばかりでなく、金光教祖祖廟造営、信仰標的の造出という、佐藤の求めてきた改修要件にも応えるものであったと言えよう。少なくとも、そこには教祖奥城を管長家の私的な先祖墓として把握、教団の要請する改修に対しては保留を表明してきた従来の態度からの進展を認めることができる。その意味で、管長家の示した複葬案は、教団的要請の実現を可能にする、具体的回答であったのである。

ところが、これに対して広前家の示した見解は、奉斎に関する教義的観点から、管長家の見解に異議を唱えるものであり、その改修構想という点でも大きな隔たりを示すものであった。すなわち、教祖の「霊」を新墓地に設ける教祖奥城に鎮め祭るとの考え方に対しては、教祖の「御霊を鎮める事は大教会所の斎殿に」と、その鎮祭場所に異見を述べ、また、改修構想の上でも、金之神社を撤廃して現在地に教祖夫妻だけを祭る奥城として改葬し、他を新墓地に移葬するという、委員長素案と同様の見解を示したのである。

広前家の見解にみえる奉斎に関する教義的観点とは、原則的には、教規による奉斎規定に準拠するものとも見られる。そこで、広前家の意図するところを知る上で、教規上の奉斎規定とその淵源に触れておきたい。

第二条 本教は教祖金光大陣立教の主旨に則り左に掲ぐる神を奉祀し礼典を修業し信神の正理を講じ天地の大理を明にし愛国心を養い顕幽一致死生の安心を宣伝するを以て目的とす

月乃大神
日乃大御神
金乃大神

此三柱を天地金乃神と奉称す

右天地金乃神の外に教祖神を奉祀する

第四十四条 教会所内には祖霊殿を設け教師教徒信徒の祖霊を祭祀す⁴⁾

右の二か条によって、神殿には天地金乃神と「教祖神」、祖霊殿には教師、教信徒の祖霊を祀ることとして、奉斎の対象が明記されていたのである。この大正十一年現行の教規における奉斎規定は、明治三十三年の独立時に定められた『金光教教規』を現行とするものであり、大正十一年現在で、この簡条に変更は加えられていない。⁶⁵⁾

では、この規定は、歴史的にみて、どのような変遷を経て、独立教規の規定となったのだろうか。独立以前の神道金光教会の時代に、奉斎神はどのように規定されていたろうか。『神道金光教会規約』（明治十八年六月制定）では、「右三柱（月乃大神、日乃大御神、金乃大神——筆者）の神を本会主神とし、左右相殿に、産土神、教祖神霊を鎮祭す」（第貳章）と定め、また、『同条規』（同二十一年三月改正）でも、「右三柱の大神を表明祭祀し、左右相殿に産土神、教祖神霊を鎮祭す」（第貳條）と規定している。⁶⁶⁾ 以上によって、独立以前までの奉斎様式を窺うと、正中の齋殿に三柱の神を祭って主神とし、左殿に産土神、右殿に「教祖神霊」が祭られていたのである。そして、教祖は、「教祖神霊」、「鎮祭」という用語をもって規定されていることから言えば、明治十六年の帰幽以後、一定の期間迄は霊の神として祭られていた事実を知ることができる。この規定を、独立教規の奉斎条文と対照するとき、教祖は独立まで「教祖神霊」として右殿に、左殿の産土神とともに、「左右相殿」の様式をもって、「三柱の大神」とは別の奉斎対象として鎮祭されたのに対して、独立後は、天地金乃神と共に「教祖神」として、齋殿に奉祀されるようになったことが知れよう。独立以前は霊神として鎮祭されていた教祖が、独立以後、天地金乃神と共に神座である齋殿に祀られ、他の祖霊神は祖霊殿に奉安するよう規定に変更が加えられたについては、主神、教祖神、霊神をそれぞれ奉斎するについての教義解釈上、また、教祖を認識する観点の上に、歴史的な何らかの変化が生じたものと考えられる他はないだろう。右の疑問の究明は他日を期すこととして、ここでは右にみた奉斎規定の変遷から、教祖は、独立以前には「教祖神霊」として、奉斎主神とは別に霊として右殿に祭られていたこと、そして独立以後には天地金乃神と共に「教祖神」として、齋殿に奉斎されるようになったことを確認しておくに留めたい。

右のごとく、教規の規定によってみる限り教祖の奉斎上の位置づけは確定されていたわけであるが、必ずしも現実の信仰の上で、「教祖神霊」、「教祖神」の用例が、独立前後で截然と区別された訳ではなく、また区別できる教義的根拠が、信仰の内実として一般化していたとも言えないものがある。たとえば、明治二十一年に佐藤範雄によって著わされた『慎誠正傳之弁』にも、「教祖神」という用例は数多く見られるし、逆に大正八年、第二十六回定期議会における佐藤臨時教監の「教政方針」^④にも「教祖神霊」という用語が用いられている。このように、同一人によっても双方の用語が現実的に並用されていることは、独立を境に奉斎対象としての教祖の教義的位置が、信仰の内実として確定したことを明確に意味しないばかりでなく、奉斎上の規定が、霊から神へと変更されたことの積極的な意味、つまり独立当時教義が闡明され、信仰の内実がより明確化したことによると見るわれわれの通念を否定するものとさえも考えねばならない。

そのように見るとき、広前家の示した、教祖の「御霊を鎮めることは大教会所の齋殿に、その他は祖霊殿」との見解が、一面では、教祖奥城に教祖の霊を鎮めるとした管長家案に、大教会所奉斎に関する教義的側面から、その根拠を問うて迫るものではあっても、必ずしも独立以後の教規に条文化された「教祖神」についての教義的位置づけを根拠にした、管長家案に対する反論であったと即断することはできないだろう。もとより、広前家案が、新墓地に設ける詣墓としての教祖奥城に、教祖の霊を鎮めるとの、管長家案に対する反論であることに相違はないが、むしろ、広前家が管長家の改修案に反対する根拠とは、その奉斎を霊として行うか、神として行うかという点に関係なく、複葬形態の詣墓を新たに設けて教祖の霊がそこに祭られることによって、大教会所齋殿に奉祀してきた教祖を、奉斎行為の上で相対化することとなり、とすれば、大教会所神殿の奉斎によって表現された教祖の教義的位置を無視する、より具体的な信仰対象の造出を結果するとの懸念ではなかつたらうか。それだけに、広前奉仕者の立場からは、一層明瞭に、教祖の「御霊を鎮めることは、大教会所の齋殿に」、教祖奥城には「亡骸丈」を祭る、との見解を示して反対したのである。さらに

この立場からすると、管長家案が現実の意味するところは、教祖の奥城には、全く修正が加えられずに、管長家に帰属する墓地として、現行の景観が保持される訳であり、たとえ教団墓地に正式な教祖奥城を設けたにせよ、慣習化された信仰的威信は、なお現行奥城、従って管長家墓地に残存する可能性があり、この点についての懸念が残されていたのである。

要するに、広前奉仕者の立場からすると、管長家の示した複葬案は、新たに霊を祭る詣墓を設けるという点で、大教会所齋殿に奉祀してきた教祖を現実の奉齋行為の上で相対化するものであり、第二に、現行奥城を管長家で維持するという点において、従前の教祖奥城としての威信を管長家に帰属せしめる結果となるところから、複葬形態の詣墓を設ける管長家案は排斥されねばならず、さらに、大教会所齋殿奉仕の絶対性確保のために、教祖奥城には「亡骸丈」を祭るとの性格づけを求め、しかもそれを管長家に帰属せしめるのではなく、「管長家」に代る正統的脈絡、つまり「教団」という正統性の中へと位置づけるべく、その移管を求めたのである。

その大教会所齋殿奉仕に絶対的位置づけを求めるといふ広前奉仕者の立場は、近代的教制の確立を目指して教内旧習の改廃を急ぐ教政者の教団構想、つまり、「金光教祖」祖廟造営を念願した佐藤の立場と、教祖に対するあらゆる世俗性や相対性の拒絶を求めてやまなかった、という点において重なり合うものが認められる。その意味で、佐藤宿老と神前奉仕者とは、各々が立たされた立場に相違はありながらも、かかる意味での教祖をその認識としたという限りにおいて、両者は管長家に連横して対峙するものがあったと言わねばならない。

ところで、教祖奥城の改修場所を、管長家の意向に従って、現行位置、方向という制約下に想定せざるを得ないとすれば、残された課題は、いかに教祖奥城にふさわしく改修するか、またその教団移管が可能か否かの二点に絞られ、その点では、畑の示した委員長素案は、これらの現実的な争点をよく反映した妥協案であったと考えられる。

上述したように、管長、広前両家案の対立によって、第二回委員会に提出されるべき協議案は成らなかつたばかりで

なく、教祖四十年祭奉賽会は、委員会側が新たに持出した改修要件である金之神社処理をめぐって、改めて管長家と対立するという事態の中にとらえられて行く。この間にあって、回会顧問の佐藤をはじめ、正副委員長によって管長家に対する金之神社処理に同意を求める調停が試みられるが、金之神社祠堂、金光別弘の金之神社祭祀の教義に反駁する論拠を見出せないままで、委員会審議を中断しなければならなかったのである。

結果、総裁（管長）は、奥城改修を教祖五十年祭迄延期する旨の裁定を下した。この裁定に対して、委員会は撤回を求めて陳情書を提出するという異例の事態にまで発展したが、教祖五十年祭を最終期限とし、四十年祭奉賽会の継続事業として、新墓地設計に伴う調査研究を常置委員会に委託するという内容を確認するだけに留った^④。以後、大正十四年四月の大教会所炎上によって、その復興が急がれる為、奥城改修事業はその予算をあげて復興造営部（昭和二年七月設置）に編入され（昭和七年）、教祖奥城改修に関する奉賽会事業は、昭和九・十年事件による管長排斥によって放棄されたまま今日へと至っている。

おわりに

以上、奥城改修問題の経緯を追って、教祖四十年祭奉賽会事業として取り組まれながら、管長、広前両家案の対立という事態の中で、実質的に頓座して行くまでの動きと、そこに表現された各々の立場での信仰の在り方を、教団構想との関りで見えてきた。そこで、本稿をむすぶにあたって、改めて管長、宿老の徑庭の実相として、該問題を把え直し、もって奥城改修問題の示唆する事態を把握しておきたい。

教祖四十年祭奉賽会の記念事業として、大正十二年十月の完工を目指した教祖奥城改修事業は、管長、広前両家案の対立によって、管長家と教団との間に教団構想の相違とも言うべき問題を露呈し、結果的には、奥城改修事業に乗じて

金之神社処理をも同時に果たそうとした委員会側の追行条件が、管長、及び、金之神社祠掌金光別弘によって拒否され、その改修事業自体が自縛の道を歩まざるを得なかった。

教祖奥城を金光家先祖墓としても見なければならなかった管長家に対して、金光教祖祖廟としての改修を求め、教団への移譲を求める教政者の教祖認識とは、いかなるものであつたらうか。

茲に尊い事は、明治五年改暦の御詔書が煥発されて六年より行われ、十年を経て神上りの日が、新舊共に十日の日であつた事である。此の御十日という日は、夙くより教祖が天地の祖神より生神金光大神の御祭日と定め給ひし随々、自ら御祭りなされた日であつて、信者は御十日を御蔭日と称えて、改まって信心するお日柄である。舊で拝んでも新で拝んでも同じ御十日である。かくて此の十月御十日は教祖永年の御大祭となつた。⁵⁶⁾

右は、佐藤範雄が『教祖四十年祭余の回顧の一端』で、教祖帰幽の十月十日を、のちに教祖大祭執行の日と定めた事について、その意義を説き明かしたものである。ここでは、教祖大祭の由来を述べて、教祖帰幽の日は恰かも「生神金光大神祭日」として年一度の祭りが営まれた日にあたり、殊にこの「御十日」という日柄を、信者は御蔭日と称えて信仰した、という縁故が物語られている。教祖神を祭る教祖大祭は、教祖自身が営んだ「生神金光大神祭」と「御蔭日」に由来するものとされているが、同時にこの解釈は、教祖を認識する観方として、のちの生神という神格において教祖を把える教祖認識の視座の形成を準備するものでもある。さらに、同書では、生神金光大神という教祖の神号が、教祖現身の信仰に対して授けられた神号であるとの、従来行われてきた一般的認識を否定し、「生神は永世無限に生神」であるとの見解を示しており、その意味でも、「生神金光大神」は教祖一代の信仰に顕われた神であると限定するそれまでの考え方を排して、永世生通しの神としての「生神金光大神」を、いわゆる「教祖」の内実と捉え、その神格において教祖を認識するという、いわば、教祖神格化とも言うべき観点への転換を示すものであろう。この教祖神格化という教義化の営みは、生神としての教祖を現実的に可能な信仰の最高の雛形として奉掲することによって、教団を統べる信仰標

的を造出するものであり、そのためには、教祖のあらゆる人間的側面、別言すれば、金光家祖霊としての教祖という観方は、極力排除されねばならなかったのではなからうか。このことは、以後の教団が、生神金光大神という神格においてのみ教祖を位置づけようと腐心してきた歴史によっても証左されていると思われる。^⑧

簡略ながら、右にみた教団側の教祖認識の視座からは、管長家の固執する奥城経営の態度や、祖霊としての教祖に対する信仰を積極的に位置づけることも、容認することもできなかったのではなからうか。

しかしながらその反面で、特に直信世代の信仰に顕著にみられる「教祖は人でありて神である。神でありて人でおわす^⑨」との認識、すなわち、人としても、同時にまた神としての側面をも「教祖」に認めねばならなかった事実や、「教祖神」と「教祖神霊」との間に確信的区別がみられないことは何を意味しているようか。この、いわば教祖認識の二面性は、それが一旦教義として表明される時には、神としての側面が強調され、信仰実感としての言葉に表われる人間的側面や、霊としての側面は埋没せしめられて行く。このことが、基本的に奥城改修に対する管長、宿老、両者の立場を分けるものであったと考えられるのである。

以上の結論に立って、改めてこの間の管長と宿老、あるいは神前奉仕者の立場を顧みる時、各々の信仰の在り方やその教祖認識は、現実の教団構想や、教政課題に深々と規定づけられる他はなかったものと言わねばならないだろう。そこで、さらにこのような観点に立って、歴史過程において認識された教祖が、どのような教団構想の中に映し出され、実現されようとしたか。また、そこで実現されたものが何であったのか、という点を、九・十年事件への望見として確認して行くことを、他日の課題としたい。

(教学研究所所員)

注

① 「金光家邦宛、畑徳三郎書簡——金光教部長会記録——」大正八年一月一三日。

② 畑が、管長への直答を控え、その身辺にあつて管長事務を執つた金光家邦に返信した事情について、同書簡では次のように前置きしている。

サテ、昨夜管長閣下ヨリ、「ジシヨクワキキトドケル〇ヨウアルスグコイ〇ヘンマツ」と御電信有之候ニより、不取敢「ジシヨクユルサレ〇アリガタクオウケス〇ヨギナキコトニテマキレヌ〇イサイフミニテマラス」と御答電申上置候。就ては御直答を差控へ貴台迄御答申上候。

左之次第何卒閣下へ宜敷御申上の程希上候。同右資料。

なお、畑が直答を控えたのは、後継内局組局に関する何らかの説得、あるいは人事工作に配慮せしめられることを忌避しようとする意図によるものである。

③ 「中野辰之助メモ——中野辰之助所蔵資料——」。

④ 畑内局は、大正六年一月二〇日、第一次内局が発足以来、昭和四年に高齢を理由に退任する迄の間、四度に亙る就退任を繰り返した。そこで、便宜上それぞれの内局を左の通りに呼ぶこととする。

第一次内局 (T・6・1・20—T・8・1・28)

第二次内局 (T・8・7・27—T・10・3・17)

第三次内局 (T・10・10・16—T・14・7・22)

第四次内局 (T・15・12・6—S・4・5・13)

⑤ 「金光教部長会記録」、大正一〇年三月一〇日。

⑥ 「宿老規定」(大正九年三月二六日制定)、および、「辞令」によつてみると、佐藤範雄が宿老と呼ばれるのは大正九年五月以後のことであるが、実際にはそれ以前にも佐藤を「宿老」と呼びならわしていたことを示す史料は多い。特に、大正六年一月二〇日、佐藤の教監退任にあつて管長の示した沙汰書の文面にも、その用例がみられるところから、少なくとも大正六年以後においては、職名としてでなく、もっぱら普通名詞的用例として佐藤範雄をこのように呼称したものと思われる。本稿では、そのような見方に立って、大正九年以前の記述についても宿老とした。『金光教徒』第一四六号、大正六年一月二二日、参照。

⑦ 宮田真喜男「大正六年から十一年頃の畑教監時代の教団の問題」紀要『金光教学』第一一号。

なお、同論文では、「副総裁なり正副委員長は、改修を実現するため金之神社の移転もしくは廃棄を強硬に迫った。その迫りは、奥城改修ではなく金之神社の廃棄が目的であったといえる。何故ならば、奥城に礼拝施設を設けることを唯一の目的とするのであれば、現在地を拡張するよう計画を変更すれば、所期の目的は達せられなくもない。——中略——にもかかわらず、南側からの礼拝施設に固執したのは、金之神社の移転、廃棄が、その主たる目的であるとしか考えられない。」との所説を述べて、奥城改修と金之神社処理問題とを内容の上で関連づけてい

- る。しかし、本論は、後に第三章、及び注⑯でも触れることとなるが、両者は本来別個の教政課題であったとの観点に立って、奥城改修問題を中心に、そこにみられる管長、宿老両者間の経庭の実相解明を目指すものであることを断っておく。
- ⑧ 「今後の自分の活動は、自分で計画を立てる事なく、青年に従うて進みたいと思う。」佐藤範雄談「信者たる吾」上、下、「金光教徒」第一四六、七号、大正六年一月二日、二月一日。
- ⑨ 「昭和九・十年事件概観」六九―七四頁。「烟徳三郎師の教監時代」五八―六四頁。
- ⑩ 新たな世代の台頭を各教区支部の動向にみると、支部長、副部長に、彼ら直信から数えて二代目に相当する人物の輩出が顕著である。片岡幸之進、吉田新太郎、寺田金次郎、中野辰之助、谷村萬之助、和泉乙三、佐藤一夫、古川隼人等がそれである。彼等はいずれも、大正六年現在で、二〇代後半から四〇代にかけての青壮年期の教師である。
- ⑪ 「烟徳三郎教監宛、高橋正雄書簡」大正六年一月一九日。
- ⑫ 「支部部長へ訓示要項―部長会記録―」大正六年三月五日の条。
- ⑬ 「金光家邦宛、烟徳三郎書簡」大正八年一月二三日。「阪井内局の事情について」三九―四三頁、阪井発言参照。
- ⑭ 「教祖奥城改修の件協議要項―重要会議日誌―」明治四四年一月二五日―九日。
- ⑮ 古川隼人「昭和九年十年事件記録第一集」六五―六七頁。一
- 金光教維持財団設立宣言」、同規則「大教新報」第三三三号。
- ⑯ 「大正七年末進言書―重要会議日誌―」。
- ⑰ 「金光教部長会記録」一一―一九頁。「大正七年二月末、管長ト懇談進言ノ件―重要会議日誌―」。
- ⑱ 大正九年三月一七日「金光家邦ヲ管長ニ選定セルニ付、親族会ヲ開催シタル際ニ於ケル金光国開氏記録」。
- ⑲ 「高橋正雄日記（大正九年）抜萃」。同右「金光国開氏記録」。前掲宮田論文、三章参照。
- ⑳ 「烟前委員長陳述概要―教祖四十年祭奉賽会(一)―」なお、奉賽会に関しては「教祖四十年祭奉賽会」(一)、(二)、(三)、(四)、(以下「奉賽会」(一)、(二)、(三)、(四)と略する)を参考にした。
- ㉑ 「教師懇話会」「金光教徒」第一四六号、大正六年一月二二日。「第二回教師懇話会」、「教師懇話会(統)」「金光教徒」第一四八号、大正六年二月一〇日。
- ㉒ 同右「高橋正雄手記―教師懇話会(統)―」。
- ㉓ 本教の教義未だ闡明し居らざるやの憾みあり。―略―死者を送り靈神を祭る(俗訓)式文の如き、之を貫く精神は全く信心の告白ならざる可らざるに、かかる嚴肅なる意味において果して如何に研究されつつあるか。かくの如く吾人自ら内に全く安心すべからざるものありては、献立成らずして客を請ずると等しく、其間不知不識躊躇となる亦止むを得ざるにあらずやと。同右資料。

- ②③ 前掲「畑前委員長陳述概要——奉賽会(三)——」。
- ②④ 伝記『金光大神』二八四—二八五頁、『研究資料金光大神言行録』二六六—二七一四には、奥城の位置についてそれが教祖生存中の意志によるものであることを裏付ける伝承がみられる。
- ②⑤ 佐藤範雄「金光教制度調査委員会に就いて——金光教制度調査委員会関係資料——」。
- ②⑥ 同右資料、第七項。
- ②⑦ 管長家の教祖認識、教義解釈が問題化されるについては、金之神社問題との関りという側面を無視することはできないが、本稿は注⑦で断った見解に立つものであり、この点の解明は前掲宮田論文の研究成果に負うこととして、本論では、関係する事柄への論だけに留めておきたい。
- ②⑧ 同会での審議内容については、前掲宮田論文、二章、三章に詳しいので参照されたい。なお、同会は、第二回委員会をもって、その審議が打切られている。
- ②⑨ 前掲佐藤範雄「制度調査委員会に就て」第六項。前掲「金光国開氏記録」。
- ③⑩ 前掲「高橋正雄日記」。同右「金光国開氏記録」。
- ③⑪ 同右「金光国開氏記録」。
- ③⑫ 現管長ノ御襲職ノトキ相続サルベキ遺産ヲ処分シテ三分ノ一ヲ御道ノ為メニ捧ゲラル、コトヲ誓ハレタルガ官署ノ取調等ノタメ意外ニ日子ヲ要シ近頃終了シ山林田畑器物ヲ評価セシメ前
- 管長御在世中御分置ノモノヲ除キタル額ノ三分ノ一、即チ、壹万四千弍百円ヲ債券ニ代ヘテ差出サレタリ。——中略——カカル御金ハ額ノ多少ニヨラズ、其ノ御精神ノ存スル処ヲ難有ク御享ケシ度シト思フ。「理事者教政方針演説——金光教第三二回定期議会議事録——」、大正一〇年三月二日—三日。
- ③⑬ 「教祖四十年祭奉賽会委員会協議事項(第一回、大正一一年四月二日—五日)——奉賽会(一)——」。
- ③⑭ 「奉賽会職制」は、総裁を管長、副総裁を副管長、顧問は長老、委員長は教監をもってそれぞれ当てることを成文化しているが、副委員長については「副委員長ハ委員長ヲ輔ケ委員長事故アルトキハ之ニ代ル」(第九條)と規定しているだけであり、また他の資料からも副委員長が誰であったのか、その氏名が判明しない。そこで、本稿では、畑内局の専掌の一人である高橋茂久平が宣伝部長である(「第二回委員会記録」)ところから、残る一人の専掌である山本豊が斎修部長であり、この宣伝、斎修部長が同時に副委員長ではないか、との推測に立った。
- ③⑮ 「第二回委員会記録——奉賽会(一)——」
- ③⑯ 前掲宮田論文では、「奥城に礼拝施設を設けることを唯一の目的にするのであれば、現在地を拡張するよう計画を変更すれば、所期の目的は達せられなくもない」(二四頁)との見方に立って、南側に礼拝施設を設けようとする委員長提案、広前家案は、金之神社の移転、廃棄を主たる目的とするものであったと述べている。しかし、私見によれば、委員会側が結果的に金之

神社処理という教政上の懸案を、現行場所における改修という管長家の意向に対する交換条件として盛り込むことになったとは言え、注⑦でも触れたように、奥城改修、金之神社処理の両案件は本来別個の課題であつたばかりでなく、畑内局としては奥城改修の完遂こそが焦眉の教政課題であつた、と結論せざるを得ず、金之神社処理が主なる目的であり、奥城改修は二義的の事業であつた、との所説には従ひ難い。

③⑦ 教祖奥城御改修ナルガ……之ハ最モ重大ナル事業ナレバ全教一致誠意ヲ捧ゲテ成就致シ度シ。斯カル大事業ハ多クノ時日ヲ要スルコトナレド、期間長キ時ハ却ツテ不浄ヲ生ズルノ虞アリ、辛力不辛カ期間短キガ故ニ却リテ不浄ノ入ルベキ餘地ナカラシカ。「教祖四十年祭奉賽会——金光教第三十二回定期議会議事録——」。

右にみられる通り、教監畑は、本来このような大事業を遂行するには長期の時日を要するものであることを認めながらも、その期限の短いことを積極的に把え、むしろ長期化することを危惧してさえもいたのである。

③⑧ 「奉賽会収入高調(天正二年四月二日現在——奉賽会(一)——)。

③⑨ 「議会開会に対する管長諭告——第三二回定期議会議事録——」、大正一年二月一九日。

④① 「教祖四十年祭奉賽会に就て」『金光教徒』第三三三号、大正一年四月一〇日。

④② 八月二十一日夜、正副(総裁)、顧問(豊)、正副委員(長)、高

(橋)、山(志) 出テ(八月十九日夜の広前家案に對する) 返事ヲ承ルハ
 ▲総裁▽教祖ノ奥(城)ハ、(現地にて改修)。他ノ方々ハ新墓地
 (に) 移葬。

▲顧問▽教祖、一子(大明神)、桜(丸)、アノママニテ、アノ俣
 ニテ改修スルコト、金乃神社ハ他ニ移転スル事、顧問トシテ(申される)。

▲総裁▽一子(大明神)、桜(丸)、一斉動カサヌコト、ソレデ結構
 デアルガ、先キ述ベタノガ(金之神社移転の件) イケヌ(との) コト
 ▲顧問▽此レニツキ金乃神社ハ御一步ヲ譲ラレタイ。当分トハ
 如何。今金乃神社ノ御処理出来ネバ永遠ニ御処理出来ヌ——以下略(括弧内筆者)。「第二回委員会記録——奉賽会(二)——」。

「金乃神社は御一步を譲りたい」との顧問(佐藤)の発言は、冒頭にみられる八月一九日夜の委員長素案、広前家案に示された現行位置での改修に承諾する旨の総裁発言を受けて、しかし、金之神社移転には応じ得ないとの言明に對して、再度譲歩を促す発言である。この顧問発言は、現行位置に固執する管長家の意向を汲んで現地での改修に同意を与えたのであるから、管長家側も金之神社処理について「御一步を譲りたい」と進言したものと読めよう。つまり、教祖奥城改修工事を行う機会を、隣接地の金之神社処理の好個の時機と把えて、その同時遂行を企てたものとみられる。金之神社処理とは、言うまでもなく顧問である佐藤が、大正七年末の管長宛進言書で、奥城改修と共に速急な解決を求めた事柄であつた。

④ 管長家案に示された、いわば広義の二重墓制とも言える改修案を「複葬」と呼ぶについて、主として民俗学、史学、考古学、民族学などの立場からする葬送、墓制研究における、「両墓制」との関係について少しく断っておきたい。一般に両墓制とは、遺骸を埋めた埋墓と、石碑を設けて永く霊魂を祭る詣墓(祭墓)とを、同一村落内においても地所を異にする墓制を言い、「遺骸の死穢にまつる忌の觀念と淨靈を別の淨地に祭らうとする靈肉別留の觀念が両墓制の生因である」(柳田国男『葬送習俗語彙』)とされ、現行事例にみられる偏差、変容形態の多いことなどから、墓制史上の明確な位置づけに關する定説はないとされる。もとより、管長家案に示された改修案が、死穢觀念や靈肉別留の觀念から出たものであるとか、また魂の淨化供養という信仰に依るものとは考え難い。それは、教団の求めた死生安心の教義的標的として「教祖」奥城を改修し、教祖の祖廟の建造を意図する動向に対応する改修案であり、その意味から、遺骸を祀る墓地と靈を祀る奥城とを同時に經營する二重の墓制を採るものではあつても、一般に民俗学などで言う両墓制、あるいは、二重墓制とは見なし難い点が多い。そこで、誤解を避ける意味で敢えてこれらの用語の上位概念という意味をこめて「複葬」という概念をもって管長家案を規定しておきたい。白石昭臣『日本人と祖靈信仰』、佐藤米司『両墓制の問題点』『葬送墓制研究集成 第四卷、墓の習俗』所収、参照。

④ (八月) 十五日ノ日、権現山三行キ、其夜、顧問、小生(旭)

ト両(總)裁、四人ナリ。夜十二時ニ至ル。管長ニ於セラレテハ管長ノ兄弟ト御相談出来 広前ノ才兄弟ニモ御相談ヲナサルヨカロート、御相談出来。(十九日夜) 管長家ノ御相談、御広前(家)ノ御相談云々ト。要スルニ、

○一部(管長家)ノ意見トシテハ、金乃神社ヲアノ俣ニ、而シテ、絵師迫ノ方々ノ遺骸ヲ一処ノ奥城ニ納メル処ニシ、正式ニ教祖ノ御墳墓ヲ設ケテ「靈ヲ向フニ、コチラハ遺骸」

○金光様ハ教祖ノ奥城ハ一子妙神様ト同ジニシタイ。金乃神社ハ撤廃ト云フコト。一諸(總)ニ奥城(教祖夫妻を)。ナキガラ丈ケ。御靈ヲ鎮メル事ハ大教会所ノ齋殿ニ。其他ハ祖靈殿。靈ハ大切ナリ。——以下略。

○若シ教祖ノ言葉其儘ニ信仰スルモノハ大切ニ御遺骸ヲセネバナラヌ。此ノ辺ノ処ヲ御賢察アリタイ(と申し上げたところ)、総裁ハ尚考ヘタル上御返答スルカラ(と言われた。(括弧内筆者)「第二回委員会記録——奉賽會(二)——」。

ここで、「靈を向こうに、こちらは遺骸」との管長家の意向について、「向こう」を新墓地と見、「こちら」を現行奥城と解する理由を述べておきたい。先ず、この時点で新墓地とは予定地、権現山を指すものであり、八月一九日夜の会談は、前後の会談の場所から推定して管長室、または教殿一室で行われたと考えるのが妥当であるところから、現行教祖奥城よりも遠く数キロを隔てた南方に位置する権現山が「向こう」でなくてはならない。次に、「靈を向こうに……」以下の言葉が、「正式

に教祖の奥城を設けて」という、前段の新墓地計画の内容を受けて、「靈を向こうに」と表現されていると解すべきであり、その意味からも「向こう」とは新墓地を指し、逆に「こちら」とは現行教祖奥城を示すと考えられる。

④④ 教則「教会所構造方式規則 第三條」参照。

④⑤ 但し、第四四條は、独立教規では四三條に相当する。これは明治四五年に「管長襲職規則」が定められて、第二二條に挿入されたためである。

④⑥ なお、産土神を左殿に奉祀したことについては、明治一七年一二月に定められた「神道産土講規約」に準拠したものであり、明治三三年本教独立によって、神道教規の檢束下から脱したことによって、以後その規定は消去された。佐藤範雄『信仰回顧 六十五年』上、一一五頁、『内伝』八一—一〇頁。

④⑦ 昨大正七年ハ教祖三十五年大祭奉仕ノ式ニ相当セルヲ以テ春以來諸般ノ計画ヲナシ其ノ大祭ヲ奉仕シ在天ノ教祖神靈ニ奉答スル誠意ヲ表現センコトニ努力ヲ尽シ——以下略。(傍点筆者)「佐藤教監大正八年度教政方針發表——第二六回定期議會議事録——」。

④⑧ 「金光家邦管長宛陳情書(大正二年九月二〇日)——奉賽会(三)——」。「第二回委員會議決通知——(大正二年二月二九日)奉賽会(三)——」。

④⑨ 「奉賽会委員會決議事項(昭和四年二月二八日)——奉賽会(三)——」。

④⑩ 佐藤範雄『教祖四十年祭を迎へたる余の回顧の一端』六〇—六一頁。

④⑪ たといえば、そのような視点を明瞭に表現したものは伝記『金光大神』であり、その「まえがき」は次のように記している。

もとより金光大神は、金光教という教義、教団の開祖には相違ないのであるが、それは、ただ開祖という歴史的存在にとどまらずして、まことに、神と人との取次者としての、永遠の存在である。したがって、本書には、「教祖」という言葉なるべく、さげることには注意した。この永遠者の、永遠にいき、永遠に活動し、永遠に進展して行く一つの段階としての、その現身をもたれていたあいだの事蹟をとらえて、これを記述したのが、すなわち本書である。

④⑫ 堤清四郎記「神誠正伝」序言。

教語の筆写活動について

— 筆写本研究 —

宮田喜代秀

はじめに

明治二十七年(一八九四)四月、神道金光教会創立十年祝祭が本部において執行された翌十一日、教祖遺訓収集の旨が口達され、^①次いで二か月後、その達示が文書をもって全教に達せられた。その内容は、既に公布されていた十二か条の「神誠」以外の教祖の御教えを、七月十日までに本部へ各信奉者が提出するよう、分所、支所、説教所、事務所の担当者に取り計らい方を求めたものであった。この達示によって、本部当局が教祖遺訓について一般信奉者を含めての広範な収集活動を企図したことを知ることができる。

ところで、この達示がなされた明治二十七年(一八九四)は、前年の十二月に、教祖没後の教内の精神的支柱であった金光四神(一八九一〜一八九三)が帰幽し、ために、当時十五歳の若き金光攝胤を新たな神前奉仕者と仰ぎ、教団をあげて一致結束の機運を起こそうとする時期であった。^②金光四神の神勅時代十年間において、本教では、明治十八年(一八八五)神道備中事務分局所属金光教会の設立、同二十年(一八九一)神道本局六等直轄教会昇格、二十三年(一八九四)四等直轄教会へというように、次第に組織化

が進み、それに伴い、教線も、東は東京、西は九州、北は北海道までに広がり、飛躍的な伸びを示していたのである^④。そうした教勢拡張を背景として、教団の別派独立を果たすということが教政当局に課せられた次の課題となっていた。それ故、明治二十七年(九七)の年度当初においては、本部における教団統理の体制を整えるため専掌のあり方を見直すことになったり^⑤、十一月には神道金光教会学問所が開設されたりするなど、独立へ向かって具体的な歩みを一層強固なものとする動きがとられようとしていた。このような一連の動きの中で、教義の確立を求め、教祖遺訓収集の達示が達せられたのである。

また、教祖遺訓をめぐる当時の教内では、「信者が説教を拜聴して居ても、一つ御神訓を承れば、すぐそれを書き留めて帰る。自分の家には幾つ御神訓を聴いてある、御理解が幾何書き留めてある、というのが信者の誇りになってい^⑦た」というように、教師間に秘伝的に受け伝えられる神訓や御理解の一部が、教導の場で少しづつ流布される、という状況が現れていた。この点について、上述した達示に呼応して、本部当局へ提出された諸資料を検討すると、例えば、畑徳三郎(八七三三)、片山弥助(八七三三)、松井一貞(八七三三)らの提出した資料などに、明治三十三年(〇三)の独立に際し「信心の心得・道教の大綱」として神道本局へ提出され、三十五年(〇五)になってようやく公刊された「神訓」とほぼ同じ内容のものが収録されていることが確認できる。さらに、津山支所荒木基忠(八七三三)がその時提出した文面では、「既に公布セラレタル拾式ケ条及五拾ケ条ノ外二三拾ケ条未滿ノモノ……」となっているので、当時既に「神訓」が、教内一部の教師の間では公布されているものと思われていたことを伺うこともできる。これらは上述したような教内状況にある意味で反映していると見てよい。

しかし、そこにかなる事情があったのか、この時の教祖遺訓収集の具体的な成果は、その後、教政当局から公にされないままで終っている。その結果、独立の時(明治三十三年)の金光教教規には、本教教義の所依とすべき典籍としては、佐藤範雄が既に公にされている「神誠十二か条」を解釈した「神誠正伝」を指定して、認可を受ける、とい

う措置が講じられた^⑧。従って、教祖遺訓をめぐる上述したような筆写等の動きは、依然として極秘のうちになされ続けていた。具体的に述べると、このような動きは、直信先覚など、それぞれが師匠とする人から聞いた教えを筆録したり、書きとどめてあるものを、また、その弟子が盗み見たりというものであったが、それが弟子から更に次の弟子、あるいは関係者へとというように、秘かにではあるが徐々に教内に浸透し、次第に教えの流布の輪を広げていく動きへと拡大していった。

そのような流れの中から、一例をあげれば「金光大神御遺訓叢誌」（明治三十二年頃：天野慶蔵）、「規兼手記」（明治三十三年以降：堤政治郎）、「天声神語」（明治三十五年以降：八木栄太郎）などの、教祖遺訓と四神教語及び直信たちの教説によって構成された各種筆写本が成立していった。こうして明治四十年^⑨頃には、このような筆写等の動きが若い世代を刺激し、御理解の公的な結集と公刊を望む教内の声を形成していった。そこから、明治三十九年^⑩九月には森定虎吉^{（一八一〇～一八七〇）}の『信心の栞』、同四十年^⑪三月には斎藤誠逸郎^{（一八三〇～一八九〇）}の『教義叢談』が自主出版されるに至ったのである。また、そのような動きと相呼応するかのようには、明治四十年^⑫前後には、片岡次郎四郎^{（一八〇〇～一八七〇）}の伝承理解を主として、高橋富枝^{（一八三〇～一八九〇）}、国枝三五郎^{（一八三〇～一八九〇）}、津川治雄^{（一八三〇～一八九〇）}、近藤藤守^{（一八三〇～一八九〇）}、徳永健次^{（一八三〇～一八九〇）}、藤井くら^{（一八三〇～一八九〇）}らの伝承する教祖理解等が、教内印刷物を通してだんだんと公にされていった。

かかる状況の中で、明治三十三年^⑬の独立以来、教務の第一線から退いていた佐藤範雄^{（一八三〇～一八九〇）}が、明治四十年^⑭四月、再び教務の中心に立つことになった。そして、同年十月の教祖二十五年大祭に向けて、六月一日、記念大祭準備委員会が本部教庁に設けられた。そこから、記念事業として教祖御略伝出版のことが決定され、佐藤範雄は、自ら委員長となって教祖御略伝編纂委員会を設置し、教祖事蹟の調査をめざして、改めて教祖遺訓、四神教語の収集を開始したのである。さらに、明治四十三年^⑮には、御略伝編纂委員会の臨時常務委員に就任した高橋正雄^{（一八三〇～一八九〇）}が、委員会の命を受けて備前、備中、備後、大阪を訪れ、教祖直信から教祖の言行について聴取活動をし、それが委員会に提

出された^⑭。次いで同委員会は、宗教学者姉崎正治(せきまき せいじ) 明治三十八年東京帝国大学宗教学担任教授)の「伝記ヨリモ布教材料ノ蒐収ガ先ナルガ順序ナラズヤ」^⑮との言を容れ、御略伝編纂委員会を教典編纂委員会へと移行改称し、それより教祖伝編纂を志しながらも、当面、御理解の結果を優先さすことになった^⑯。以上のような経過を経て、大正二年(にせう)の教祖三十年祭時において、『金光教祖御理解』^⑰が公刊されたのである。

本稿は、そうした動きのうち、特に教語類の筆写活動について、本所で現在までに資料化したものの資料分析を通して、可能な限り、その実態の追究を試みようとするものである。

なお、本稿は資料批判的色彩の濃いものになるが、こうした研究が、本所所蔵の言行記録諸資料相互の関連付けや、性格付けに欠かせない作業であることは言うまでもないことである。そのみならず、これらの作業が、いずれは、未だ十分明らかにされていない明治二十年代から四十年代にかけての教会布教の実態や、教団状況の側面を浮かび上がらせるよすがとなり、また、本教教学に伝承史、教説史、信仰史等々の新たな領域を開ききっかけを与えることを願う。

一 流布源及び流布経路について

金光大神や金光四神の教えを写すという多くの筆写活動が、それぞれいつから始められたか、その写しの元になる原資料を提供したのは誰か。この問題は、筆写本の研究を進めるにについて重要な課題となる。この課題を明らかにするについて、「明治二十三年六月より同二十四年まで、四神貫行君に就き承りし御理解を当時、自ら筆記したるもの」という岡本駒之助(おかもと こまのすけ)の手記資料が、一つの鍵を握っているように思われる。これは、明治二十三年(にせう)の東京本郷春木座焼失の際、その座長であった岡本駒之助(俳優名は中村駒之助)が、一時大谷に滞在した間に成立したものである。そして、その手記の原資料である巻物六巻には、八百近い教えが収録されている。

手記の内容は、「御道心得の大統」、「真事乃道之心得十二か条」以外は、大部分が教祖の言行に関するものや、金光四神の言行で構成されていて、岡本が大谷滞在中に積極的に教えを収集してこうとした姿勢が伺える。具体的には岡本の収集活動は、広前に待して金光四神の語る教えを筆記したり、本部教庁に既に集められていた教えを写す、という形を取っているようである。その他、大本社に参拝する地方の布教者たちとの接触によって、教祖遺訓を聴取したと思われる。こうして成立した「岡本手記」が、彼と接した参拝者によって、写され、逆に地方に流出し、筆写活動を全教に促す元になった、と見てよい。当時は、公表された神誠以外に僅かに神訓が一部で漏れ伝えられていた^④だけであることを考えると、岡本のこの収集活動は、注目に価するものである。手記には○や△や×や□の他、朱での書き込みがあり、この手記が、何人かの目を通ったものであることの痕跡がみられる。しかし、いつ頃、誰が、何のために、そのようなことをしたか、は現在のところ不明である。教典編纂委員会の資料内容を伝える「森政本」^⑤に、「岡本手記」と同種の教えが収録されているところから、同委員会の中心人物であった佐藤範雄も、それに目を通した一人であることが予想される。佐藤以外で岡本と接触し、手記に接したと思われる人物には、二代白神新一郎^(白神新一郎)、以下白神新一郎、畑徳三郎、杉田政次郎^(杉田政次郎)、中堂仙太郎(生没不明)を挙げることができる。白神と岡本との関係は、初代白神新一郎^(白神新一郎)の直弟子であった寺田茂兵衛^(寺田茂兵衛)の妻ちう^(ちう)によって岡本が入信したこと^⑥から考えられる関係である。ちなみに、後日、大阪教会を起点として成立していった各種の筆写本を見ると、その大半に「岡本手記」の内容が組み入れられている。畑徳三郎については、岡本が明治二十年^(明治二十年)上京して以来生まれた関係で、岡本は東京布教の当初には畑に多大な財的援助を行っている。畑の明治二十七年^(明治二十七年)本部教庁提出の「教祖御遺訓資料」には、「左の条目は先年岡本駒之助氏於本部謄写せしものを写取候ものにて……」と記されているので、畑が「岡本手記」を確かに見た、という点の裏付けも得られる。また、杉田政次郎との関係は、昭和三年^(昭和三年)に出版された杉田守行(杉田政次郎)著『金光四神様御理解集』の内容と、岡本の「金光教四神君御理解集卷壹」^⑦が同じものであることから推測されるもので

ある。その他、近藤藤守、澤井光雄(五九一四)、桂松平(五九一四)、八木栄太郎(六九一四)ら金光四神と関りの深い人々と岡本との接触は当然考えてよい。だが、「岡本手記」はそもそも帳面に絵日記風に記されたもので、上述の人々が仮に「岡本手記」を手にしたとしても、その筆写は、手記の部分筆写に留まったものである。

手記が今日のように整えられたのは、おそらく岡本が本格的に大谷に居を構えるようになった明治二十八年(五九)以降であろう。手記をめぐるその間の事情については、「中堂仙太郎手記」^{②⑤}によって知ることができる。「中堂手記」は、後でも少し述べるが、内容分析を通して「岡本手記」を筆写したものと見えそうである。また、それに関連して「中堂手記」と「岡本手記」を付き合わせてみると、「岡本手記」の成立年代についての記載が岡本自らが記したものでないこと、^{②⑥}現存する手記は、岡本の自記した教えの全てを盛り込んだものでないばかりか、後年に岡本が彼なりに前後の記述を省略し、教えの部分抽出して成立したものである、ということが明らかになる。いずれにしても、「岡本手記」の全貌は今なお明らかではなく、不透明な部分が残されている。

○

さて、それとして筆写活動を促したり、それに拍車をかける役割を果たしたと思われる人々を本論では「流布源」と規定し、これらの人々を一応第一次流布源―教祖及び金光四神に直接まみえ、頂いた教えを伝承した―、第二次流布源―四神在世中に既に教師になっていて、なおかつ明治三十年までの筆写活動を助けた―、第三次流布源―明治三十年代の筆写活動を助けたのみならず、筆写活動の本格化に拍車をかけた―、第四次流布源―明治四十年頃、若い世代のリーダーとして、全教的見地に立ち、明確な目的意識をもって刊行物を通して教えの流布を図ろうとした―と分けてみよう。

第一次流布源には、片岡次郎四郎、斎藤宗次郎(六九一〇)、近藤藤守―以上教祖の言行―、利守千代吉(七九一四)、宮永徳蔵(三九一七)、岡本駒之助、白神新一郎、桂松平、杉田政次郎、澤井光雄、畑徳三郎―以上四神の言行―その他佐藤範雄が挙げられる。右のうち、片岡、斎藤、利守、宮永、岡本の五人については、彼ら自身が教えの流布に積極的な役割

を果たしたわけではないが、教えについての情報を提供することによって、結果として筆写活動を生む元になった、とみなすことができる。佐藤範雄は別の役割である。また、澤井、畑は、第一次流布源として予想されるものの、現段階では資料的裏付けが十分得られなかった。第二次流布源には、魚住半次郎（生没不明。明治九年入信、明治二十七年八月、故あって金光教を離脱し、天地教を創立）、中野米次郎（（一八七〇））、大橋亀吉（（一八七二））、中堂仙太郎が、第三次流布源には、天野慶蔵（（一八七二））、齋藤俊三郎（（一八七三））、楠弼範（（一八七四））、貝原谷五郎（（一八七五））らが該当する。第四次流布源には、森定虎吉、齋藤誠逸郎、山下石太郎（（一八七六））らが考えられる。以下、これら流布源とからませながら、流布経路、もしくは流布状況を概観してみよう。但し、ここでは第一次流布源を主とする点をことわっておきたい。

△教祖の言行▽

○ 片岡次郎四郎（片岡次郎四郎の伝え）^{②⑧}

「片岡次郎四郎の伝え」については、おそらく本部側の手によって流布されていたと思われる。その時期は、明治三十三年（（一八七〇））頃と四十年（（一八七五））頃とが考えられる。前者は、当時、金光に居住していた堤政治郎（（一八七〇））、貝原谷五郎の資料（「規兼手記」「教の灯（下）」）に収録されていることからである。また、後者は、山下石太郎が、大教新報（教内印刷物）に「直信片岡次郎四郎師」を掲載したのがその頃である、ということによる。

○ 齋藤宗次郎（齋藤宗次郎の伝え）^{②⑨}

大阪教会関係者と齋藤との接触で大阪教会へ持ち込まれ、（P 89参照）白神品子（新一郎妻）、齋藤俊三郎、森定虎吉へと筆写されていき、他方、天野慶蔵へと至る二つの経路が予想される。齋藤宗次郎と大阪教会との関係は不明であるが、宗次郎の息子俊三郎が明治二十六年（（一八七三））から十年間大阪教会で修行しているので、齋藤宗次郎と白神新一郎との何らかの関係は予測できる。

○ 近藤藤守（近藤藤守の伝え）^{④⑩}

近藤が流布源となっている資料は比較的少ない。それは、「澤井先生から聞くと、先生（近藤藤守）が教祖の神や金光四神様より頂かれておられる教えを、なかなかそう容易にお出しにならないだったので、あくまで教えを大切にしていしぶりをなさるものであるうか、と感銘なされた^{②9}」との言によって伺うことができる。「近藤の伝え」が流布されていくのは、資料的には、ほとんどが、杉田政次郎を通じての場合と、教内印刷物を通じての場合とである。但し、斎藤誠逸郎が『教義叢談』中に「神訓集」を設け、これを発刊した時、「神訓集」をめぐって、近藤の口から漏れたものもある、と非難されているので、その時、近藤には、集めていた教えを斎藤を通じて流布させようとする意図があった、と見てよい。ちなみに「神訓集」では、「三千餘訓を抜粋したるものなれども、その他神訓幾何なるを知らず……再び訂正増補をなして、他日、読者に、至高深遠の神訓を悉く編述し、或は項を分ち、部を改め、再び大部の物を著さんと欲す」と近い将来の再刊が約束されていたが、上記の非難を浴びたことで、とりやめになっている。また、八木栄太郎の「天声神語」等に見られる筆写活動も、近藤との関係がどうであったか問われねばならない問題である。なお、近藤が自記して本部教庁に提出したものを、藤岡栄槌^(ハルキ)が大連教会修行中（大正六年頃）に筆写している^{③0}ので、提出分の控えがあったものと思われる。その控えは、藤岡の筆写が大連教会でなされたということからみて、松山成三^(ハルキ)が持っていたか、控え分の筆写を松山がしていたものと推測される。

△四神の言行▽

○ 利守千代吉（利守千代吉手記Ⅱ「金光四神様の御教」^{③1}）

これの流布経路は、「利守手記」の筆写資料が何らかの形で大阪教会へ持ち込まれて生じていく経路である。その経路は、大阪教会―魚住半次郎―中野米次郎―天野慶蔵経路と、大阪教会内で修行生の間に伝わり、斎藤俊三郎、森定虎吉らへ至る経路が主なものである。魚住―中野経路の成立は、両者とも大阪教会関係者であることによると思われる。「米次郎本」では、その点について、「明治二十六年十二月二十二日御本部参拝の節姫路支所長魚住半次郎所持有之候

御理解写の御本借受讀て之を写す」と中野自ら記している。中野―天野の経路は、天野が中野の直弟子である、という関係で成立している。利守から大阪教会へ繋がる線には、白神新一郎の存在を考えてよいだろう。しかし「利守手記」については、この資料が自記資料であると伝えられていること^⑧から、利守を流布源としたが、「岡本手記」との類似性、杉田が聴取したとされる教えの収録、後述する「白神新一郎の伝え」の収録等々、不明な点が多い。そして、この点が、前述の「岡本手記」の不透明な部分と深く関係する点でもある。

○ 宮永徳蔵（四神様最終の御理解―尾道宮永徳蔵頂戴）^⑨

明治三十年（一九〇七）までに、大橋亀吉、澤井光雄、竹部真（一九〇七）ら^⑩が筆写し、三十年（一九〇七）頃に齋藤俊三郎、天野慶蔵らが筆写したと思われる。四十年（一九〇七）以降では、奥山勇蔵（一九〇七）が筆写している。これらの資料名は（流布された）「金光四神様御名残りの御理解」と呼ばれるものであるが、四神が教えをした日時をめぐって、明治二十六年（一九一三）旧十一月八日正午（十二時）とする説と、同日午後四時とする説とに分かれる。右のうち、大橋、竹部、澤井、橋本ら難波教会関係者は正午側、齋藤、天野ら大阪教会関係者は午後四時側に属する。宮永徳蔵自記資料では、その点は、午後四時となっている。また、「天野本」ら解説が付されたものは、「宮永彦七外五人ノ信者へ論シ給フ御理解」となっている。

○ 白神新一郎（白神新一郎の伝え）^⑪

明治二十年代から三十年代にかけて、大橋亀吉、中野米次郎、竹部真、橋本鹿之助、天野慶蔵、齋藤俊三郎、谷村卯三郎（一九一三）、西村菊三郎（一九一三）、中谷富隆（一九一三）、福嶋儀助（一九一三）らが筆写したと思われる。うち、中野、天野、齋藤の大阪教会関係者の資料は、原資料と収録順が異なったり、収録内容が不完全な傾向がみられる。大橋、竹部、福嶋ら難波教会と関係を持っていた人々のところでは、「故教監金光四神貫行之君御遺訓」と見出しが付され、原資料に近い形で教えが収録されている。橋本、西村、中谷らの資料は、見出しはないが、大橋らの系統に属している。問題

点としては、なぜ大阪教会系統が不完全で、難波教会系統が原資料に近いのか、という点があるが、今は今後の研究に待っしかない。

○ 岡本駒之助（岡本駒之助手記）^④

① 虎太郎、貝原ルート

「岡本手記」の大部分は、この経路によって残されてきた。これは、明治三十三年（一九〇〇）駒之助の死によって「手記」を息子虎太郎（一九〇〇）が発見して発生する経路である。そして、それは以後二つの経路に分かれる。一つは、「手記」発見後、虎太郎が原資料を保持して連島教会へ布教、昭和六年（一九三二）それを藤井和賀之助（一九〇〇）が筆写、そして藤井から松鷹長一（一九〇〇）―八木務信（一九〇〇）へ至る経路である。もう一方は、虎太郎の「手記」発見―貝原谷五郎へ、さらに貝原から佐柳喜一郎（一九〇〇）へ、また、貝原から奥山勇蔵（沼村愛子）へと至るものである。虎太郎―貝原の経路は、貝原が金光に居住して表具屋をしていた際、駒之助の死によって「手記」が虎太郎から持ち込まれ、それを貝原が筆写して成立したものである。貝原―佐柳、貝原―奥山経路については、前者は佐柳の教義講究所での修行時代（明治三十五年頃）に、後者は奥山の教義講究所での修行時代（明治四十年頃）に、それぞれ貝原との関係ができ、生じたものである。藤井―松鷹の関係は不明であるが、松鷹の筆写は昭和十二年（一九三七）五月になされている。松鷹―八木は松鷹が八木の弟子であることによる。

② 中堂、大阪教会ルート

このルートは、明治二十四、五年（一九〇一、一九〇二）頃に岡本と接触した中堂仙太郎が、「岡本手記」の整理されていない段階のものを筆写し、それが大阪教会へ持ち込まれていく経路である。岡本と中堂との関係は十分明らかでないが、岡本家の墓地（金光町大谷）に中堂如七（明治三十五年七月死亡、五十八歳）の墓がある。それから考えると、中堂は岡本の従弟である可能性がある。また、寺田の血縁とも伝えられているので、中堂は岡本の母方と関係があるのだろうか（注②参照）。

中堂の経歴は、明治二十五年(一八九二)三月に教師に任命されたということだけで、後はほとんど分かっていないが、明治二十五年(一八九二)金光四神の命で松江に布教、明治二十八年(一八九五)頃、松江布教を中断して大阪へ引き揚げた、と伝えられている。その時、中堂の筆写分が、大阪教会へ持ち込まれたものと思われる。^④

③その他

「岡本手記」中、岡本が金光四神の直筆で頂いたと伝えられる^④、いわゆる岡本十五か条は、福嶋儀助、堤政治郎、中谷富隆、西村務道(一八八〇～一八七二)ら難波・島原教会にゆかりのある者が筆写している。これについて考えられるところは、そのの写しを難波・島原教会関係者が入手した線である。しかし、現在のところ流布経路は確定できない。なお、「貝原谷五郎本」では、明治二十三年(一八九〇)駒之助が弟岡本萬治郎(一八八〇～一八七九)に四神の教えとして与えた形跡がみられる。

○ 杉田政次郎(杉田政次郎の伝え)

杉田が養成した弟子、もしくは島原教会に関りのある者は百名以上を数える。従って、流布経路も広範囲に及ぶものと思われる。筆写活動の拠点となるのは、大阪、京都、岡山であるが、京都には大阪教会、難波教会系統を問わず、ほとんどの教語資料が集められている。資料で筆写状況を見てみると、「楠本(下)」が杉田流布源の内容を最もよく示しているようである。その他、荒木基忠、天野慶蔵、中谷富隆、西村務道、中野辰之助(一八八〇～一八七九)、奥山勇蔵らの資料が、杉田のものを収録している。また、大正年代に入って、教祖三十年祭時に八幡教会で杉田が口述した「信仰の経路」から抜粋した教えを、奥山勇蔵、大林文蔵(一八八〇～一八七九)が筆記している。

○ 桂松平(桂松平の伝え)

金光真整が小倉に資料が沢山残っていると記していること^④から考えて、桂の役割は過小評価されてはならないが、桂が流布源であることを示す資料は、現在までのところ明治三十三年(一八九〇)四月発行の『秀真』十号附録分の九十条のみである。これは、明治三十一年(一八九八)に桂が一年間全国各教会を巡回して各所で見聞したことを元に起草したものである。

そこで、教えの部分は、そう多くはない。それは、もとも桂の『秀真』掲載の意図が、教えの流布よりも、希薄化する教師の信念高揚のために資することにねらいがあったことによると思われる。従って、これが流布されていくについては、九十条のうち、教えの部分のみを抜き出すという形がとられていく。資料的には、天野慶蔵、斎藤俊三郎、中谷富隆、谷村萬之助(たかむね)らのものが、この内容を収録している。

以上、第一次流布源を主として、あらかじめ流布経路、流布状況について概観した。そこで、次には資料紹介を試みながら、これらの教えの流布実態を今少し追究してみたい。

二 各種筆写本について

現在までに確認された筆写本関係資料の七十余点を性格別に分類すると、次の如く**A**(筆写)、**B**(筆記)、**C**(抜き書き)の大きく三つに分けることができる。

A 誰かのものを原本とし、それを筆写してできた資料を**A**資料としておこう。この種の資料で問題になるのは、その成立時期である。それは、実際に書き写した時点は早いけれども、後年になって改めて見直し、整理あるいは清書したりした例がままあるからである。従って、このような場合には、実際の筆写時点と思われる時点と成立時点とした場合もある。また、大半の資料が数年以上、中には「天声神語」「規兼手記」のように十年以上もの歳月を要する収集活動の結果成立したものがあつたり、筆写時期が記されていないかつたりするため、成立時期の認定は困難なものがある。故に、時期限定が許されないものについては、成立年代に幅を持たすことにした。

そうとして、左に該当する資料を表で示し、本文中で若干の説明をしておこう。なお、表で示した関係項目数という

のは、列記された教語等の一つ一つを一項目としたものである。関係項目数としたのは、一資料中に教語以外の、例えば「教祖神御履歴略書」「講師極秘の十伝」(注⑩参照)あるいは直信の歌等が含まれていることがあり、それらは項目数から外したところからである。また、表の氏名の配列は筆写資料作成者の五十音順とし、A系列内での通し番号を付した。収録内容については現段階で一応確認できたものである。

A—明治二十年代

○は教祖遺訓 △は四神教語を示す
★はそれが収録内容の大部分を占めているという意味である(以下Bまで同じ)

番号	氏名	所屬の分、支 所名もしくは 教名	資料名	関 係 項目 数	成立時期	主な収録内容
①	荒木基忠	津山	教祖之御遺訓覚書	30	27・7・11	△—★杉田政次郎の伝え
②	魚住半次郎	姫路		75	26・12	△—利守千代吉手記、岡本駒之助手記
③	大橋亀吉	亀岡	金光四神御教	72	22	△—本人自記、四神名残りの理解、故教監金光四神貫行之君御遺訓
④	片山弥助	池田	御遺訓	71	27・7・10	○—神訓
⑤	澤井光雄	和歌山	金光四神の御教	92	21	△—★本人自記、四神名残りの理解
⑥	白神品子	大阪	御理解	60	28・7・11	○—斎藤宗次郎の伝え △—白神新一郎の伝え、岡本駒之助手記
⑦	竹部真	姫路	竹部真覚帳	41		△—四神名残りの理解、故教監金光四神貫行之君御遺訓
⑧	中堂仙太郎		日嘉恵	288	24 25	△—岡本駒之助手記、御蔭話
⑨	中野米次郎	平安	中野米次郎本	144	25 28	△—本人自記、利守千代吉手記、岡本駒之助手記、白神新一郎の伝え
⑩	橋本鹿之助	宮津	S16 教学調査会資料	52		△—四神名残りの理解、★白神新一郎の伝え

資料①④⑥⑪⑫⑬（以下、番号のみ記す）は、本部当局の要請等に従って提出されたもので、そのうち①④⑥⑪⑫については、その際付された年月日を資料の成立時期とした。⑬（御理解）は、本部教庁に提出した年月日は明治二十七年（一九〇四）十月二十三日となっているが、巻末に、「右之通御理解に与り難有。謹而此書を綴すと記されしは、神道金光教会西阿知新田支所長訓導齋藤宗次郎氏なり。之を贖本せしなり」と記されているので、齋藤宗次郎が訓導の任命を受けていた明治二十二年（一九〇九）七月十五日から二十三年（一九一〇）十月二十三日の間を成立時期とした。また、⑬は、写筆者は不明であるが、内容的には「齋藤宗次郎自記資料」と同じなので齋藤の自記資料からの直接の筆写資料であることが確認でき、同時に、以後、大阪教会を起点として、この資料が流布されているので、これが一節でみた「齋藤の伝え」の大阪教会持ち込み資料であるとみられる。②（魚住資料）は原資料は未発見である。成立時期は⑨（中野資料）との関係からである。（P 83参照）③（大橋資料）の本人自記分は最初の十三か条で、後年、島原系統の中に混ざって流布している。⑤は「澤井先生」^⑤に収められたものである。内容はほとんど自記分であるが、中に「杉田の伝え」と類似したもの、筆写したと思える箇所が見える。「四神名残りの理解」は、澤井本人が写した、と記している。⑥（白神品子資料）の後半十五か条の「岡本手記」の内容は中堂仙太郎系統のものである。⑧（中堂資料）の御蔭話の部分は、内容からみて「岡本手記」との関係が伺える。⑨の本人自記分は前半の二十二か条に収められているが、それによると明治二十五年（一九〇八）十一月頃までに金光四神から受けた教えとなっている。この分も天野慶蔵等を通じて後年流布されている。⑨の一部原本が②であることは一節で述べた。⑩（橋本資料）は教学調査会の調査の際に橋本彦三（一九〇九）が回答してきたものである。⑪（畑

⑬	不 明	御理解	25	22 ~ 23	○—齋藤宗次郎の伝え
⑫	松井一貞 高槻	〃	76	27・7・10	○—神訓
⑪	畑徳三郎 本郷	御遺訓	137	27・7・9	○—神訓、近藤藤守の伝え

資料)には、近藤藤守からの写しと岡本駒之助からの写し(神訓中「信心乃心得」)が収録されている。また、④⑪⑫では、公刊以前の「神訓」の内容を伝えていて、例えば、「神酒神水をいただいて体の毒を洗い流せよ」「急ぐ時には瓶の水を汲ていただく心になれ神酒神水も同じ事になるぞ」「金乃神を金神と唱えて悪神と思ひ恐れな金乃神は福の神なり」「地震の時は人の力も書物にも及ばぬことをさとりみよ」等の教えが記されている。これらの点は、公刊以前の神訓がどういった内容であったかを探る糸口を与えるものである。同様に後記する②③⑥⑦⑩も、その検討の対象となる。⑦⑩の成立年代は不明である。収録内容から一応この年代と推定した。

A—明治三十年代

⑭	天野盛貞	加茂川	金光大神御遺訓叢誌	440	32頃	○齋藤宗次郎の伝え、岡本駒之助手記、中堂仙太郎手記、利守千代吉手記、四神名残りの理解、中野米次郎日記
⑮	天野盛貞	同右	御遺訓叢誌卷之貳	252	33	△杉田政次郎の伝え、中堂仙太郎手記、桂松平の伝え、岡本15か条
⑯	貝原谷五郎	仲多度	貝原谷五郎本	553	34	○島村八太郎の伝え、△岡本駒之助記、岡本15か条
⑰	貝原谷五郎	同右	教の灯(上)(下)	650	34	○島村八太郎の伝え、片岡次郎四郎の伝え、△岡本駒之助手記、岡本15か条
⑱	楠弼範	秋田	金光大神御遺訓叢誌(上)	324	33頃	○齋藤宗次郎の伝え、△白神新一郎の伝え、岡本駒之助手記、中堂仙太郎手記、利守千代吉手記、四神名残りの理解、中野米次郎日記
⑲	楠弼範	同右	金光大神御遺訓叢誌(下)	304	33頃	△★杉田政次郎の伝え
⑳	齋藤俊三郎	台北	金光教祖御神訓	331	36・12・1	○齋藤宗次郎の伝え、△桂松平の伝え、白神新一郎の伝え、岡本駒之助手記、中堂仙太郎手記、利守千代吉手記、四神名残りの理解
㉑	佐柳喜一郎	丸亀	佐柳喜一郎本	580	36	△岡本駒之助手記、岡本15か条
㉒	谷村卯三郎	名古屋	谷村卯三郎本	380	33	○神訓、齋藤宗次郎の伝え、△金光四神貫行乃君御在世中乃神訓、岡本駒之助手記、中堂
					36	

③⑥	③⑤	③④	③③	③②	③①	③⑦	②⑨	②⑧	②⑦	②⑥	②⑤	②④	②③		
松井巳之助	福嶋儀兵衛	福嶋儀助	樋口友吉	西村務道	西村務道	中野正寅	中野セイ	中谷富隆	中谷富隆	中谷富隆	中谷富隆	堤政治郎	谷村萬之助		
洲本	真砂	真砂	福島	同右	札幌	平安	平安	同右	同右	同右	笹間	高宮	名古屋		
神理神解写	集教祖及貫行君之御神訓	福嶋儀助本(二)	S 39 調査資料	二代様御理解	教祖様の御遺訓	金光大神御遺訓(一)(二)(三)	御理解写	御教綴(真誠)	御教綴(覚書)	御神訓集	御理解	規兼手記	教祖大神金科玉条集		
130	135	228	1	16	220	500	28	53	285	552	243	297	472		
	37 ~ 40	35 頃			35 頃	35 頃			31 ~	35 ・ 9	34 ・ 6 ・ 9	M 33 ~ T 6	36 ・ 4 ・ 9		
○ 神訓 △ 四神遺言	○ 島村八太郎の伝え、 近藤藤守の伝え △ 岡本15か条	○ 島村八太郎の伝え、 近藤藤守の伝え △ 故教監金光四神……、 岡本15か条	△ ★ 四神名残りの理解	△ ★ 白神新一郎の伝え	○ 近藤藤守の伝え、 △ 杉田政次郎の伝え、 岡本15か条、 四神名残りの理解	○ 斎藤宗次郎の伝え、 △ 白神新一郎の伝え、 岡本駒之助手記、 中堂仙太郎手記、 利守千代吉手記、 中野米次郎自記、 杉田政次郎の伝え、 桂松平の伝え、 岡本15か条	△ ★ 中野米次郎自記	△ ★ 白神新一郎の伝え	○ 神訓、 近藤藤守の伝え、 △ 杉田政次郎の伝え、 岡本15か条、 四神遺言	○ 斎藤宗次郎の伝え、 △ 白神新一郎の伝え、 岡本駒之助手記、 中堂仙太郎手記、 利守千代吉手記、 杉田政次郎の伝え、 四神名残りの理解	△ 白神新一郎の伝え、 ★ 杉田政次郎の伝え、 四神名残りの理解、 桂松平の伝え	○ 片岡次郎四郎の伝え、 近藤藤守の伝え △ 岡本駒之助手記、 岡本15か条	○ 神訓、 斎藤宗次郎の伝え、 △ 金光四神貫行 乃君御在世中乃神訓、 岡本駒之助手記、 中堂仙太郎手記、 利守千代吉手記、 桂松平の伝え、 四神名残りの理解	○ 仙太郎手記、 利守千代吉手記、 桂松平の伝え、 四神名残りの理解	○ 仙太郎手記、 利守千代吉手記、 桂松平の伝え、 四神名残りの理解

③⑦	八木栄太郎	綾部	天声神語(一)(三)(四)	1259	M 35 S 12	○—近藤藤守の伝え、片岡次郎四郎の伝え、津川治雄の伝え、△—岡本駒之助手記、岡本15か 田政次郎の伝え、澤井光雄の伝え、桂松平の 伝え

⑬⑭⑮⑯は、⑭の天野盛貞(＝慶蔵)「金光大神御遺訓叢誌」を原本として成立した系統の筆写本である。また、⑳(中野正寅資料)は、巻の(一)(二)が⑭を、(三)が⑮の「御遺訓叢誌巻之貳」を原本とする系統である。これの確認については、同系統の資料を対照した結果によって上述の結論を導き出す、という方法を取ったが、その点は今は割愛する。後記する「西村菊三郎本」「古瀬利義本」も、この系統である。「金光大神御遺訓叢誌」の特徴は、教えの記載の後に、解説あるいは感想を付した項目がかなりある、ということである。この点は、他の資料には見られず、天野盛貞独得のものである。天野がどのような経路から三十年代当初に三百四十か条もの教えを収集したかを考えてみると、その情報源には大阪教会が浮かび上がってくる。そして、そこには㉑の「齋藤俊三郎本」との関係が出てくる。「俊三郎本」は、明治三十六年(一八九三)十二月に齋藤が記し、四十年(一八九七)七月に本部当局に提出したものであるが、巻頭に「…四神貫行之君並びに清正の君(金光撰胤)より親しく御教を受けしもの又導師白神大人及び各地の教祖直門の諸師信徒諸氏より伝へられたるものどもここに書きつけ自らの心の柱とす…」と記されている。従って、今断定はできないとしても、少なくとも天野の情報源が齋藤に負っている、と考えてよい。実際「金光大神御遺訓叢誌」と「俊三郎本」の収録内容を検討してみると、三分の二近くの項目が共通していることが分かる。さらに、齋藤が自記した教えを、天野が記し、逆に天野が自記した教えは、「俊三郎本」では収録されていない、という点が確認される。その他、岡繁蔵(一八八三)との関係も⑭⑮の「天野本」の内容から伺うことができる。また、中野米次郎との関係は前述した通りである。

さて、⑭天野系統のうち、⑯の「楠本(上)」については、楠が島原教会修行中に筆写したもので、その筆写は、ほとんど完全である。しかし、内容(筆写の際の書き間違いとか、項目の欠落等)から判断すると、原本からの直接の筆写では

ない、と思われる。⑳の「谷村本」中「白神の伝え」については、同種ものが重複して収録されている。これは、谷村が「道の教への大旨」「信心の心得」「金光四神貫行乃君御在世中乃神訓」を収集したのち、天野系統の写本を手にしたことによる、と思われる。彼は、その筆写に際して、「是ヨリハ前ニモタレス能々心魂ニ納メ熟得シ愈ルナカレ」と記している。「金光大神御遺訓叢誌」は「白神の伝え」から始まっている。また、㉒の筆写は、⑭の二百八十か条目で終っている。しかし、筆写経路は明らかでない。㉓の「萬之助本」は、㉒を原本としている。筆写は名古屋教会所で行われ、それに要した日数は、明治三十六年(○)三月十一日から四月九日までの三十日間となっている。㉔の「中谷本」では、巻末に、「写シ取りシ者ニ候間違等有哉モ計ラズ候明治三十五年九月中頃謹ミ写ス」と記されている。㉕は、⑭⑱の「楠本(上)(下)」を収録しているところからみて、その流布経路には楠弼範が関係している、と考えられる。㉖

⑮(御遺訓叢誌巻之貳)の「杉田の伝え」は、⑱(楠本(下))の系統である。「楠本(下)」の方が多くの教えを収録しているが、どちらが先に成立したかは今のところ明らかでない。⑮の「桂の伝え」は『秀真』からの抜き書き分である。㉗について、中野正寅(『辰之助』)が⑭⑱のほとんどを収録している点は、中野の父米次郎と天野との関係の継続が、米次郎没(明治三十四年七月六日)後も息子辰之助に及んでいたためである。⑮「正寅本」は、(一)(二)(三)とも「金光教平安教会長中野正寅謹書」となっている。中野の平安教会長就任は、明治三十四年(○)八月である。また「正寅本」には、「此ハ本紙上に壹度記載せるものなれども各其所を異にせるを以て特に茲再記し以て講師其人の注意を促すになん」と記されている箇所があり、自分の持っている資料が次に誰かを通じて流されていくことを予見しているふしが見られる。この点は、前述の谷村卯三郎の場合「能々心魂ニ納メ熟得シ」といい、後述する八木栄太郎の「天声神語」の緒言に、「本書は我御道を子孫に相伝ふる為に」と書かれている点といい、教祖遺訓、四神教語を積極的に後世に残そうとする動きが、その当時生まれてきていた、ということを示している。これには、教団独立の際、教義の所依の典籍として『神誠正伝』が掲げられたことが影響している、と思われる。そして、それは、止むを得ない事情があったにしろ、本

来解釈書である『神誠正伝』を本教教義の所依の典籍とするということは、教祖の教えに照らしてみても、彼らには自然且つ許されるものでなかった、という思いがそのような動きを起こしてきたものであっただろう。

⑬⑭の「貝原谷五郎資料」は、「教の灯(下)」の二十六か条を除いては、ほとんど同じ内容である。「教の灯」は、奥山勇蔵の筆写資料であるが、資料によると「貝原谷五郎著・沼村愛子写」となっている。谷五郎が筆録した原資料は現在のところ未発見である。「沼村愛子写」となっているのは、沼村が奥山の命を受けて筆写作業を行ったからとみられる。⑮の「佐柳喜一郎本」は貝原との関係で成立したものである。また、⑯⑰の「貝原資料」に収録されている「島村八太郎の伝え」は、貝原が岡山教会の同門として島村に接触した間に収録したとみられる。

⑱の中谷「御理解」は、⑲の天野系統に属するが、⑲⑳に収録されていない「桂の伝え」を収録している点から、流布源は楠以外の人物が考えられる。同じく㉑中谷の「御教綴」中「四神遺言」というのは、「吾ハ六歳ノ時ニ死ヌルヲ親様ノ一心ノ願ヨリ助ケテ戴キタハ……」という周知の言葉である。この流布経路は、「教長殿ノ御心覚ヘアリシヲ三専掌ヘ御見セノ節写取りヲ免サレタルモノナリ」「明治三十五年七月十四日大阪関西汽車中而教正岩崎先生殿ヨリ御見セテ頂キ」と記されているので、近藤藤守―岩崎平治良―中谷富隆へと至ったことが確認される。この遺言は、㉒の「松井巳之助資料」にも収録されている。また、中谷は、明治二十八年(㉓)頃から教語類の収集を盛んに行っていて、外にも、かなりの資料を残している。

㉔の「規兼手記」では、ノート購入が明治三十三年(㉕)九月と記され、資料の巻末には佐藤宿老名が出てくる。従って㉔は、明治三十三年(㉕)から大正六年(㉖)―宿老の呼称はこの頃から―までのものを収録していることになる。㉗㉘の「西村務道資料」の成立は、楠弼範との関係が推測される。それは、楠が、秋田布教当初、一時布教を中断して函館教会に滞在中、西村が函館教会で修行中であった、ということによるものである。しかし㉙は、B系列的性格も有している。㉚の「樋口資料」も楠との関係で成立した、と推測される。㉛㉜の「福嶋資料」中、㉜の方は㉛に吸収される。

③⑤は当時教会長であった儀兵衛名になっているが、内容的には儀助のものである。これは、先述の明治四十年(一〇七)の教祖遺訓、四神教語収集の達示に依じて本部当局へ提出する際、儀助が、③④の「儀助本(一)」を教祖言行、四神言行と分けて浄書して③⑤を作ったことによる。②④の「規兼手記」、③④の「儀助本(一)」とも資料批判は今後の課題として残っている。

③②の「白神の伝え」の筆写は不完全である。③③の「松井資料」は、内容的には「竹部真資料」との共通性が見られる。

③⑦の八木栄太郎「天声神語」は、それまでの筆写資料の総集編のようなものである。(一)(二)(三)(四)の内訳は、(一)(二)―教祖理解七百五十六か条、(三)―四神之君・現金光様(三代)理解四百二十二か条、(四)―教祖神の御理解遺補八十一か条である。そして、資料中には、重複あるいは再三再四にわたって同じ教えが記載されている箇所がある。教えの内容は、「近藤藤守の伝え」を主として表で示したものが多くを占めている。その他、教祖の言行―島村八太郎の伝え、高橋富枝の伝え、徳永健次の伝え、国枝三五郎の伝え、四神の言行―畑徳三郎の伝え、白神新一郎の伝えの外、『金光大神覚』からの抜粋も収録されている。これは、八木の収集活動が明治三十五年(一〇七)から昭和十二年(二二七)までの多年に及ぶものであり、その間に教内印刷物に掲載される教え、教義講究所等で講師が話したことを収録していったことを示すものである。また、『金光大神覚』の内容を収録している点は、八木は多年に亘って本部職員として御用をし、その間に専掌をも勤めた教団の重職にあった人物であり、金光大神関係資料にふれることができたことによる、と思われる。八木の収集活動がどのような動機・目的によるかは十分明らかでないが、先にも触れた「我道を子孫に相伝ふる為」という積極的な意味がそこにあったことは間違いない。そして、彼の収集活動が、大正二年(一三三)の「御理解」結集後も続けられている点は、注目されてよいだろう。

A—明治四十年代

③⑨の斎藤は教師にはあらず

③⑧	奥山勇蔵	篠原	奥山勇蔵本(一)	438	M 40 ~ T 2	○近藤藤守の伝え、片岡次郎四郎の伝え△ 岡本駒之助手記、杉田政次郎の伝え、四神名 残りの理解
③⑨	斎藤誠逸郎	(飯田)	神訓集	217	40・3	○近藤藤守の伝え△ 岡本駒之助手記、利守 千代吉手記、杉田政次郎の伝え、白神新一郎 の伝え、岡本15か条
④⑩	千田瀬喜	広江	金光教御理解集	166	43	○千田志満の伝え△ 岡本駒之助手記、杉田 政次郎の伝え
④⑪	西村菊三郎	西之宮	御理誠	252	44	○斎藤宗次郎の伝え△ 白神新一郎の伝え、 岡本駒之助手記、中堂仙太郎手記、利守千代 吉手記
④⑫	古瀬利義	西灘	御理解写	264	M 44 ~ T 2	○斎藤宗次郎の伝え△ 白神新一郎の伝え、 岡本駒之助手記、中堂仙太郎手記、利守千代 吉手記
④⑬	森定虎吉	総社	信心の栞	151	40・1	○片岡次郎四郎の伝え、斎藤宗次郎の伝え△ 岡本駒之助手記、利守千代吉手記、杉田政 次郎の伝え、白神新一郎の伝え

③⑧(奥山資料)は一部C系列に属し、巻頭部分には「小林財三郎の伝え」「徳永健次の伝え」を教内印刷物から抜粋して収録している。また、「岡本手記」は貝原谷五郎系統のものである。③⑨は先にも少し触れたが刊行物である。④⑩は森定が大阪教会修行中に収集したものを、「信心の道奥深く分入らしむ為に資する」という目的で刊行したもので、教え記載の後に一か条一か条について森定の解説が付されている。表で紹介したこの資料は、明治四十年(戊)一月に増補・再版されたものである。初版は三十九年(戊)九月に発行されている。③⑨は、刊行の際、教えを簡潔な表現に改めている。④⑩(千田資料)は本部教庁提出資料である。C系列の性格も有している。④⑪は④⑩の原本である。成立年代は④⑫(古瀬資料)との関係であるが、三十年代成立の可能性は強い、と思われる。ちなみに④⑬では、二百五十二か条目に「以上西宮先生秘蔵書(からの筆写…筆者)」となっている。④⑭⑮とも天野系統のものである。

⑧	大林文蔵	出石	御道のはなし	95	T2 T6	△―杉田政次郎の伝え
⑦	奥山勇蔵	篠原	奥山勇蔵本(二)	110	T2	△―杉田政次郎の伝え
⑥	井上鍵之助	豊岡	信仰の経路	37	T2	△―★杉田政次郎の伝え
⑤	加藤熊次郎	宮城	神がたり記	164	31 40	○―近藤藤守の伝え 本駒之助手記 △―杉田政次郎の伝え、岡
④	西村務道	札幌	師乃多まもの	57	31頃	△―杉田政次郎の伝え
③	増田誠元	八王子	御神話	74	29頃	△―岡本駒之助手記
②	高阪由治郎	大津	高阪由治郎メモ	35	28 33	△―四神名残りの理解、岡本駒之助手記
①	光谷要次郎	奈良	教祖之御遺訓	138	27・7・12	○―近藤藤守の伝え △―杉田政次郎の伝え

B―明治二十年代～大正末期

B 主として師匠や直信らの語る教えを直接筆記して成立した性格の強いものを**B**資料としておこう。この系列の資料では光谷要次郎(三六～三九)、加藤熊次郎(五八～二〇)のものが代表的なものとなる。「光谷資料」「加藤資料」とも、それぞれ「近藤藤守、杉田政次郎より伝聞した」「御霊地なり親教会へ参拝の際に、先師同信より受けられたる、教祖様、四神様の御教を、片言隻語たりとも、ゆるがせにせられず書き留めて帰られ」と記されている。また、当時、修行生を中心として教えの筆記が盛んに行われていた状況^⑧を考えれば、**A**系列の中に入れたものの中にも該当するもの、あるいは該当する箇所があると思われるので、今後の検討が必要である。逆に**B**系列のものが**A**である場合も予想される。説教記録のようなものも、この系列に入れた。**A**の場合と同様、左に該当する資料を表で示し、若干の説明を付しておこう。配列は、大まかであるが収録内容によって分け、同一内での年代順とした。

⑨	松澤定七	関	教の道	46	33 〜 34	直信の説教録
⑩	中谷富隆	笹間	御神訓	36・8		★巡教師の講演録
⑪	西村務道	札幌	信心の復活	T4・3		★佐藤範雄の講演録
⑫	辰己寛一	柏崎	守行先生講話	T5夏		★杉田政次郎述
⑬	不明		澤井先生御理解集	T13・7		★澤井光雄述

表中①～⑧までは教えの筆記、⑨～⑬は、説教、講演を筆記したものである。①④は杉田、近藤のうち、主として杉田から伝聞した教えの筆記、⑤は近藤、杉田のうち、主として近藤から伝聞した教えを筆記している。③は未検討である。⑦⑧は大正二年(一)の教祖三十年祭時、杉田が口述した「信仰の経路」と共通する部分を有する。しかし、両者とも、その他の部分については筆写したものと見てよい。⑥は、その「信仰の経路」中より橋本真雄が、教えのみを抜粋して昭和三十年(二)一月に記したものである。しかし、元の筆記者が井上鍵之助と記されているので、筆記者名を井上鍵之助(ハヰ)とした。「信仰の経路」については、井上の他佐々(?)も杉田の命を受けて筆記している。②は高阪が金光中学校在学中に筆記したものである。この時期、金光の地でのような教えが流布されていたか、を探る手掛りとなる。⑩⑪中、⑩は静岡での巡教師の講演の速記であるが、説教者は不明。⑪は佐藤範雄の教師講習会での講演を大正四年(三)三月に西村務道が印刷に付したものである。「明治四十一年三月六日、第四教区部内各教会長の為に講話せられたるもの」となっている。⑫は、杉田の弟子辰巳寛一(ニ)が、佐渡布教の際、大患中の杉田から聞いて筆記したものである。後「杉田先生御理解集」(吉田久雄、昭和九年十月編集)、「御理解伝へ」(備前南部連合会、昭和二十六年十二月発行)と受け継がれている。これは、写本中判定ができ難かった杉田系統の教えを探るうえで、また、杉田の教導の特徴を知るうえで手掛りを与えてくれるものである。同様に⑬も、『澤井先生』中の不透明な部分を解く手掛りになると

思われる。

C この系列に入ってくるものは、教内雑誌からの抜き書き及び教祖、四神の教えを収録した刊行物からの抜き書きを収めたものである。前者には、明治三十年代(一九〇七)の『秀真』(三十一年)、『令徳』(三十二年)、『みかげ』(三十三年)、『大教新報』(三十九年)、『新光』(三十九年)、大正二年(一九一三)の『金光教徒』、後者には『信心の栞』(明治三十九年発行)、『神の御声』(大正二年発行)等が主たる情報源となる。資料の性格としてはA系列に属しながら、この種のを部分的に収録していると思われる資料を列記すると、「天野盛貞本(C)」、「貝原谷五郎本」、「斎藤俊三郎本」、「規兼手記」、「天声神語」、「福嶋儀助本(C)」、「佐柳喜一郎本」、「谷村萬之助本」、「中野正寅本(B)」、「千田瀬喜本」、「奥山勇藏本(B)」、「古瀬利義本」、「藤井和賀之助本」、それに昭和年代に教義講究所で成立した「渡辺りつ本」、「早川耕治本」、「杉山和一本」、「乙島教会本」(注⑨参照)が挙げられる。また、B系列の中にもあるかもしれない。

さて、C系列の代表としては、「熊毛教会資料」Ⅱ「徳永健次資料」の中から「教祖乃御理解」が挙げられる。「教祖乃御理解」は、抜き書きだけで百八十五か条もの教えを収録している。その他、熊毛教会関係資料は、すべて抜き書き資料である。これは、もっぱら徳永の情報源が、教内図書に依っていた、ということを示している。従って「熊毛教会資料」に「写」と記されている意味は、誰かのを借りて筆写した、という意味でなく、抜き書きの意味と解してよい。

なお、抜き書き系列を設けた理由を付しておく、と、教政の配慮にゆだねられ、チェックを受けて届けられる教えを収集しようとする動きと、在野の中で教えをめぐってそれを収集しようとする動きとは、同じ筆写活動でありながら、その性質を異にすることは、おのずから明らかであろう。この問題については、福嶋義次が、「金光大神言行記録研究

の諸課題」の中で論述している。^⑤そこで、ここでの詳述はさけるが、既に紹介した明治四十年(地)前後に発刊された森定の『信心の榮』、斎藤の『教義叢談』中「神訓集」の部分が、それぞれ教政側の介入を受けているので、その意味でも研究上当然区別は必要と考えた。

該当資料を左に列記(収録内容は省く)すると、

- | | | | |
|---------|-------------------------|---------|-----------|
| ① 天野 慶蔵 | 「初代白神師小伝他」 | M 32 | 令徳 |
| ② 中野辰之助 | 「教の灯」12か条 | M 34・35 | 令徳 |
| ③ 西村 務道 | 「師乃多まもの」後半部分 | M 33 | みかげ他 |
| ④ 福嶋 儀助 | 「福嶋儀助本(一)」56か条 | M 40頃 | 大教新報他 |
| ⑤ 貝原谷五郎 | 「教の灯(下)」後半部分 | M 40頃 | 〃 |
| ⑥ 佐柳喜一郎 | 「教の零(一)」 | M 40頃 | 新光他 |
| ⑦ 奥山 勇蔵 | 「教のしおり」 | M 40頃 | 大教新報他 |
| ⑧ 西村 務道 | 「片岡次郎四郎への教祖理解」44か条 | M 40頃 | 大教新報 |
| ⑨ 徳永 健次 | 「片岡、斎藤重、浅井への教祖の理解他」67か条 | M 40頃 | 大教新報 |
| ⑩ | 「教祖乃御理解」185か条 | M 40 | 大教新報他 |
| ⑪ | 「教正方理解集」42か条 | M 2・3頃 | 金光教徒他 |
| ⑫ | 「御神誠・御神訓・御理解写」90か条 | T 4頃 | 金光教徒 |
| ⑬ 天野 慶蔵 | 「玉條集」29か条 | T 2 | 神の御声、信心の真 |
| ⑭ 沼村 愛子 | 「信心の志保里」 | ? | 信心の榮 |

以上が該当する。④⑤についてはこの系列に入れることが適当かどうか、検討の要がある。⑥については検討は十分

でない。教外の図書類からも抜き書きしている。⑧⑨は山下石太郎が「大教新報」に掲載した「直信片岡次郎四郎師」からの抜き書きが主である。⑩⑪は「熊毛教会資料」となっているものもあるが、すべて徳永の目を経ていると思われるので、徳永の命を受けたものとして写筆者を徳永健次とした。⑬の「神の御声」は大正二年(二)に井上鍵之助が著わしたものである。内容は公刊前の『金光教祖御理解』が大半である。「信心の真」も大正二年(二)に近藤藤守が著わしたものである。

その他、澤井光雄「御教の草々」、増田誠元「金光四神貫行乃君御遺訓直聞」、八木栄太郎「古々呂の手綱」、高阪松之助「高阪松之助実録」、松井重吉「教祖ノ神ノ歴史・説教講録」等の資料追究は今回は残すことになったが、それについては後日に期したい。

おわりに

以上みてきたように、明治二十年代から四十年代にかけての本教の布教、とりわけ教会布教活動の内実は、教政が、きびしい宗教制度下で神道側に身を寄せたり、国家の宗教政策に随順する、という形で動いてきたのに比して、一面にはこれらの影響下にありながらも、この道本来のありようを、教政的操作を経ない生の形の教祖遺訓・四神教語に求めるといふ動きを顕著に示すものであった。この点は、教語類が意欲的に記され、写されてきた動きから、明らかである。そこで、このような動き、すなわち筆写活動について、それは、そもそも何だったのか、という根本的な問いは今問えないとして、本研究における筆者の視点をおりませながら、時代は少し下がるが次のような資料を紹介しておこう。そこには、教会布教の中核たる教導の場での信仰の授受をめぐる、より具体的に密着した教えがいかに不可欠である

かを、今日的に問い返してくる何かがあるだろう。

御神訓御理解を拝読すると、みなありがたいと思います。ありがたいと思うが、実感が無い。光谷先生からいただいた御教えは、それで私が助けられ、導かれたのですから、そのときそのときの感激があり、実感がこもってあります。それで口を開けば、自然にその御教えが出てくる。御神訓御理解を本にして話させていたかどうかとすると、実感が無いから、話に力がこもらない。それで、どうしても光谷先生からの御教えを本にした話になってしまう。これではいけないかな、と思いつながら、そのような話になり、それがかなり後まで続いておりました。⁶⁰

これは光谷要次郎の直弟子である畝傍教会長幾島芳松(あきし)が、小野敏夫に語った言葉である。幾島はこれを語るについて「御神訓御理解が公表されたあと、本部に関係する若い先生から喧しく言われました。『こんど御神訓御理解が公表された以上、これから道の話をするときには、これを本にしなければならぬ。これまで伝え伝えられてきた教えは、不正確で、まぎらわしく、間違っているものもあるから、いつまでもそんな話をしていては、道を間違わせることになる。御神訓御理解に基づいて、道を正しく伝えていかねばならぬ』と、くりかえし、きびしく言われました」と前置きして語っている。それによって幾島が大正二年(2)の御理解公刊後も、光谷から伝えられた教えを本に教導しているとした姿勢が知られる。

思うに信仰の授受とは、具体的で、なまなましい日常次元の問題が教導の場に持ち込まれた時、その問題を通して教えの語り手と聞き手の双方が、実感的に救われることによって成立するものである。従って、いかにありがたい教えを手にしても、そのことで助かり、助けられたとの思いや感激が生れないなら、その教えとは、当人にとって本当にありがたいものというよりも、最初からありがたいものとして位置付けられ押しつけられたものであるかもしれない。そこで、具体的な問題を生きる人々は、教政的操作を経た教えにはあきらまず、自身にとって身近で、より密着した教えを求める、ということになる。その意味で、片岡次郎四郎、斎藤宗次郎、宮永徳蔵、利守千代吉、岡本駒之助らの伝承

する教えは、一面、教導の場での語り手聞き手双方の願いを満たしてくれるものであった。それが、彼らの伝承する教えが筆写活動を全教に促がし、諸種の写本の中に組み込まれていった一因でもあったのである。（教学研究所所員）

注

① 『金光教年表』七二頁参照。

② 大阪教会所蔵資料によると、次のようになっている。

教祖御遺訓集拾ノ義ニ付テハ本年四月十一日本部ニ於テ口達セシ次第モ有之候処右ニテハ尚遺漏スル処有之哉モ不計就テハ已ニ公布相成居候十二ヶ条ノ外ハ何等ノ事柄タリモ教祖ノ御遺訓トシテ聞得候モノハ教導職講師信者ヲ不別夫々取調遺漏無之様詳記セシメ来ル七月十日迄ニ各自ヨリ本部ヘ差出候様御取計相成度此段更ニ申進候也

明治廿七年六月一日

神道金光教会 専掌

③ 神道會各分支所長説教所担当者御中
光教会事務所担当

④ 『概説金光教』二九九頁〜三〇〇頁参照。

⑤ 『立教の神意に聴く』三頁参照。

⑥ 前掲『概説金光教』三〇〇頁参照。

⑦ 『金光教学院沿革史』一四頁〜一五頁参照。

⑧ 濱田安太郎「二十年前の信心」『新光』第三七号。

⑨ 明治二十七年の達示によって本部当局へ提出された資料としては、市村光五郎、大喜田喜三郎、小林財三郎、角南佐之吉、

利守千代吉、斎藤宗次郎、白神新一郎（二代）、杉田政次郎、畑徳三郎、吉本吉兵衛、荒木基忠、片山弥助、神原八重松、中村弥吉、島中利介、松井一貞、光谷要次郎、津川治雄、藤原イソノ、石塚らの提出した資料が確認出来る。その中で杉田政次郎の提出した教語類は未だ発見されていない。杉田の文面では「とりあゑずおぼゑし候事あらかたさし以だし候」となっている。また、島中利介の資料は、断り状である。

⑩ 畑愷「金光教教典の成立過程について」紀要『金光教学』第四号九頁〜一四頁参照。

⑩ その時のメンバーは、次のようになっている。

委員長	教	監	佐藤 範雄
副委員長	専	掌	畑 徳三郎
委員	専	掌	心 得山本 豊
委員	管	長	顧 問 近藤 藤守
委員	会	計	課 長 安部 喜三郎
委員	会	議	長 川合 萬吉
委員	庶	務	課 長 河手 松五郎
委員	教	務	課 係 山下 石太郎
委員	第	一	教区支部部長 片岡 幸之進

- ⑭ これがいわゆる「原ノート」と呼んでいるものである。これの大半は『研究金光大神言行録』へ収録されている。
- ⑮ 同右「原ノート」から。
- ⑯ 拙稿昭和五十一年度研究生実修レポート「御理解公刊に至るまでの教内事情について」第三章参照。なお、その中で教典編集委員会の成立時期について、公的な成立時期を明治四十四年春というように明らかにした。
- ⑰ 同右参照。
- ⑱ これが『金光教教典』所収の御理解百節である。伝承者は最終的に、市村光五郎、高橋富枝、片岡次郎四郎、近藤藤守、荻原豊松、佐藤光治郎、山本定次郎、青井さき、森政さだの、難波幸、大喜田喜三郎、津川治雄、石田友助、鳥越四郎吉、松本太七、国枝三五郎、和田安兵衛、徳永健次、難波なみ、大本藤雄、島村八太郎、鳩谷古市、相原トク、押木マスの二十四人が選ばれ、全体の八割近くを、市村、片岡、高橋、近藤、津川、佐藤光、山本、荻原の伝承理解が占めている。
- ⑲ 『研究金光大神言行録』（以下『言行録』と略す）四卷九四頁。
『資料金光大神言行録』三二二頁参照。
- ⑳ 『続あつまの道のいしずゑ』三二二頁参照。
- ㉑ 前掲畑愷「金光教教典の成立過程について」紀要『金光教学』第四号一七頁〜一八頁参照。
- ㉒ 森政隆（森政禎治郎子孫）が教義講究所卒業後（教師補命昭和六年九月十九日）芸備教会に入り、神徳書院での十年間の御用中に成立した資料である。教典編集委員会資料を筆写したものの十六冊、
- 委員が持っていたと見られるコンニャク版の三冊が現在発見されている。そしてその一部は『言行録』へ収録されている。
- ㉓ 前掲書『続あつまの道のいしずゑ』三一頁。なお寺田家の子孫寺田徳重氏から岡本安真佐氏が聞いたところによると、ちうは駒之助の母た津の妹ということである。
- ㉔ 筆者が昭和五十三年十二月岡本寛直氏宅に調査に行った時、この資料を発見した。なお資料の保有者寛直氏は、駒之助の息子虎太郎の次男である。
- ㉕ 藤井永喜雄氏談。なお藤井氏は虎太郎の三男である。
- ㉖ 「中堂手記」の前書き部分では、
「此は大阪の中堂仙太郎（岡本駒之助の親族）が吉備乃家に滞在し廣前に参り四神様より御教を受け又廣前に参る来る信者又は諸所にて御蔭話を聞いて書きしるしたるものなるが多くの間違あり……故にこの中に拝記すべき程のものなし同人は伯耆へ布教せしも御蔭立たず道を止め大阪に帰る時余（佐藤範雄一筆者）に渡したるものなり」となっている。しかし、この記述内容については一部検討の要がある。
- ㉗ 佐藤範雄が、晩年において編集した「金光四神貫行君御理解」の前書きによると、素材の提供者を岡本駒之助、中堂仙太郎、西城種吉、土居源治、吉田芳助、斎藤俊三郎としながらも、岡本、中堂については、「この二人は報告書には非ず」としている。この意味は、注⑳のように報告書の入手方法が正規の教務ルートによるものでなく、佐藤個人が入手したものである、と

いうことと解される。一方われわれに届けられた「岡本手記」の原資料には、手記の成立事情についての記載箇所はない。従って、「森政本」において「岡本手記」の成立事情が記されている意味は、教典編纂委員会の調査結果によると判断される。また、「中堂本」との対比によると、岡本の四神教語の筆録時期は、少なくとも明治二十三年から二十五年までに広げられなければならない。

- ②⑧ 佐藤範雄は、筆写活動の担い手の側ではないが、教務作用を通して筆写活動を促すに一因があったと思われる。例えば「明治二十三年十二月十三日夜、尾道懇心会に佐藤先生御出席相成、講述」せられたとする教導十則は、「講師極秘の十伝」としてかなり流布されている。その他、佐藤の歌、訓誡等も筆写資料の中には収録されている。なお「教導十則」は、「十か条講師極秘伝」として、倉田吉兵衛が佐藤の講述を筆録し流布した形跡がみられる。

②⑨ 『言行録』一巻五六八〜五九五及び「尋求教語録」。

③⑩ 『言行録』二巻一〇〇二〜一〇二七。

③⑪ 『言行録』二巻七八九〜九六一。

③⑫ 松原龍太郎著『恩師近藤藤守先生』六八頁。

③⑬ 『大教新報』第五七号「新刊に就いて」参照。

③⑭ 「藤岡資料」は、本所が昭和三十九年に調査の際、藤岡自らが回答してきたものであるが、「因に本稿は老生が大連教会修行中筆写せしものを再筆写せしもの」と藤岡自らが記している。

③⑮ 昭和五十年八月利守孝道回答の百二十か条。

③⑯ 昭和三十九年調査の際、田淵喜四郎回答の「金光四神様の御教」の前書きで、田淵がそのように記している。なお田淵は、千代吉の三男である。さらに、それを受けて、千代吉の子孫である利守孝道も、この点を主張している。

③⑰ 信心しなさい信心さへすれば御蔭の無いと言ふ事はない。神は親子ちゃと仰せちゃ。氏子と言ふ事がある。家を建てるにも神様の方角と思へばお神酒ども奉^まげて此所へ家を建てます故御差免し下されと言ふて願へば神様は御咎はない。返って御喜びに成て富貴繁昌さして下さる。神様は便所でもたくさん建てるのが家の繁昌ぢやろう神は許してやるから何ぼうでも建よと仰せられるのぢや。今年明方へ建てて置いても廻り廻りて塞がりては如何する。我々でも留守に来て住居して見い其者がもどりて来て八釜しゅう言はうが其と一つ事ぢや。それよりも塞がりても神の居る時に断り言ふて建てて見よ神は返って栄えさして下さる。明き方は十二のゑとと十干とを合はして廿四に割り二つ明く所を明き方としてあるのぢや。昔は金神と言て恐れてよける様にして拝む事をさせなんだが金の神とは福の神と言ふ事ぢや。曆にも出しては居るけれど拝むと言ふを教へなんだ故塞りの所へ家を建てたり宮々の不礼してお咎を蒙り居るのぢや。其を教祖金光様が御取次^い挺しお助け下(さ)るのふ(よう)になり自由自在に地へたててその上に御蔭を戴き繁栄さして下さるのぢや。税を払はずに家を使ふたり畑を作りたりしたらお上へ

せがむじやないか。其れと一つ事ぢや。神様にお断りもせず自由にて地を使ふから神にせがまれ金神の祟と言ふのぢや。何ぼ曆に社日とか天上とか書いてありてもその日に不意難に会ふたの又は怪我をして見い今日は社日とて喜ぶか。悪日でも神様にお蔭もろうて無事で暮すのが何よりお蔭ぢやるうぢやないか。そうすれば明る元日より暮る晦まで悪しき日はない。どうも人間が悪うなりて神の御恩と言ふ事忘れてしまふ故此の間の様に一時にお咎なされて水害に遇ふのぢや。あの中にも信心する者は同じ流されても何一つもたかせず(ながさずか)お蔭戴た者もある。西八(西阿知)と言ふ所には鍛冶屋がある(名を御せになりましたが不分明に有之候)。其の鍛冶屋は家を流したけれど三丁程流れてとまり着物一枚も流せ(き)ず鍛冶屋故炭を沢山裏の家に入入てありしが一俵も流さなんだそうな。此れ信心のお蔭ぢや。それで信心するものと信心せぬものと知れるのぢや。神は親じや。信心するものは氏子ぢや。よりて神様は親子ぢやと仰しやるのぢや。信心さへすればお蔭は下さるのぢや。丁度親が子を育てて置いて見よ子が安心に養ふてくれるぢやないか。神も信心すればお蔭下され安心と言ふ事か出来るのぢや。信心するのは子を待て見よ一番よう解るのぢや。何時もせはしい者が来ると話をすることが出来けいのう。

明治廿六年十二月 日

旧十一月八日午後四時頃

御聞き候是か御理解の御名残り也

③⑧ 『言行録』四卷二三七三〜二四二三。

③⑨ 『言行録』四卷二〇七〇〜二二三五、六卷三〇七七〜三二二九がほとんどである。

④⑩ 昭和四十六年六月松田敬一が藤井氏本人より聴取。

④⑪ 同右藤井和智之助氏談。なお、その際、手記が表装された、と伝えられている。従って、これがわれわれの手許にある資料となる。この資料は、本年三月、岡本美年男氏(岡本虎太郎長男初太郎の長男)より本所が借り受け、資料化したものである。

④⑫ 注②⑥参照。

④⑬ 出川教親著『嚴功根興根大人』中、「松江布教の沿革」の項参照。

④⑭ 同右。

④⑮ 但し、注②⑥に示したように、「中堂手記」の前書き部分では、明治二十八年の時点では原本は佐藤範雄に渡されているので、この点を考えると「中堂手記」は、二十八年以前にその筆写分が既に大阪教会へ持ち込まれていたか、複製あつたかが問題となる。

④⑯ 例えば西村務道「教祖様の御遺訓」では、「明治二十四年本部ニテ岡本駒之助殿(中村駒之助) 御直筆にて頂く」と記されている。外に、中谷富隆「御教綴(覚書)」でも、そのように記されている。

④⑰ 昭和三年六月二十日杉田信発行『金光四神様御理解集』所収の百二十四条が主たるものである。しかし、その他にも杉田

の伝えた教えはかなりある、と思われる。その調査は今後の課題である。

- ④8 『金光教学』第一三集二七頁参照。
- ④9 例えば『秀真』の中では、神徳試験として、小倉支所で十日間の天候判定を行った、ということなどが紹介されている。
- ⑤0 昭和年代に教義講究所で成立する筆写本をここで紹介すると、
- 早川耕治「御理解集」383条 昭和二年十二月成立
- 渡辺りつ「教祖並ニ四神様御理解」288条 昭和五年頃
- 乙島教会「金光四神様御理解集」933条
- 杉山和一「教祖金光大神
四神眞行君御理解集」235条 昭和六年四月
- 以上四点が挙げられる。主な収録内容は「片岡次郎四郎の伝え」「近藤藤守の伝え」「岡本駒之助手記」「杉田政次郎の伝え」である。なお、少なくとも昭和十年代までは教義講究所・学院の中で筆写活動が続けられていたとみられる。
- ⑤1 昭和三十四年四月二十二日和歌山教会発行。
- ⑤2 拙稿昭和五十三年年度研究報告「筆写本についての研究助走―天野盛貞本をめぐる―」参照。
- ⑤3 楠和子氏談。なお、楠弼範の島原での修行期間は、明治二十九年から三十三年までの五か年である。
- ⑤4 楠と中谷とは静岡県の笹間部落の出身で、楠は中谷によって入信している。
- ⑤5 中野辰之助述「金光教平安布教の沿革」に二人の関係が述べられている。
- ⑤6 貝原と奥山との関係、奥山と沼村との関係については、昭和四十九年度研究生池川善雄「教の灯資料解題」参照。
- ⑤7 「島村八太郎の伝え」は、『言行録』二卷一一六一―一二〇五に掲載されている。これの本部提出者名が島村長政となっているので、八太郎と長政との関係についての調査が残されている。この分も、かなり流布されている。
- ⑤8 前掲池川善雄「教の灯資料解題」注⑨⑩参照。
- ⑤9 これには平崎平治良、大熊福頭が予想される。
- ⑥0 明治三十四年九月から三十五年六月までの間である。
- ⑥1 『信心の栞』凡例中。
- ⑥2 『言行録』五卷一六九頁。
- ⑥3 「神がたり記」前書き。なお、「神がかり記」なる題名は加藤の弟子である藤彦五郎が付したものである。
- ⑥4 『初代守正』（昭和四十九年二月綾部教会発行）、『修行物語控』（昭和五十年十二月大津教会発行）『杉田政次郎師回顧録』（昭和五十年一月八坂教会発行）『とりつき』5号一二頁―二三頁等で、そのような状況が知られる。
- ⑥5 昭和四十八年度研究報告。
- ⑥6 拙稿「御理解公刊に至るまでの教内事情について」注⑬⑭参照。
- ⑥7 小野敏夫編『教祖之御遺訓』八頁―九頁。

△研究ノート▽

布教史試論二——殉教者考——

藤尾節昭

はじめに

「布教と教義化の問題」(『金光教学』十一号)を発表して以来、論文中に用いた「自然布教」「積極布教」の内実は何なのかを、布教史研究の中で、改めて問わねばならないことに気づかされた。「布教史試論—金神考—」(『金光教学』十六号)で、自然布教の一端は提示し得たと思うが、一方の「積極布教」については、その内実が明らかになっていなかった。布教史関係の文献や資料を読む中から、積極布教を行ったと思われる直信達に焦点を合わせてみたら、その布教の特徴の一端に触れることができるのではなからうか。こう思えるところから、今回若干の直信諸師の経歴の意味を明らかにしようと試みた。しかし、本研究は未だ個人伝の域を出ないものであり、研究としては、中途のものである。したがって、研究ノートとして、御高見・御批判を頂きたく、ここに記すものである。

一、神徳顕揚と限界——金神達の場合——

金光大神の広前へ人々が参詣し始めた。それは大谷の金神参りと、世間の人の眼には映った。おかげをいただいた人達の中から、同様に天地の神様を拜む者が生れた。彼等の広前に病氣全快の祈願や諸般の事柄の御伺いに、その地の人が参詣し始めた。神様の広前が各地に生まれた。天地の神様を拜む御信心家を、世間の人達は金神様と呼んだ。

金神達は、天地の神より御神徳をいただいた御信心家であった。一介の参詣者から御信心家への転生は、おかげを受けて、神様有難しの一念、神への一心によって生じてくるのであった。しかし、この転生は、世間の眼からすれば、狐狸に憑かれし者、金神狂いと映ったのである。彼等は世間から除け者とされることによって、日常生活のしきたりや価値判断から抜け出し、神の気感にかなうべく修行に励み努め、神の救いの手として、御神徳を顕わす者となった。除け者は、人々の病気を治し、心を癒し、神意を人々に理解するものとして、再び世間に身を沈めた。

天地の神の神徳を顕わす御信心家の姿は、時々に見られては消えていく流行神の姿にも似ていた。だが、金神達が願う主に要請したものは、教えを聞いて納得すること、神様へ信一心を捧げるといふ新しい信心の心得であった。金神達の神徳により、人々の願いは成就し、家業は成り立っていった。金神達の布教は、きわだって神徳顕揚という色調が強く背後に広がっていた。靈験の著しさが人々の心をとらえ、金神達の広前は賑わったのである。

しかし、神徳顕揚という布教では、信心の教義化・思想化は展開されていない場合が多かった。つまり、信心は即事的に表現されてはいても、その言葉から抽象される教義が未成熟のままであった。往々にして金神達の広前は、その御信心家と共に消滅し、一時の流行神の伝えを残しているにすぎない場合もある。

金神達が、内々で神拝していた間は、官権や既成宗教団体の眼にはとまらなかつたであろうが、その広前が参詣者で満たされ始めると、官権も放置しえなかつたであろう。あるいは、勢力拡張中の神道系の宗団は、自己の傘下へと組み入れ、仏教系の宗団は圧迫を加えたであろう。金神達は、この二つの波をどのようにして凌ぎえたであろうか。彼等には、広前を閉ざすか、既成教団の傘下に入るか、道は二つしかなかった。彼らは、官権・宗団に対して申し開きする教

条・教義を持たなかった。他宗団の傘下に入れば、その干渉を受け入れねばならなかった。金神達は、この障害を越えるべく、一層に神の世界へと参入していった、教条・教義を明確にしようと試みるよりも。金神達の布教には、その限界があったのである。

この限界を乗り越えることが、信心展開の条件であった。明治政府が要請する信仰のあり様や各宗団が統轄する教理に対して、金光大神の信心の独自の価値を主張するためには、一心の祈りや靈験話では効果がなかった。そこには、政府や宗団を納得せしめる教条・信仰思想が不可欠な要件であった。

教条・教義・思想は、信心の有難さ、素晴らしさに驚き入り、金光大神が語り出す教えを、天理・道理と感取し、それを神の言葉として―真理として―認知するところに根源を有しているのである。真理を道・道理として感取した者は、語り出される道に身を委ね、その道を生き、道を語る者となる。信心―真理―が道理として把握されるところに、教義・思想が生じ、それを宣布する布教が展開されていくのである。

信心が人間としての、この上ない生き道、至上の価値として把握されたとき、道を生きる者は世に苦しむ人々に向って、その生き方や価値を知らしめずにはおれない。つまり、布教者は、至上の道や価値の使徒として、世に道を成就せしめる使命を帯びた者である。彼等は神の權威と人々の助かり―道の成就―のために生命をかけた殉教者であろう。それは、あたかも思想・イデオロギイの実現に生命をかけるイデオログに酷似している。この布教の側面に、「積極布教」の内実を伺い得るのではなからうか。

二、牢と遺書——斎藤重右衛門の場合

重右衛門は、大病の妻の願いにより、洪々よそ眼を気にしつつ、流行神の大谷の金神様へと参詣した。彼は、障子ど

しに、金光大神の御理解を聞いた。「さても天理じゃ、道理じゃ、世間の広いことを言はれる。これがまことの神さまである」と、有難い神様との出会いが生まれた。この時から、彼は天地の神のしもべとなった。

世に神様の有難いことを知らしめるために、「世間の人の目を、おどろかし、目信心をさ」せるべく大名行列に見まがう供揃えをして、大谷へと妻の病氣全快の御礼参拝をした。そして、ある日、彼は「ほんに神様は人の病氣痛がを御助けなされるから……我れも人を助けねばならぬと思ひ、それより裸麦四斗入の俵が三・四十有且又琉球芋壺千貫目計所有し居しを、市中の極窮民に」施しをしたのである。

しかし、この陰徳を積む施しが、かえて笠岡代官所の忌諱にふれた。文久三年一月、重右衛門は、駕籠に乗り込み、いつもの供揃えをして、大谷へ参詣した。その帰途、富岡にて役人の待伏に出合った。彼は捕らえられ、六十日とも八十日ともいわれる入牢と拷問を受ける破目に陥ったのである。この時、金光大神は「かえりみちは馬飼越をかえれ」と裏道を通ることを指示したのである。だが、重右衛門は、いつものように表道を堂々と帰っていった。彼の胸中には、金光大神の指示を拒否する何ものが働いていたのである。人々を救い助ける天理・道理の信心の道は、お上に対して、生命をはってでも、貫かねばならなかった。天理・道理は代官所にも貫き得るはずであったのであろう。

しかし、代官所は、天理・道理としての、人が助かる信心の道を否定した。極貧者を台所から救おうとする施しについては、「人に物をやるからには、取る法があるうから、いかなる法をとらぬ、物をとるか、明白に申し上げ」と役人は問い糺すのであった。「いくら言えとおっしゃっても、私どもの申しますことは、きいては下さるまい。ほかに理由はございません。困っておる者を助けたのでございます。それがどうして悪いのでございましょうか」と開き直るしか道はなかったのである。神様を拝みませんと一言誓えば、放免されることは、彼には分かっていたであろう。しかし、それでは神様に相すまぬことになる。神も喜び人も喜ぶ人助けがなせ悪いのか、この問に対する答など代官所から返ってこようはずはなかった。

役人の詰問に、神様の有難さ、天理・道理を陳述しても、彼等は理解など示すどころか、責めたたてたのであった。重右衛門は、とうとう「改心いたします」と言つて出獄した。天理・道理は、世の常識や政治の論理では、とうてい了解し得ない生き道なのである。彼の布教は神の悲願である人助けの使命感に貫かれていた。もし、彼に神の悲願成就の使命が自覚されていなかったならば、入牢という汚辱を耐えることができたであろうか。この汚辱をそそぐためにも、より広範な布教を展開し、人々に真理を伝えずにはおれなかつたのである。

だが、政治の圧力は、慶応二年と明治五年に再び重右衛門の前に現われた。彼は次のように記した。

一、書おきの事、重右衛門の上、生前所々めぐりふかし(き)ゆへ、此たび心つくし、天地神おたのみ、人ひとの心のなお(る、欠か)よおに、てんか太平といのり、人ひとわく合(悪業か)おしニ、わたくしの力ニおよばず、此上わ、しんもん(神門、信心の意か)かへ(え)、申わけの事、此上ながら父母おたいせつにして、人ニ利つ(実意)、あわれ(を、欠か)かけて、心おくるわせずよおニ、神しんじんおして、みらへ(い、欠け、未来か)としそんと、たのむへし、かならずふた心もつてば(わ)、松たへ(末代)わやまり(あやまり)なり、此上わ心なからへてわ、神へすまづ又わ御やく所へすまづ、此上か□(かけ、姿の意か)おかくして、じせつをまつ、古年(後年か)エなりば、りついな人ニわ、力そへ、わるき人ニわ、てきニなり、また書のこす事わ(あ)れど、むひつニ御座候ゆへ、むねん。

重右衛門の心へかた義わ、西六村谷次郎殿ニうちわけはなし、此事お書しる(し、欠か)ておけば、古年(後年か)ニなれば、家のたからとなり。

笠岡村宮地

斎藤氏東山屋

重右衛門 四十四歳

未生男

この書置きは、彼の信心の経緯とその心得方と身を隠さねばならぬ布教者の苦痛の遺書である。たどたどしい文章ではあるが、苦しみの心情が溢れている。「人々の心の直るようになんぞ祈り、人々悪業多しに、私の力に及ばず」と、世人の頑迷さや権力者の愚かさ悪業が記されている。「私どもの申すことは聞いては下さるまい」と権力者の本質を見抜いた眼は、神の道を圧迫する者達を「悪人」「悪業」としてとらえてくる。彼は、身内の者に、役人から取調べられたら、「神門」は変えたと申し訳をせよ、此上とも父母大切、人に実意あわれみ、神信心をして、将来を樂しみにせよ、と指示している。

「心ながらへては、神へすまず……」の心とは、どのような心であろうか。隠れ金神となって細々信心を続ける心なのであるか。この文意から伺い得るのは、難儀な氏子を助けずにはおかない、という使命感に満ちた布教者の心である。この心を持つ以上、神拝を差し止める権力から逃れて、身を隠し、時節の到来を待って、再び神の悲願を成就せしめよう、と彼は決意するのである。布教差し止めの状況が目前に迫った中で、彼は「実意な人には力添へ、悪き人には敵にな」らざるをえなかった。

布教者にとってみれば、人間全て神のかわいい氏子とは言っておれない。人助けの道、天理・道理を中傷し、圧迫する者は、神への無礼者であり、その行いは悪業であり、神の悲願の敵であった。この敵は、私の力に及ばない権力者達であった。布教者は、生命をかけて、悪人に対して戦う姿勢をとらざるをえない。この姿勢には、信心が至上の生き道として思想化されていることを意味しているのではなからうか。重右衛門は、牢につながれることを通して、信心を思想・生き道へと展開し、悪と対決する力へと昇華したのであろう。彼の心中では、信心が何ものにも優るものとなり、外へは布教の情熱となって現われているのであろう。

この書置きは、重右衛門の信心の思想的・実践的表現——教義でもあろう。彼は、明治五年の圧迫の時に記したもう一通の遺書に、「心定め、改めみれば、千人万人の身があり（身がわり）と思えば、上々吉也」とも記している。笠岡

金光大神は、天理・道理に殉じた布教者でもあった。

三、憂世と挑戦——初代白神新一郎の場合——

明治四年晩春、『御道案内』は備前岡山の住人、白神新一郎の手によってなつた。同書は彼が教祖の下へ参詣して、一年三か月、十年來の盲目に晴眼のおかげをいただいたことに、その端を發している。ここに本教最初の教義書が記されることになつた。それは、また初めての布教文書でもあつた。彼は序文中に、

一、神儒仏いづれにおろかはなければ、ここに天地大御神様の、これまで諸人一統の心得とは異なり、そのあらたかなることを聞けり……あまり、ありがたさに黙止しがたく、天地三ツの宝のあまりある御蔭を知らず、貴賤の御氏子とともにいただかんといざなわんがために

と記している。

この書が成るについては、白神の教養・文才が並々ならぬものであることは確かであるが、就中、盲目になつて以來の信仰遍歴が大きな働きをしている。彼はひたすら眼病平癒を祈願して、「備前児島の修験道五流、大法院真徳から山伏の補任目録を受けて、良覚坊松寿院と名乗り、伊予の石槌山や鞆の祇園宮に参り、六年間に児島四国を十一回も巡拝し、遠く出雲の一畑薬師に参り、伯耆大山をきわめ」るなど、当時の信心を実意に丁寧実践したのである。彼は伝統的な信仰のありかたや諸慣例を熟知していた。

白神は諸神諸仏の遍歴のちに、金光大神の信心と出合つた。彼は晴眼のおかげに信心の手応えを感取した。金光大神の説く信心の心得方は、従來の信心のしかたとは異なつていた。この相違を彼は信心の独自さとしてとらえた。同書、卷の上の巻頭には、「文明開化御一新の御時にいたり、この御道も同然、旧習を廢し、天地開闢以來世界一統第一大氏

神」、あるいは、第二節「諸社寺々の信厚（信仰）の致し方とは万事従前に異なり。然るに、とかく旧習のことをいいて廃せざる人多し。うたてけり」と、金光大神の信心について、従前と相違する所を記述しつつ、その独自の信心の世界を示そうと試みている。この営為は、まさに教義形成であり、信心の思想的把握に他ならない。

信心を伝えるには、信仰体験・靈験話を縷々と述べるも一つの方法である。しかし、従来の信心の慣例と対比して、新しい信心の心得方を記述することは、その独自の信仰世界を描く効果的な方法であった。

信仰の教義的・思想的把握のためには、宗教慣例との対比もさることながら、金光大神の言葉の位置づけが重要な問題となってくる。

ここに書き記すところは、小子私に申すにあらず、御神教に、神はものをいわず、金光大神をもって伝えるとのたまいしを、いとかしこくも小子御代理となつて、のたまいし一つのことを、二つ三つにも、くどき、くだいてお伝え申す

ここには、金光大神の言葉が神の言葉―真理―としてとらえられている。そして、「生神金光大神様とは、天地大御神様より御直許にして、御道びらきの祖神様なり」というように、教祖が絶対的な位置に据えられている。教祖とその言葉が、絶対化されていかなば、信心が教義・思想へとは結収されないことを、『御道案内』は示しているのではなからうか。

信心を教義的・思想的に把握すること、つまり、新たな生き道、新たな価値体系を形成することは、信仰上のイデオロギイの造出に他ならない。白神は金光大神の信心を、自分の生き道として思想化・イデオロギイ化したのである。この営為の故に、彼は新しい信仰思想とその生き方の宣布者とならざるをえなかった。教義・思想の造出は、第一節の所で述べた金神達の限界を越えたことを意味しているのである。彼は信心の「あまり、ありがたさに黙止しがたく」、助かりの道を敷くべく、未だ知らざる人々の中へとわけ入ったのである。

白神は、明治十二年七月、六十二歳にして、コレラ蔓延の商都大阪へと布教の足を運んだのである。そこは、東京布教を志しての一里塚でもあった。都市には各地の人々が集まり、各地に散っていくのであれば、都市の布教は、自然に信心を各地に広める可能性をもっていた。大阪の地は、未だ新たな信心を知らない地であった。彼は大阪の地の人々を苦しめから救うべく、『御道案内』に示されるように、新たな独自の生き方を持ちこみ、古い信仰慣例と対決していった。彼は世の迷妄に戦を挑んでいったのである。勿論、靈験という信心の証明が、人々の心を引きつけていたのは当然であるが。

白神は「御道は文学才智弁舌の善悪をいうにあらず、ただ生なまのまゝなる信一心をつくす」ことの肝要さを説き明かした。『御道案内』巻の上には、「信一心」が底流となっているようにも思える。この「信一心」、あるいは「一心を出す」という言葉は、同書のみならず、教祖や金神達もよく口にしてゐる。「一心」とは金光大神の信仰の独自性を形づくる基本であろう。この「生のまゝなる信一心」に基づいた常平生の信心の心得方が、「べし」「べからず」という生活規範として、巻の上には記されている。

信心を至上の生き方、新たな価値とした布教者は、たとえ自らの生命が縮まろうとも、人助けの使命を成就せずにはおれなかった。だが、白神は壮大な布教計画の中途、明治十五年で逝去せねばならぬ運命であった。彼は東京布教の悲願を、出社である近藤藤守に託したのである。

東京布教の事未だその緒さへ開き得ぬが口惜しと絶えず思煩ひて在したのであるう、近藤與三郎子の見舞はれた折、その衷心の苦を述べられ身に引受けて師の命を果しますれば、心安く思召し給へ……いたく喜びて安堵の色を表はされた

布教者の信仰は、自分がおかけを受けるための信心ではなく、教祖の信心を、新しい思想・教義としてとらえ、至上の生き道として実践し、暗い世に向けて光をともすことである。つまり、信心は、生き道として自らの生命と別立された

道・思想を生きたことであり、それを宣布することである。その宣布の拠点が、教条を掲げた広前なのである。その信心の皆は、金神達の限界を乗り越えて、現在に信仰を送り届けてきているのであろう。

だが、白神の生き方は、教祖の目から見れば、

白神は、時節をまたず。みだりに、ところをわずらわすな、といいきかせておいたに、世をうれえるのあまり、みずから、心をいためて、かくは、なったのである。いまは、せんすべもない。されど、世のため、人のために、身を犠牲にしたのであるから、いきても神、しにても神

と映った。布教者の死とは、世を憂え、身を犠牲にした結果であった。白神は道理に貫かれた至上の道の殉教者でもあったのである。

四、流行神と組織——佐藤範雄の場合——

佐藤範雄の入信は、明治八年、近所の土肥弥吉に導かれたことに始まる。以後、彼は渡世の木工職のかたわら、金神様を祀り、御神徳をいたたくべく修行に励み、参詣する人々の願いを取次いでいた。明治十二年、醬油槽据付作業中、生命にかかわる危険のおかけをいただき、彼は金光大神の仰せ通りに、専心、神の御用に仕える決意を固めたのである。佐藤も御領の一金神であった。

しかし、一方では、彼は神様に仕え、「先生」と言われる手前、「神様の学問」をするべく、黒坂昌芳の門をたたき、皇典、記紀を修得していった。その前途には、神道国教化政策を展開していた神道界が広々と開けていた。彼は神拝資格を得るために、教導職を志し、三条教憲の講案を作成し、教導職予備試験一試済を、明治十二年には得た。越えて同十三年二月には、教導職試験に及第し、彼は公に祭典・説教を行う資格を得た。

佐藤の神道界への参入は、御領の金神様からの脱皮を意味しているように思われる。明治十五年には、

教祖生神を拝し、御教を承る毎に、尊いお道であることが悟られて、如何にかして、一派独立教の許可を其筋へ願はねばならぬと決心し、その手続を得んことを思ひ、本教に同情深き知人、安那郡神道支局副長岡氏にこの念願を話したる

と記すように、一派独立へと向って、彼は歩き始めた。一派独立の許可を得るために、彼は、教祖帰幽までに、「御神誠十二ヶ條、御神訓合せて八十有二ヶ條」及び「奥義九ヶ條」を教祖の下で拝記した。

金光大神の説く天地金乃神への信心は、世の流行神と異なる独自の信心、尊いお道であった。この尊い独自の道に一派独立の許可を得ようと試みることは、彼の信心が思想的な信仰へと向っていったことを意味しているのであろう。独立には、信心の独自の価値観を示す「信条」が必須条件であった。勿論、この信条は、国家から要請され、判断されるものであることは言うまでもない。金光大神が示す教えが、教条として拝記された。金光大神は、道開きの親神、教えの祖神、教祖となった。彼は、有難い独自の信仰思想として、教祖の言葉―真理―を拝記した。この信条は、一教組織の原点ともなった。

教祖五十日祭が終り、

菽雄ノ君、白神新一郎、近藤與三郎の四人にて協議し、白神・近藤両氏は内に居て道を開き、力を致す事となり、余は直接教会創立に一身を捧げる事を約して上と下とに別れたり。ここまで記して涙下る

かくて、佐藤は、一派独立のために宗教界を知るべく、広島神道事務分局へと向った。彼は、同分局の巡教活動に従事し、教導職としての職責を果たし、宣教師に任せられ、神道界に地位を得た。この献身的な活動によって、本教会組織の端緒は開かれた。巡教は各分局下に続けられ、備中分局・岡山分局の同意を得て、明治十八年四月「金光教会講社結収之件御願」が神道管長宛提出された。同年六月岡山県令の認可を得、神道金光教会は成った。そして、明治三十三

年六月には、本教団は、神道本局から分離し、教派神道十三派の一つとして、一派独立教となった。

佐藤の神道界での努力の結果、本教は一派独立しえた、と言っても過言ではない。彼の一派独立にかける情熱は、信心の尊さ、靈験の不思議さに根源を持ちつつも、信心を思想として、至上の生き道として把握したところに端を発しているであろう。このように信心を独自の道としてとらえる眼からすれば、他宗派に所属し、明確な教条を持たずに、人助けを行っている金神達の布教のあり方は、危険な状態であった。彼等は、一時の流行神になるか、他宗の傘下で別派を形成するか、個々の情実に流されるかして、教祖の道から遠ざかりつつあった。

実際、別派は各地で形成されていた。周防国では、お道の御信心家達を結収して、「神宮教神風講社金神組」が、本教団成立以前に、公認され、活発に布教活動を展開していた。それは、神道三柱教会として一時勢力を誇っていた。あるいは、京都では、芦田道之介を中心として「御金神社」が神社形式をとって、公認され、教勢を伸ばしていた。これら別派の布教者達を、神道金光教会は結収し、教祖の信心の正統へと引きもどさねばならなかった。佐藤は、教長代理として、各地を巡回し、出社を神道金光教会に結収していった。西国への教線を覆っていた神道三柱教会も、結収のありを受けて弱体化し、消えていった。

本教は、出社結収によって、組織体としての実質を整えることになった。しかし、神道本局下においては、本教独自の布教活動は出来難かった。明治三十三年独立に際しては、佐藤・畑を中心として、独自の教義・規則や世界の明教としての独自の儀式・建築様式が考案された。これらの教義・儀式様式は、単なる神道様式の借り物ではなく、その時代としての本教の独自性の表現でもあった。

佐藤によって提唱された信仰理念の一つは、「迷信打破」あるいは、天地と人間の関係を、大天地と小天地とになぞらえる「天地の大理」であった。この理念は、白神の「旧習を廢し、天地開闢以来世界一統第一大氏神」と一脈通じるところがある。彼等が顕現しようとした信仰は、従来の信心の心得とは異なった、新しい至上の生き方であり、世間の

迷妄や陋習を破り、神と共に生きる自由な広やかな信仰であった。佐藤もこの信仰思想・理念の成就のため、組織者としての役割をはたさなければならなかったのである。彼も道の成就に生命をかけたのであった。

五、砦と手続——近藤藤守の場合——

金神達の布教は神徳・靈験を中心とした人助けであった。その広前は、遠近を問わず、多くの参詣者で満たされていた。だが、これらの出社は、他宗の圧迫・官権の取締りには無防備であった。布教資格を求めて、他宗に転じたり、取締りによって、広前を閉じた御信心家、あるいは一時の流行神と消えた布教者達が多かった。金神達の布教は、何等かの形で、全て圧迫を受けていたのである。

金神達の広前は、世の難儀・人々の苦しみが流れこむくぼみであったが、前述の一つの限界をもっていた。外庄に対しては、彼等は隠れ信心をするか、屈するか、教祖の信心から曲がるかする以外になかった。この危機を回避していくのは、信心の思想化・教義化であろう。広前が、世のくぼみであり続けるためには、くぼみを守る思想や理念が必要であった。そして、その思想は、くぼみの中から生じるものでなければならなかった。

教条・思想となった信心は、もはや、くぼみそのものの信心ではなくなつた。信仰思想は、世の旧弊と対決し、公認の価値体系の中へと、己自身の独自性を位置づけるのである。旧習を破りつつ、思想化・教義化された、至上の生き方を宣布する砦・拠点、それが教会なのである。参詣者の一部は、おかげに信心の手応えを感じ、教祖の教えを金科玉条として実践し、至上の生き方・思想・価値を宣布する布教者——イデオログにも似ている——となつたのである。教会は、原質としての世のくぼみと、それから、思想的に展開された至上の生き方・教義の宣布の上に形成されてきたのであろう。

新たなる信仰の砦は、次々と各地に形成されていった。藤守は、白神の布教成就の悲願を引き受け、東京の地へ、あるいは各地へと道を敷くことに力を注がねばならなかった。白神の広前で信心を得た御信心家の許に、その地の病める人々、あるいは同志が集まり、講社を形成し始めていた。藤守自身も、その一人でもあった。あるいは、尾道地方の御信心家が大阪で広前を構えてもいた。これら御信心家の幾人かは、教祖の教えにそぐわない布教のあり様を示していた。この証明は、明治二十年の出版社結社の段階で本教の下に集うか否かでなされるのであるが……。

藤守の課題は、教祖の信仰の布教拡張もさることながら、教祖の信心を確かに受けた布教者の養成にもあった。ここに言う、布教者養成とは、御神徳を身に積む修行もさることながら、教祖の言葉を真理とした教条・思想、そして至上の生き方を修得せしめることである。このことは、次の様な伝承に象徴的に表現されている。

明治十七年十二月、桂松平は四神の命により、難波分所に百日間の修行に入った。

師（桂）は門外に出て東方に向って拍手。

「……大将軍様、八將軍様、日本国中大小神祇、八百萬の神々様」と常の如く大音に御拝あつて後、広前に上り、神前に向はんとする時、

「此狸教導職奴が」、と藤守先生は、やにはに師の胸を突き飛ばされ、

「貴様、昨日来た時、何と申した。……金光大神の眞の道が聞かしてもらひたい、と申したではないか。それに何ぞや、ヂツと見て居れば、門前に出て、何と云うて拜んだ。たはけ者奴が。信心一筋の道さへ知らぬではないか。

それで教師教導職が勤まると思ふか……」

この伝承がどれほど潤色されているか明らかではないが、桂が門外で、奉唱し、神々を拝礼したこと、そして、藤守がその行いを、狸教導職と叱責したことはありうる出来事の様にも思える。では、何故、周防の御信心家―御神徳家―が大阪で叱責されなければならないのであろうか。この事件の背後には、一介の御信心家と布教者の微妙な違いが隠され

ている。藤守は、白神によって導かれ、直接に教祖の教えを受け、世界一統第一大氏神という信仰思想で培われた。彼はまた、白神の広前では、教祖の教えを受けては、神の言葉として、いくつにもくぐり込んで伝える宣教師であり、その道に生きる者となっていたのである。

一方、桂は、日積支所の明田角太郎に、お道の話聞き、数珠占いによって、金神様の神徳あらたかなることを悟り、金神狂いとなって、御信心家となっていたのである。周防国への布教は、尾道の高德の師藤井吉兵衛によって、官権の目を逃れ、各村を巡回しつづ行われたことに端を発している。藤井は、霧峰山の大将軍の社に参詣して、村人の心を驚かし、山伏と競って神徳あらたかなることを示しつつ、人助けを展開していった。この後を受けて、唐樋常藏その他の多くの御信心家が活躍していた。桂も、当然、彼等の布教の影響を受けていた。

桂が藤守のもとで修得したのは、教祖の教えの尊さや、その思想であり、それを宣布していく使命感であった。桂は藤守の下で初めて教祖の信心の布教者となった。「卯の中から、コケッコウと生まれるまで聞いて来い」と、四神が、桂にかけて願いも布教者への転生だったのである。桂は、四神の命によって、世の陋習に挑戦する砦を築き、至上の生き道を人々に伝えるべく、小倉の地へと赴いたのである。

藤守のもう一つの課題である、布教拡張はどのようにしてなされていったであろうか。布教には、未だ尊いお道を知らざる地に、信仰の砦を築く冒險的な布教もあった。あるいは、白神の下で御信心家として、その地の人々や信心仲間を誘って、講社が形成され、布教が展開され、教会となった例も多い。講社の中心的な人達、御信心家は、参詣の途次、商いの道々で、病に苦しむ人々や慣習の中で迷っている人々に、信心の道を話して聞かせるなど、布教活動を展開していた。苦しみ迷える者は、彼等の言葉に耳を傾け、お道の有難さを、おかげをいただくことで実感したのである。信心を語る者は、おかげを振り売りしたのではない。彼等は苦しみ迷える者のそばに行き、神の教えを説いたのである。彼等も「信一心」の信仰思想のイデオログに半ばなっていた。

しかし、講社の先達の存在の御信心家達は、白神のおいさみのあるはげしい祈念の姿を見て取っていたのである。彼等も、一面では、おみくじをいただく金神でもあった。靈験が顕われる、このことは、信心の布教には不可欠な要件である。信一心の信心が、単なる靈験信心へと後退する条件はいたる所であった。

金神達の布教には、先後関係はあつても、師弟関係は設定されなかつたであらう。それは、明治維新前後から布教が展開された備前・備後、あるいは周防の地の金神達に見受けられる現象である。御神徳をいただいて、御信心家となれば、誰に導かれて信心を得たかは、一切関係ないことになる。なぜならば、彼等は、教義としての教えを求めたのではなく、神様より直接おくじをいただくことを求めたからである。

藤守は、この様な信心のあり様や広がり方を、許すわけにはいかなかった。彼は教祖の信仰を正統に受け継いだ者を布教者として、世に向かわせたのであるから。金神の色調の濃い御信心家には、教勢拡張の上で、思想化された信仰を正統的に受け継がせる必要が、彼には感じられたであらう。この正統の信心の授受関係が、師弟関係を形成し、手続と呼ばれる関係へと転化したのであろうか。思想化された信仰は、手続を経て、より遠隔地へと飛び火し得たのではなからうか。

藤守は、白神の悲願を受け、信心で世界を包みまわす使命をはたすべく、身をくだいていったのである。

本文中で引用した資料の典拠は以下の通りである。

第二節、牢と遺書『金光大神』『笠岡金光大神』『笠岡金光大権現』

第三節、憂世と挑戦『御道案内』『近藤藤守先生伝記稿本』『初代白神新一郎師』『金光大神』

第四節、流行神と組織『信仰回顧六十五年』『神道三柱教会の成立と崩壊』（『金光教学』十八号） 本所布教史資料

『神誠正伝講義』

第五節、岩と手続『我が師を偲びて』

（教学研究所所員）

資料 小野家文書 (13)

金光眞整道編 (囑託金光眞整が生前解詁をすすめていたものをもとにして所見金光和道が編んだ)

永世御用記 一明治元年十月 一明治二年五月 一

(解説・凡例は十八頁 一三九一―一四〇頁参照)

御免定渡し

御免定、十九日御渡ニ付、庄屋・年寄罷出候様、御達有之

合九勺。此御酒料、札三拾八匁四分八厘。壹石ニ付壹匁三分九厘二四

御台場築造につき褒賞

十九日五ツ半時、村々庄屋・年寄御用召ニ而被_レ仰渡、左ニ。

西沢林造酒造鑑札返上、新手續

龍遷崎御臺場御築造ニ付而ハ、獻夫致_三心配_二候段、奇特事ニ有_レ之、御酒被_レ下_レ之、但、年寄ニハ拾匁ツ、被_レ下_レ之

王政復古ニ付、西澤林造酒造株手續并始末共書上候様、九月中御沙汰ニ付、手續書さし出、十月廿三日前幕府御鑑札さし出候趣、御達ニ付、同日大庄屋當テ御鑑札指遣

綿方不熟、作人へ理解の賞

同日、綿方不熟之處、綿作人共へ理解ニおよひ、致_三承伏_二候段、奇特事ニ候。依_レ之金百足ツ、被_レ下_レ之、年寄_ニ貳朱被_レ下_レ之

綿方御救一貫目

不熟綿方惣高八百石餘之分_ニ

一 壹貫目

右、爲_二御救_一御下渡被_レ爲_レ下_レ之、村方綿高貳拾七石六斗三升五

奉_二願_一上

大政御一新ニ付、舊幕府酒造株御鑑札、御改正御趣意被_レ仰渡_一奉_レ承_レ畏候。右者、是迄造高百三拾三石餘之處、已來百四拾石株奉_三願上_二度奉_レ存候。此段御聞濟被_レ仰付_二被_レ爲_レ下_レ候ハ、難_レ有仕合奉_レ存候 巳上

辰十一月

大谷村願主

酒造人

西澤林造

右之通願出申ニ付、奉_レ取次_ニ候。前段御聞濟被_レ仰付_ニ被_レ爲_レ下候ハ、難_レ有仕合可_レ奉_レ存候 已上 村役人

右之通承札、相違無_ニ御座_ニ候 已上 大庄屋

御代官殿

前願書さし出候處、京都 [] 相濟候由ニ而、願書分其儘御下ニ相成候

寺院持田地、売却・質入禁止

寺院持田地之義、先往_カ相傳寺附之義故、時之住職一存ヲ以、他_ニ賣渡候義_ト勿論、質入等ニ致候義も不_ニ相成_ニ答_ニ候。右者孰も心得居候事ニ_ト可_レ有_レ之候得共、此度改而相達候間、可_レ得_ニ其意_ニ候

十月

右之通、寺院方へ御達相成候間、村役人ニおゐても、御趣意之趣、厚相辨、萬一心得違之住職有_レ之候得ハ、早々可_ニ届出_ニも也

十月廿九日

御役所

大庄屋

村々

惠等の諱三字使用禁止

惠 紡 時

右三字、御諱ニ付、名字等ニ相用申間敷義_ト勿論、刻本等ニハ闕畫可_レ致候事

十月

行政官

右之通被_レ仰出_ニ候間、得_ニ其意_ニ、村々末々迄不_レ洩_ニ様可_ニ觸知_ニ者也

十一月三日

御役所

大庄屋

村々

並銀・浪錢直増通行の噂は誤り

御一新後、萬國貨幣之_(ツヤ)釣合ヲ以、並錢始浪錢等、夫々直増通行御定被_レ仰出_ニ候所、於_ニ其國所々々_ニ、心得違之者共、拾貳文通行之所、或_ハ六文、或_ハ八文位ニ取引致し、其ニ準し、浪錢等ニ至まで、御定通_ニ不_レ至_ニ趣相聞、以_レ之外之事ニ候。元來貨幣之儀、僻境_(ウヅ)洩_ニ至るまで、不_ニ一樣_ニ候而_シ、不_ニ相濟_ニ事ニ候。先達金札通用向ニ付而も、嚴敷被_レ仰出_ニ候處、府藩縣ニ於て嚴重取調、天下一圓定額之通り通用可_レ致様、御沙汰候事

十月

行政官

右之通被_レ仰出_ニ候間、得_ニ其意_ニ、村々末々迄不_レ洩_ニ様可_ニ觸知_ニ

者也

十一月七日

御役所

大庄屋

邨々

御役所

大庄屋

大谷 須惠

御屋敷内人足、今年より六人

一 御屋敷御用人足之内、現夫三人宛、毎歲株村八(ケ村カ)ふさ

し出、且尼給米共、構來候處、殿様御在陣ニ相成、其他御變革旁以、今年も六人被_レ仰付、然ル處、古例ニ替候義故、相勤兼、御領内同様之義ニ被_レ仰付一度申出、無_レ掛村々も八新規之義故、免角先規之通被_レ成下一度申出、尤之事ニハ被_レ思召_レ候得共、諸事御時勢柄改正事候間、同様割賦承知候様、御沙汰ニ相成致_レ承知_レ候事

辰十一月廿二日

先帝三回忌につき鳴物・殺生停止

明後廿五日も先帝三回御忌御相當ニ付、明廿四日も鳴物・殺生停止、諸事穩便ニ可_レ致事

右之通被_レ仰出_レ候間、得_レ其意、末々迄不_レ洩様可_レ觸知_レ者也

十二月廿三日

御役所

大谷 村

須 惠 村

神仏混淆廢止

先般神佛混淆之義、御廢止相成候旨、從_レ朝廷被_レ仰出_レ候ニ付、夫々相觸置候處、猶亦今般御伺ニ相成、御指圖之上、別紙之通御改正相成候間、得_レ其意、急速取調、委細可_レ申出_レ候

別 紙

一 神社之内、寺院持之神職無_レ之分ハ、別當僧復飾、神動可_レ致事

レ致事

但、復飾難_レ致向ハ、其旨可_レ申出_レ事

一 寺院境内ニ勸請有_レ之神社之義ハ、土地ヲ撰可_レ相遷_レ、若

永錢十文の新札通用

今般、永錢拾文新札(紙カ)・別札之通り、表裏御極印ニ而御遣出し相成候。右御極印無_レ之分も通用致間敷候條、被_レ仰出_レ候間、得_レ其意、末々迄不_レ洩様可_レ觸知_レ者也

辰十二月十七日

難遷神社之義ハ、神佛土地之境界ヲ分、社人ヲ以祭典可
レ致事

一 某權現、或ハ天皇之類、其外都而佛語ヲ以神號ニ稱候神社

ハ、社號ニ相改可レ申候。若神駄佛像ニ而、佛具等有レ之分

ハ、最寄由緒之寺院へ取除可レ申事

一 村間勸請有レ之候神社・寺院持之分、是亦唯一御改相成候

事

但、神駄、佛^(象カ)□ニ候ハ、可ニ取除ニ事

一 神社之内ニ、佛堂等取建有レ之分ハ、取拂可レ申事

右之通被^レ仰出ニ候間、得^レ其意、村々末々迄不^レ洩様可^レ觸知ニ
者也

辰十二月廿三日

御役所

大庄屋

村々

諸役任命

一 郡奉行申付、諸事入念可^レ相動ニ候

池上誼之

池上金之丞

一 御勘定奉行見習申付之、入念可^レ相動ニ

一 支配是迄之通
右之通被^レ仰付ニ候間、此段可^レ相心得^レもの也

辰十二月

御役所

大庄屋

村々

明治二己巳歲(〇一八六九)

永錢百文の新札通用

今般永錢百文新札、別紙之通、表裏御極印ニ而、御遣出相成候。
右、御極印無^レ之義、通用致間鋪候條、被^レ仰出ニ候間、得^レ其旨
末々迄不^レ洩様可^レ觸知^レもの也

巳正月五日

御役所

淺口

兩村

芸術掛へ銃隊調練を命ず

藝術掛^に

銃隊調練之義ハ、厚忠召ニ而是迄格別被^レ遊^レ御世話ニ候處、此
度御上京ニ付而ハ御留守中も、彌無^レ懈怠ニ可^レ致^レ出精ニ旨、御
沙汰ニ候條、何れも、厚奉ニ體認、無^レ油斷ニ可^レ致^レ出精ニ旨、且、

以來左之通被_レ仰出_レ候事

一 諸士之面々、調練出精、運動向熟達、嚮導、押伍等之役前、

一 卜通出來候ものハ、格式一等昇進可_レ被_レ仰付_レ候事

一 足輕・有志組共、生兵熟達調練、格別致_レ出精_レ候者ハ、徒

士席可_レ被_レ仰付_レ候事

一 足輕、有志組支配之義も、調練熟達候者へ、追々被_レ仰付_レ

候様可_レ相成一事

一 諸士之分、調練不精之分ハ、格下ケ被_レ仰付_レ候義も可_レ有

レ_レ候事

但、歳六拾才已上ハ格別之事

一 御勝手方御用繁之分ハ格別之義ニ候得共、右之御趣意、厚

相心得、成丈_(マツ)操合可_レ致_レ出席_レ事

右之通被_レ仰出_レ候間、諸士之分は不_レ洩様御達可_レ有_レ之、足輕・

有志組ハ、頭支配も_レ度度申渡候様、是又御達可_レ有_レ之_レ事

巳正月

大手門外へ目安箱設置

太政御一新ニ付而も、右ニ準シ、御領政向御改革、専公論御採

用被_レ遊度、且、下情塞閉無_レ之ため、此度大手御門外へ目安箱

取出置候間、銘々見込之儀も候ハ、聊不_レ避忌諱_レ事情書取、

封書ニ致し、入置可_レ申事

右之通被_レ仰出_レ候間、得_レ其意、末々迄不_レ洩様可_レ觸知_レ者也

正月十三日

御役所

兩村

人材採用に公選

今般議事局御開、人材御採用廣ク會議ヲ被_レ爲_レ採、上下_(緒カ)脉略相

通候様被_レ遊度、就而ハ、入札_(マツ)交換之法ヲ以、儀員御採用ニ相

成候間、自己之愛憎ヲ棄、公平之御趣意を體認し、村々并市中

ニ而銘々見込之人材封印ニ致し、來ル十九日迄ニ指出様可_レ致

事

殿様無事着京

一 殿様御義、御道中無_レ御障、去る九日被_レ遊_レ御着京_レ候段

被_レ仰下_レ、恐悅至極ニ候。爲_レ安堵_レ此段も申達置候事

右之通被_レ仰出_レ候間、得_レ其意、村々末々迄急度十九日迄ニ、

封書大庄屋手元ニ取集可_レさし出_レ、不_レ洩様可_レ觸知_レもの也

正月十六日

御役所

淺口

兩村

小野慎一郎七百疋を受ける

大谷村庄屋
小野慎一郎

昨年柄、御高掛候義ニ付而ハ、厚心配、其上御借入金等格別骨折一段之事ニ候。依之御目錄金七百疋被_レ下之

已正月十三日

金札を正金同様に通用すべき事

今般厚思召ヲ以、世上融通金札通用被_レ仰出_二候處、諸藩之内、間々未通用不_レ致向も有_レ之趣相聞、以之外事ニ候。皇國一圓通用義ニ付、於_三藩々も、追々相當之拜借乍_レ仕、不通用向有_レ之候而ハ、全朝令ヲ拒候筋相當り候ニ付、向後右様不心得之向於_レ有_レ之ハ、腕度御沙汰之次第も有_レ之候條、兼而被_レ仰出_二候通、正金同様令_三通用_二候様、僻邑・遐洩_二ニ至迄、速々可_三相達_二旨被_レ仰出_二候事

今般厚思召ヲ以、世上爲_三通用_二金札通用被_レ仰出_二候處、間々不心得ニ而、彼是ト申辨し、通用ヲ妨、奸曲之企取行候者有_レ之哉ニ相聞、以外事ニ候。於_三府縣_二嚴鋪遂_三詮議_一、右様不心得之者ハ早速召捕、可_レ遂_三吟味_二候事

右之通被_レ仰出_二候間、得_三其意_二、末々迄不_レ洩様可_三觸知_二者也

已正月廿五日

御役所

淺口
兩村

永錢五拾文新札通用

今般永錢五拾文新札、別紙之通、表裏御極印ニ而御替出相成、右御極印無_レ之分ハ、通用致間敷候條、被_レ仰出_二候間、得_三其意_二、末々迄不_レ洩様可_三觸知_二もの也

正月廿五日

御役所
兩村

金相場を立てる事禁止

永錢・銀札通用之義、現在御定も有_レ之候處、自己ニ金相場ヲ立、取引致候者も有_レ之候哉ニ相聞、以之外事ニ候。已後自己之相場ヲ以、取引致ものハ召捕、嚴科申付候條、得_三其意_二、末々迄急度可_三申付_二もの也

已正月廿七日

御役所
大庄屋村々

手配人人相書

人相書

元備前藩 上田立男 立夫トモ

十津川郷士 中井刀稱尾

一 年齢廿七才斗 一 面秣瘦、顔色黒キ方

一 年齢廿五六才斗

一 中 脊

一 中 脊 一 中 肉 一 耳小シ薄シ

一 中 肉 一 目細キ方

一 頭スホリ 一 髪薄キ方

一 半髪、中髷 一 目クホミ

一 髮薄キ方 一 髮薄キ方 一 髮薄キ方

一 鼻口キ方 一 眉濃クセマキ方

一 頬骨高シ 一 眉間ニ新しき刀疵アリ

一 年輪廿五六才斗

一 九顔、色白ク太キ方

生所 不分 土屋信男 延雄トモ 夫トモ

一 總髪、大髷 一 右之手親指新シキ刀疵アリ

一 年齢廿四五才斗 一 脊一ト通り高ク

元尾劔産之僧ニ而、一時大坂ニ住居、其

一 總身胗滿 一 猫脊 一 涙眼

時無宿

一 顔丸ク平キ方、黄色 一 但シ、そハカスアリ

後京都檀生法林寺塔頭清光寺ニ住居、當

一 眉濃キ方 一 口小ク 一 半髪、中髷

一 年輪廿四才 一 中 肉 一 髮二寸斗延ヒ

一 脊至而高ク 一 眼丸キ方 一 右脇ニ新しき刀疵アリ

一 唇厚シ 一 中國言葉

一 澤口具呂服連、割羽織 一 其節着用衣類等

一 鹿嶋又 一 萌黄糸入袴高袴、高下駄着

右之者、去ル五日、横井平四郎ヲ殺害ニおよび、遁去候ニ付、府藩縣嚴密搜索ヲ遂ケ、見當リ次第早々召捕、當官ニ指出可レ申候。萬一心得違隱シ置、外ニ顯候ハ、耽度可レ被レ處ニ嚴科ニ事右之通相違候事

正月 刑法官

右之通被レ仰出候間得ニ其意、末々迄不レ洩様可ニ觸知者也

巳二月三日

御役所

大庄屋

郵々

永錢札貸付の事

永錢札貸附議定

一 拜借願人、庄屋へ添印鑑持參候ハ、貸附取斗可レ申事

一 御自他御出入商人・職人共、御用品并工手間御拂代引當ヲ

以、掛り役承届、添印鑑持參候ハ、貸附取斗可レ申事

但シ、有札都合寄減し方可レ致候事

一 返上納正金六十日限事

一 利足、永壹貫文ニ付、一日永三厘五毛定之事

但シ、三十日限ニ而返納候得モ、利足御用捨有、日限

過候ハ、貸附日ノ之利足取立可レ申事 巳上

御貸附所 前書御議定之趣、奉承知候。依而以繼添御請奉申上候

巳二月 庄屋

連印

御貸附所

覺

何村

誰に

一 永錢札何貫文

右之通御貸附奉願上候。尤、御都合寄、

御掛方不レ苦候

巳上

右村庄屋

何附印

御貸附所

指上置申一札事

一 私共村々者、永錢札拜借申出候ハ、私共手前ニ而分限ニ

應し候員數相認、添印鑑相渡、當人持參拜借爲相願可レ申

左候得モ、御都合次第御貸附可レ被成下候。然ル上モ、別

紙御議定之通、元利無滯、正金ニ而返上納爲仕、萬一及

遲滯候ハ、私共引受、當人所持之品作配仕候而、急度返
上納可仕候。爲後日證文指上置申候處、依而如件

大庄屋

村々

明治二己年

庄屋

二月

連印

御貸附所

村目付、庄屋等の唱方の變更

村目付

郡奉行、代官の唱方の變更、平田慎作歩卒長を申付けらる

村目付之義、以來巡視と唱替被仰出候事

二月廿七日

内用方

郡役所之義、以來郡政所と御改ニ相成候ニ付、郡奉行之義ハ司
郡と唱替被仰出候事

内用方之義、以來捕亡ト唱替被仰出候事

司市、司税共是迄ノ通相心得、商産司兼帶被仰付之

非常方

巳二月廿七日

非常方之義、以來捕亡卒ト唱替被仰出候事

大庄屋

御代官之義、以來副司郡と唱替被仰出候事

社寺司補兼帶是迄之通

大庄屋之義、以來里正長ト唱替被仰出候事

巳二月廿七日

市正長兼帶被仰出候事

庄屋

平田慎作

格別出情相勤候ニ付、格式歩卒長申付之。勤方は迄之通

巳二月廿七日

町年寄之義、以來市正ト唱替被仰出候事

右之通被仰出候間、得其意、末々迄不洩様可觸知もの

也

巳二月廿七日

御役所

小頭者 伍長

足輕者 歩卒

庄屋者 里正

右之通、唱替被_レ仰出_二候間、右席格之ものハ、右ニ准シ、唱替被_レ仰出_二候事

上納金、永錢札貸付、返納金、為替執行の時刻

定

一 上納金 毎朝五ツ半時_ハ七ツ半時限

永錢札 毎朝五ツ半時_ハ七ツ半時限

一 返納金 毎朝五ツ半時_ハ七ツ半時限_リ

一 為替執行 右 同 斷

但、永銀札兩替是迄之通、別帳出_二有_レ之

休日

毎月四ノ日

正月 元日_ハ四日迄、七日

三月 三日

五月 五日

六月 十六日

七月 七日、十四日_ハ十六日迄

八月 朔日

九月 九日、廿二日

神祭兩日

右之通被_レ仰出_二候間、得_レ其意、金上納、其外濟銀休日等、違失有_レ之間鋪者也

巳三月二日

商產會所

里正長

村々

追而永錢札拜借申出候者へ、添_二印鑑相渡候節、當人印形無_レ失念_二持參候様可_レ申付_二候

会所を商產会所と唱える 為替取引開かる

会所之義、已來商產會所卜唱替被_レ仰付_二候事

商產會所へ

為替取引可_レ被_レ取斗_二候事

巳二月廿九日

右之通被_レ仰出_二、取引來月朔日_ハ御開_二相成候間、得_レ其意、其向々_ハ寄々可_レ相達_二者也

巳二月卅日

商產會所

大庄屋

村々

諸役の呼名変更

御家老役之義、已來執政も御改ニ相成候事

已二月廿七日

里 正 長

村 々

御 取 締 り

御勘定役所之義、已來支斗局ト唱替被ニ仰出、右局長ハ被ニ仰付ニ之

同 日

御勘定奉行へ

御勘定役所之義、已來支斗局ト御改、御勘定奉行之義、已來支斗ト唱替へ被ニ仰出ニ候事

一 御普請奉行、已來督工ト唱替并商産司兼帶被ニ仰付ニ之

同 日

花房助兵衛多敬

今般、花房助兵衛様御兩敬御取結相成候間、御近隣之村役人共へ、別而厚相心得、御同領ハ對し、諸事隔意平間敷義等無シ之様可レ致候

右之通被ニ仰出ニ候間、得ニ其意、小前末々迄不レ洩様不ニ觸知ニ候也

已二月廿九日

郡 政 所

金札は時の相場に従う事

二月八日御達

金札之義も、正金同様致ニ通用ニ候様、度々嚴重被ニ仰出ニも有リ之候處、自然内々之相場難ニ相止、且又、遠國取引ニ付而も、精々迷惑之筋も有リ之候趣、別而外國受接ニ付而も、利害も不口、旁難ニ黙止ニ相聞候ニ付、此度改而別紙之通被ニ仰出候間、尚又於ニ府藩縣ニも精々申諭、混雜違亂ニ不ニ立至ニ様可ニ取斗ニ事

別 紙

金札取扱之義ニ付、是迄度々御布令有リ之候處、今般別紙之通御治定ニ候間、自今此御趣意ニ相基キ、流通可レ致候。就而も、先般御布令ニ相背キ、入獄等申付候もの有リ之候ハゞ、向後心得違無シ之様、睨度教戒ヲ相加へ、今度も指免可レ申、此已後御趣意ヲ不レ憚、姦曲相働候者於レ有リ之も、嚴重御咎可レ被ニ仰付ニ旨被ニ仰出ニ候事

別 紙

金札之義も、世上爲ニ融通ニ御發弘ニ相成候處、近來往々分合ヲ付、致ニ執行ニ候者有リ之、大ニ物價紛亂之基ヲ生シ、甚以不レ辨

ニ成行候。已來、時之相場ヲ以通用可_レ致様御沙汰ニ候事

二月

今般被_二仰出_一候通、諸上納物金納之分、惣而金札ニ而時之相場ヲ以可_二相納_一ニ付而_レ、諸國見合、相場金百兩ニ付、札百貳拾兩ヲ以、當分上納御定相成候事

二月

別紙

六拾五萬八千三百七拾九石八斗七舛餘

磐城國 拾三郡

七拾萬四千貳百貳拾八石八斗七舛餘

岩代國 拾郡

六拾九萬七千八百三拾八石壹斗餘

陸前國 拾四郡

四拾貳萬三千百三拾四石四斗九舛

陸中國 拾郡

三拾八萬三千六百三拾七石三舛餘

陸奥國 四郡

八拾萬四千五百六拾九石六斗九舛餘

羽前國

六拾八萬六百廿七石八斗壹舛餘

羽後國

右之通

右之通、從朝廷被_二仰出_一候間、得_二其意_一、小前末々迄不_レ洩様可_二觸知_一者也

二月廿九日

郡政所

里正長

村々

醫師開業を免許制とする

醫師之儀も、人之性命ニ關係し、實ニ不_二容易_一職ニ候。然ルニ、近世不學無術之徒、猥りニ方藥を辨し、性命を誤候もの、往々不_レ少哉ニ相聞へ、大ニ聖朝仁慈之御趣意相背、甚以不_二相濟_一事ニ候。今般醫學所御取建ニ相成候ニ付而者、曉度規則を相立、學之成否・術之工拙を篤_二試考_一之免許有_レ之候ならてハ、其業を行ふ事不_二相成_一様被_レ遊度思召ニ候條、於_二府藩縣_一兼而此旨相心得、路外醫業之徒へ改而申聞置、各其覺悟ヲ以、益學術を研究可_レ致旨布令有_レ之様被_二仰出_一候事

辰十二月

右之通於東京ニ被_レ仰出_二候間、以來醫術新ニ開業之もの共其段
願出、御免之上なら而も開業不_ニ相成_一候間、得_ニ其意_一、醫師共、
村々末々迄不_レ洩樣可_レ觸知_一者也

巳三月五日

郡政所
里正長

村々

殿様上京

殿様御儀、東京に御登ニ付、來ル廿二日被_レ爲_レ遊ニ御發駕_二候條、
此段爲_ニ心得_一申達候間、可_レ得_ニ其旨_一もの也

巳三月十九日

郡政所
里正長

村々

種痘を命ずる

今般國府彰哉に施し種痘い_レし遣候様被_ニ仰付_一候條、來ル廿三
日初日ニ而、八日目一四ツ時_ヲ八ツ時迄之間、勝手次第、同人
方に召連可_レ參候。右之趣、小兒等有_レ之候もの共へ不_レ洩樣早
々可_レ觸知_一もの也

巳三月十九日

郡政所
里正長

村々

米の字の名前禁止

御生子_ヨ様御事、於米_ヨ様も御名被_レ進。已來御姫様も可_レ奉_レ稱事
一 以來米之字名前ニ相用候義不_ニ相成_一、且是迄用居之分ハ、
改名可_レ致候

右之通被_ニ仰出_一候間、得_ニ其意_一、末々迄不_レ洩樣可_レ觸知_一者也

三月廿三日

郡政所
里正長

村々

外国人、四国西海九州の海陸測量

此度外國人、四國・西海・九州筋海陸側量御指免ニ相成候ニ付、
自然何れ之土地に徘徊可_レ致難_レ斗、御領分ニおゐても不_レ作法之
義無_レ之樣可_レ致候

右之通被_ニ仰出_一候間、得_ニ其意_一、末々迄不_レ洩樣可_レ觸知_一者也

巳三月廿七日

郡政所
里正長

村々

牛の取引、牛改めの件

御他領馬口_{〇標}勞_ヲ、牛取引致候義、舊來之得意ニ候共、當七月限
御指止ニ相成候條、其旨急度相心得、市場へ罷出、可_レ致_ニ取引_一

勿論、自宅取引者、都而問屋共、差配請可申事

一 今般門田村庄次郎、小寺村甚吉、井手村市五郎、右三人は

牛改被_レ仰付、村々牛爲_レ改候間、心得居可_レ申候。都合ニ寄、

問屋共へ改方申附候義も可有_レ之事

右之通被_レ仰出候間、得_レ其意、牛持もの共へ不_レ洩様可_レ觸知_レもの也

巳四月三日 商 産 會 所

里 正 長 村々

追而本文問屋牛改共、不當之取斗致候へむ、早々可_レ届出候

巳 上

金錢相場を立てる事禁止

通用停止之銀目ヲ以、金錢之價ヲ定候理ハ無_レ之筈之處、於_ニ下

方ニ、右銀目ヲ以、私ニ金錢相場ヲ立候哉ニ相聞、如何之事

ニ付、爾來右等之義無_レ之様堅可_レ相守候事

三 月

文久錢通用差支についての触

文久錢通用之義、兼而御布令有_レ之候處、近來間々通用指支候

ヨリシテ、自然物價ニも相拘り、下方難澁致候由、甚以如何之

事ニ付、已來於_ニ下方_ニ異儀^(イヘ)申立、通用指障候もの於_レ有_レ之と、

急度可_レ相答_レ候條、此旨府藩縣_ニ治配下_ニ之者へ嚴重相達候様御

沙汰之事

右之通被_レ仰出候間、得_レ其意、末々迄不_レ洩様可_レ觸知_レ者も也

四月十一日 郡 政 所

里 正 長

村々

肥物貸付の触

今般肥物類御買入相成、小前一同は分限相應御貸附被_レ下候間、

末々迄不_レ洩様急速可_レ觸知_レもの也

五月七日 商 産 會 所

淺 口

兩 郷

追而本文肥類御貸付方之義ハ、里正長兩人は可_レ承合候

巳 上

商売は金立相場にて正金を以て取引の事

四月廿三日御廻達、醍醐少將殿御渡

金札之義と、世上融通御趣意ニ而、御發行相成、下々おゐて通

用、辨利之爲、天然相場ヲ以取引可レ致旨相達候後、猶取引之義ニ付、心得違之筋無之様、度々相觸候趣も有之候處、普御趣意之程相辨不レ申哉、諸品賣買之義ニ付而も、未通用方指滯候向も有之趣、早竟御趣意ヲ取失候より小商人共賣買執行等指滯、難澁之廉も有之趣相聞、可レ憐事ニ而夫が爲ニ、東京も勿論、京都・大坂其他國々融通方ニも指圖候筋ニ付、已來諸邊仕入賣買共、金立相場ヲ以、取引ニ正金ヲ以仕切賣捌共可レ致様可ニ心掛候。尤諸邊並合相調、聊宛之高下相立候も、當分之内無之餘義筋ニ候得共、萬一奸商共申合、不相當之物價取仕難之義相聞候節も、夫々吟味之上、相當之咎可ニ申付候段、心得違之義無之様可レ致旨御沙汰ニ候事

右之通於東京ニ被仰出候間、相達候事

新貨幣鑄造、金札も正金同様通用の事

五月二日御達、金札御發行之義も、先般被仰出候通、厚御仁恤之御趣意ヲ以、御施行相成候處、兵亂之際、不通用之向も有之、普融通難ニ相成、終正金札之間合相立、下々商賣方致ニ難澁、一時不レ得レ止場合、相場ヲ以通用可レ致御布告有之候處、今日ニ至り、日々高下無ニ際限、衆庶及ニ困窮、加之僻遠之府藩縣正金同様通用致居候場所迄も疑惑生し候ニ付、通用

年限兼而立置候得共、今般新貨幣鑄造之上も、改而引替之道被相立候間、自今行^(開)相場被廢止、正金同様通用可レ致旨被仰出候間、京都・東京・大坂を初、僻遠之地ニ至迄、厚御趣意ヲ奉戴し、普通用可レ致候。萬一心得違之向も於有之も、嚴重之御所置可レ有之候間、御沙汰ニ候事

頼母子等を頼むを禁止

御家中之面々、頼母子無盡會等企、下方に加入相頼候義も、古來堅ク御制禁之儀ニ而、前々當地在住之向も、何れも心得居候儀ニも可レ有之候得共、此度東京御家中追々引越ニも相成候間、此段改而相達置候。萬一向後心得違之者於有之も、徒度御沙汰可レ有之事

已五月廿五日

右之通被仰出候間、得其意、末々迄不レ洩様可ニ觸知ニ者也

已五月廿五日

郡政所

里正長

郡々

正金・金札引換につき、罰金刑等の事

罪案

一 正金・金札引換ニ打を取たるものも、其打金丈ケ之罪金を

可レ命事

但し、打を出したるものも、一等を減し、其半高之罪金を命ス

一 再度打を取たるものも、其打高之罪金を命ス

一 三度打取たるものをも、半缺所之罪を命ス

但、打を出したるものも、一等を減し、其罪再度打を取たるものニ準ス

一 四度打を取たるものも、缺所之罪ニ處ス

但、打を出したるものも、一等を減し、其罪三度打を取たる者ニ準ス

一 五度打を取たるものも、流罪ニ處ス

但、打を出したるものも、一等を減し、其罪四度打を取たる者ニ準ス。六度はをおかしたるものも、流罪ニ處ス

一 外國人貿易之外、金札を嫌疑し、融通を妨、御趣意ニ戻り候ものも、前件五ヶ條準、罪金を命ス。且其事柄ニ因りて、

嚴科ニ可レ處ス

一 右罪科被ニ定置ニ之上も、廣ク見分探索を被ニ懸置候條、見

分致候ものも、白布を以、可ニ訴出候。左候得も、訴人は是ヲ賞し、其罪金高之八割を可レ與候ニ付、互ニ注目い

たし、無ニ用捨ニ可ニ訴出事

右之通嚴重可レ得ニ其意ニ旨御沙汰候

同日

行政官

別紙

是迄金札相場被ニ立置候ニ付、夫々引換等も有之候處、今般正金同様通用被ニ仰出候。且、金札を以、當時通用いたし居候正金ニ引換候儀も堅ク停止たるべし、尤爲ニ融通ニ釣銭等引換候儀も格別之事

但、大札ヲ以小札ニ換、或も小札ヲ以大札ニ換、通用致し候儀も可レ爲ニ勝手ニ事

右之趣、堅クニ相守、萬一心得違金札ヲ以、正金ニ引換候もの有之ニおゐてハ、取引人雙方共、曲事たるべき事

五月 行政官

五月廿三日

郡政所

里正長

村々

宮田真喜男編

(教学研究所囑託)

教団史資料 三

—明治三十三年(一九〇〇)―明治四十五年(一九一二)—(1)

凡 例

- ① 資料の件名は、原本通りの件名を付し、件名のない資料は、編者が解説のうえ、件名を付した。
- ② 「金光教〇〇」等は、すべて、「金光教」を省略し、また、「大教主管長」は、称号を略し、職責のみ記した。
- ③ 最下段の番号欄中、達示は「達」と、教令は「教」と略し、上の数字は年度を示し、下の数字は通知番号を示す。

教 団 独 立

番号	年月日	件 名	発 行	宛	法令番号
1	33・6・24	独立による管長襲職			
2	〃・〃・30	独立による管長諭達			達一号
3	〃・7・10	金光教徒の心得訓示	管長	部下一般	
4	〃・10・20	独立による教師補任辞令案	〃		
5	〃・〃・〃	独立祝祭献備控帳			
6	34・6・	独立一周年祝祭献備帳			

教 規 教 則

1	33・7・5	教規施行による旧教規取扱	管長	部下一般	達二号
2	39・10・5	本部事務取扱規程改正	教務課長 八木栄太郎	本部出張所長 畑徳三郎	
3	44・8・31	教令達類纂頒布	庶務課	第12教区支部々々長 桂 松平	
4	45・2・19	教則第三六号内務省認可	管長		

議 会

1	33・8・3	議会議員選挙実施	管長		達五号
---	--------	----------	----	--	-----

18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2
〃 ・ 3 ・ 12	37 ・ 1 ・ 13	〃 ・ 12 ・ 16	36 ・ 11 ・ 18	〃 ・ 12 ・ 15	〃 ・ 〃 ・ 19	〃 ・ 〃 ・ 〃	〃 ・ 8 ・ 2	〃 ・ 7 ・ 23	35 ・ 1 ・ 23	〃 ・ 12 ・ 27	〃 ・ 10 ・ 17	〃 ・ 7 ・ 27	〃 ・ 4 ・ 11	34 ・ 2 ・ 10	〃 ・ 12 ・ 15	33 ・ 9 ・ 3
補欠選挙実施	定期議会延長	第五定期議会召集	第一〇教区議員補欠選挙実施	第四定期議会召集	第一教区 〃	第三、四教区議員補欠選挙実施	議会議員選挙実施	臨時議会召集	第五教区補欠選挙実施	定期議会召集	第一議会傍聴記録	臨時議会召集	第一〇教区議員 〃	議会議員補欠選挙実施	定期 〃	臨時議会召集
〃	〃		〃	〃			〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	管長
			第10教区教師一般		第1教区 〃	第3、4教区教師一般			第5教区教師一般				第10教区教師一般			
三七達八号	三七達一号	三六達一五号	三六達一四号	三五達一七号	三五達一三号	三五達一一号	三五達一〇号	三五達九号	三五達三号	達八号			達四号	達二号		

35	〃・ 8・ 2	議員半数改選告示			四一達一〇号
34	41・ 2・ 4	第三教区議員補欠選挙実施		第3教区教師一般	四一達三号
33	〃・ 〃・ 12	定期議会召集			四〇達二〇号
32	〃・ 12・ 6	第四教区議員補欠選挙実施		第4教区教師一般	四〇達一九号
31	40・ 8・ 27	臨時 〃			四〇達一五号
30	〃・ 〃・ 11	定期議会召集			三九達一一号
29	〃・ 〃・ 〃	教区内補欠選挙実施	教務課長 八木栄太郎	第4教区支部々々長 谷村卯三郎	
28	〃・ 12・ 3	第四教区 〃		第4教区 〃	三九達一〇号
27	〃・ 11・ 22	第一〇教区議員補欠選挙実施		第10教区教師一般	三九達九号
26	39・ 8・ 2	議員半数改選告示			三九達七号
25	〃・ 9・ 13	定期議会召集	管長		三八達九号
24	〃・ 5・ 12	第二教区 〃			三八達六号
23	38・ 2・ 6	第三教区議員補欠選挙実施			三八達二号
22	〃・ 12・ 14	第六定期議会召集	管長		三七達一九号
21	〃・ 9・ 2	改選議員報告書提出勧告	教務課	第2教区支部	三七教五四号
20	〃・ 〃・ 21	第二二教区議員補欠選挙実施	〃	第12教区教師一般	三七達一五号
19	37・ 8・ 2	議員半数改選告示	管長		三七達一三号

本・支部 人事

6	5	4	3	2	1
〃・5・21	37・4・15	36・9・9	35・1・18	34・11・26	33・6・25
三矢田長秋進退伺取扱	齋藤俊三郎支部属員推薦	支部々長辞任願返却	〃	〃	本部職員任命
第2教区支部	教務課係 市川栄次郎	教務課長 山本 豊	〃	〃	管長
教務課	第12教区支部々長 桂 松平	第3教区支部々長 奥田平兵衛			
		三六教四六号	三五達一号	達七号	達三号

44	43	42	41	40	39	38	37	36
〃・12・18	〃・11・19	44・1・16	〃・〃・20	〃・8・2	43・3・7	〃・12・28	42・8・1	41・12・12
定期 〃	臨時 〃	定期 〃	臨時議會召集	議員半数改選告示	議員改選照会回答	定期 〃	臨時 〃	定期議會召集
					教務課			
					第12教区支部			
四四達八号	四四達七号		四三達三号	四三達三号		四二達一七号	四二達一五号	

本部 予算、決算

6	36 ・ 1 ・ 11	三六年度予算書			三六達二号
5	35 ・ 1 ・ 13	三三年度歳入歳出予算書			達九号
4	34 ・ 1 ・ 20	三三年度歳入歳出予算書			達一号
3	33 ・ 9 ・ 21	三三年度歳入歳出予算書			
2	32 ・ 1 ・ 20	三三年度歳入歳出予算書			
1	31 ・ 1 ・ 11	三三年度歳入歳出予算書			

15	37 ・ 6 ・ 2	三矢田長秋進退伺慰留	市川栄次郎	第2教区支部	
14	36 ・ 1 ・ 15	辞任願(支部属員高橋宇之助)返戻	教務課長 山本 豊	第3教区支部支部長 奥田平兵衛	三七教六九号
13	39 ・ 7 ・ 28	臨時教監、金光金吉任命			号外
12	38 ・ 8 ・ 20	本部職員任免達示			
11	40 ・ 4 ・ 6	本部職員任免達示			
10	45 ・ 4 ・ 30	本部職員任命	管長	山本豊、安部喜三郎 川合萬吉	
9	40 ・ 4 ・ 6	本部職員任命達示			
8	37 ・ 6 ・ 2	三矢田長秋進退伺慰留	伊木忠行	第12教区支部支部長 桂 松平	
7	36 ・ 1 ・ 11	三三年度歳入歳出予算書			
6	35 ・ 1 ・ 13	三三年度歳入歳出予算書			
5	34 ・ 1 ・ 20	三三年度歳入歳出予算書			
4	33 ・ 9 ・ 21	三三年度歳入歳出予算書			
3	32 ・ 1 ・ 20	三三年度歳入歳出予算書			
2	31 ・ 1 ・ 11	三三年度歳入歳出予算書			
1	30 ・ 1 ・ 11	三三年度歳入歳出予算書			

23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7
〃 ・ 〃 ・ 27	43 ・ 1 ・ 25	〃 ・ 8 ・ 9	〃 ・ 〃 ・ 25	42 ・ 1 ・ 10	41 ・ 〃 ・ 15	40 ・ 1 ・ 25	〃 ・ 12 ・ 15	39 ・ 1 ・ 25	〃 ・ 〃 ・ 12	〃 ・ 10 ・ 6	〃 ・ 〃 ・ 30	38 ・ 1 ・ 10	〃 ・ 12 ・ 25	〃 ・ 〃 ・ 20	37 ・ 1 ・ 12	36 ・ 12 ・ 18
四三年度 〃 予算書	四一年度 〃 決算書	四二年度 追加 予算書	四二年度 〃 予算書	四〇年度 〃 決算書	四一年度 〃 予算書	四〇年度 〃 予算書	三八年度 〃 決算書	三九年度 〃 予算書	三七年度 〃 決算書	三九年度 〃 予算右説明書	三八年度 〃 予算書	三六年度 〃 決算書	三八年度 〃 予算案	三七年度 〃 予算書	三五年度 〃 決算書	三七年度 歳入歳出 予算案
			四二達 二号		四一達 一号	四〇達 一号		三九達 一号			三八達 一号			三七達 三号		

支 部 予 算

9	8	7	6	5	4	3	2	1
〃・6・23	〃・5・3	〃・〃・30	〃・〃・29	〃・〃・〃	37・4・27	36・7・6	35・4・10	33・10・23
予算案訂正督促	剰余金取扱伺	予算書提出遅延理由	予算書取扱伺	予算書提出督促	決算書中剰余金取扱注意	決算書提出督促	予算書返却	予算書取扱
教務課長 山本 豊	第2教区支部副部長 三矢田長秋	濱田安太郎	第12教区支部々々長 桂 松平	〃	〃	〃	教務課	専掌 畑徳三郎
第2教区支部々々長	〃 市川栄次郎	〃	教務課	第5、10、12教区支部 部長	第2、3、4教区支部 部長	第3、5、12教区支部 部長	第12教区支部々々長	支部々々長
三七教三五号				三七教二二・二三・二三号	三七教二〇・二一・三七号	三六教二九・三〇・三一号		

29	28	27	26	25	24
〃・2・1	45・1・17	〃・〃・17	44・2・15	〃・8・27	43・1・31
四五年度 〃 予算書	四三年度 〃 決算書	四四年度 〃 予算書	四二年度歳入歳出決算書	追加補正予算（東京府下水害）	四三年度追加予算書
四五達一号		四四達一号		四三達四号	四三達一号

祭典

9	8	7	6	5	4	3	2	1
”・9・12	”・”・”	”・8・3	”・”・9	”・5・8	”・4・26	35・3・20	”・10・10	33・8・22
教祖二〇年大祭参列届提出	”	教祖二〇年大祭祭典執行	祭典日変更手続につき回答	祭典日変更伺回答	恒例祭執行手続届	大祭斎員参列届提出	教会祭典、説教日許可願申請手続	教祖大祭陽曆に変更
礼典課長 八木栄太郎	教監 近藤藤守	管長	”	”	”	礼典課長 八木栄太郎		管長
”	各教区支部々々長		第12教区支部々々長 桂松平	”	第1、2、3、5、10 教区支部々々長	各教区支部々々長		各教会所
	三五達二二号	三五達二二号						達六号

15	14	13	12	11	10
”・6・9	”・5・22	41・1・15	38・6・3	”・7・11	37・6・23
”	”	教師年金領収書	予算案提出督促	予算認可願返戻	剰余金取扱
”	”	会計課	教務課長 山本豊	教務課	教務課長 山本豊
”	”	第12教区支部々々長		第12教区支部々々長	第2教区支部々々長 白神新一郎
				三七教四〇号	

教会所設置、廃止

11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
〃・4・23	〃・7・7	〃・4・24	〃・2・24	〃・〃・29	35・1・26	〃・8・23	〃・6・6	34・1・30	〃・11・25	33・9・18
堅粕小教会所設置願返戻	富士教会所進達書返戻	横須賀小教会所存廃につき調査	大野原小教会所廃止撤回勧告	大田小教会所設置願提出につき実情調査	唐津・長崎東部小教会所につき照会	美濃小教会所設置願提出につき注意	新設教会認可届手続	長島小教会所設置願返却	教会所細則施行中一部削除	設置、昇級辞令書作製
教務課長 山本 豊	〃	〃	〃	〃	教務課	課長代理 市川栄次郎	〃	教務課	管長	
第12教区支部々々長 桂松平	第4教区支部々々長 谷村卯三郎	第5教区支部々々長 畑徳三郎	第3教区支部々々長 奥田平兵衛	第10教区支部々々長 佐藤範雄	第12教区支部々々長 桂松平	第4教区支部々々長 谷村卯三郎	第2教区支部		部下一般	
	三五教三三三号	三五教二二二号	三五教八号	三五教三号			三四教八号		達一二号	

30	29	28	27
〃・7・24	〃・〃・□	〃・〃・30	45・6・29
記念大祭参拝者宿泊交渉	教祖三〇年記念大祭委員会協議案事務規定	記念大祭列車参拝者届	大祭斎員参拝列車心得
参拝係主任 川合萬吉		〃	教祖三〇年大祭委員長 佐藤範雄
地方委員 桂 松平		〃	第12教区支部々々長 桂松平

28	”・11・14	余市小教会所設置願進達	”	”	札幌教会長 鎖是勝	三六教五六号
27	”・9・8	佐伯小教会所設置認可指令書送付方	”	”	第12教区支部々々長 桂松平	”
26	”・”・21	余市小教会所設置につき常在教師取調指示	教務課	”	第5教区支部	三六教四三号
25	”・8・12	射水小教会所設置不認可実情調査指示	教務課長 山本豊	”	第4教区支部々々長 谷村卯三郎	”
24	”・”・31	巖原小教会所設置願書類注意	”	市川栄次郎	第12教区支部々々長 桂松平	”
23	”・7・30	堀川小教会所設置につき調査	教務課	”	第3教区支部	”
22	”・”・6	鶴川小教会所設置願中名称につき取調	教務課係	市川栄次郎	第12教区支部々々長 桂松平	”
21	”・6・3	石巻小教会所設置にともなう信徒総代任命報告方	”	”	第5教区支部	”
20	”・”・”	知井小教会所設置願調査	”	”	第3教区支部々々長 奥田平兵衛	三六教二六号
19	”・5・28	小倉東部小教会所設置願再調査	”	”	第12教区支部々々長 桂松平	三六教二五号
18	36・4・2	城東小教会所設置願中名称につき取調	”	”	第4教区支部々々長 谷村卯三郎	三六教一一号
17	”・11・3	新宮小教会所設置認可願提出方	”	”	第2教区支部	三五教四四号
16	”・”・16	札幌北門小教会所設置、名称変更	”	”	第5教区支部々々長 畑徳三郎	三五教四一號
15	”・9・7	中津小教会所設置願書類字句訂正	”	”	第12教区支部	三五教三九号
14	”・”・30	港小教会所設置願再調査	教務課	”	第3教区支部々々長 奥田平兵衛	三五教三二號
13	”・”・17	大手小教会所設置願書類字句訂正	”	”	第10教区支部々々長 佐藤範雄	三五教三六号
12	35・7・15	港小教会所設置願戻戻	教務課長 山本豊	”	第3教区支部々々長 奥田平兵衛	三五教三四号

45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29
〃・〃・25	〃・12・3	〃・〃・23	〃・11・5	〃・9・14	〃・8・16	〃・〃・31	〃・〃・30	〃・〃・14	〃・〃・9	〃・7・3	〃・〃・26	〃・〃・4	〃・6・2	〃・5・4	37・4・30	36・12・28
門司市の教会設置調査	熊野小教会所設置不許可理由取調指示	本郷小教会所設置につき伺	本郷小教会所設置につき書類整備	旭川壽都教会所設置につき調査	門司錦町小教会所認可上申	四日市小教会所認可写差出通告	門司小教会所設置不認可	高岡教会所設置につき回答	門司市に教会所設置につき本部側見解	四日市小教会所設置につき書類提出	門司市に教会所設置につき調査	門司小教会所設置願提出差止	周参見小教会所設置願提出注意	佐野、波有手、粉河、熊野教会所設置願取調	三島小教会所設置願取調	熊野小教会所設置につき調査
第10教区支部々々長 高橋茂久平	教務課長 山本 豊	第5教区支部	教務課	教務課長 山本 豊	桂 松平	教務課長	教務課長 山本 豊	本部	市川栄次郎	教務課	市川栄次郎	〃	教務課長 山本 豊	〃	〃	教務課
桂 松平	第2教区支部々々長 白神新一郎	教務課	第5教区支部	第5教区支部々々長 濱田安太郎	本部	第3教区支部	第12教区支部々々長 桂 松平	富山県	桑谷之次郎	三田新三郎	桂 松平	第12教区支部々々長 桂 松平	第2教区支部々々長 白神新一郎	第12教区支部	第4教区支部	第2教区支部
	三七教六六号			三七教五九号		三七教四六号	三七教四五号	三七教四一号		三七教三〇号		三七教三〇号	三七教二八号	三七教二七号		三六教六二号

62	〃・〃・29	小金井小教会所設置願添書送付指示	〃	〃	第5教区支部々々長 濱田安太郎	
61	〃・〃・23	福江小教会所設置願却下	〃	〃	藤井音平	
60	〃・11・14	小金井小教会所設置添書取扱	〃	〃	谷村卯三郎	
59	〃・9・23	桜井、高田小教会所設置願返戻	教務課長 八木栄太郎	第2教区支部々々長 白神新一郎		
58	〃・8・25	福江小教会所設置につき取調事項	教務課	第4教区支部々々長 谷村卯三郎		
57	〃・〃・17	三井教会所設置願中名称につき注意	市川栄次郎	第12教区支部		
56	〃・6・7	三井教会設置名称伺	金光教久留米教会長	管長 金光大陣		
55	〃・〃・16	上田小教会所設置につき常在教師調査	〃	第4教区支部		
54	〃・5・12	三軒家小教会所設置願添付書類指導	市川栄次郎	第2教区支部		
53	〃・〃・31	熊野小教会所開設願届	第2教区支部			
52	〃・〃・26	教会所設置の際の名称変更につき注意	教務課係 市川栄次郎	第4教区支部		
51	〃・〃・25	大牟田小教会所設置願取扱	〃	第12教区支部		
50	〃・3・5	大牟田小教会所設置願返戻	市川栄次郎	第12教区支部々々長 桂松平		
49	39・2・26	小金井教会所設置認可届	第5教区支部々々長 濱田安太郎	本部		
48	〃・9・4	広島小教会所設置願中名称変更	〃	第12教区支部々々長 桂松平		
47	〃・7・17	勝山小教会所設置願書類整備	市川栄次郎	教習教会長 橋本松之助		
46	38・1・23	教会設置請願	登山小教会所 前田吾助	市川栄次郎		

教会建築、移転、改称

3	2	1
〃・〃・25	〃・3・13	34・11・8
福島小教会所改称につき注意	桜之町小教会所改称につき注意	小樽小教会所移転に伴う書類不備
〃	〃	教務課
〃	第2教区支部々々長 白神新一郎	第5教区支部
	三五教九号	

74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63
不明	□・5・5	〃・〃・14	〃・6・11	〃・〃・25	43・3・12	42・10・4	41・6・9	〃・11・19	〃・10・19	40・1・10	39・12・20
岩見沢小教会所認可願調査	知井教会所設置認可請願	同右 回答	諫早小教会所設置手續伺	福江小教会所設置願書類送付	篠原小教会所設置願提出	門司小教会所設置請願	東千石教会所設置願取扱	別府小教会所設置願返戻	別府小教会所設置願につき指導	堀溝小教会所設置手續指導	山口県令宛教会所設置届書取扱
西村如□	中野辰之助	教務課長	第12教区支部副部長 吉永甚太郎	第4教区支部	中野辰之助	第12教区支部々々長 桂松平	専掌心得 山本 豊	〃	教務課長 伊木忠行	〃	教務課係 山下石太郎
伊木忠行	市川栄次郎	第12教区支部々々長	課長 伊木忠行	教務課	伊木忠行	教監 佐藤範雄	第12教区支部 桂部長	〃	第12教区支部々々長 桂松平	第2教区支部々々長 白神新一郎	第10教区支部

20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
〃・8・5	〃・〃・25	37・4・15	〃・〃・28	〃・12・2	〃・〃・11	〃・9・10	〃・8・9	〃・〃・20	〃・7・9	〃・6・16	〃・5・12	〃・4・14	36・1・20	〃・〃・〃	〃・8・8	35・6・23
米沢小教会所移転手續注意	甲府小教会所移転願書類訂正	神辺小教会所移転願書類訂正	東舞鶴小教会所名称変更願返戻	和田小教会所移転による名称変更届提出指示	長野小教会所新築願返戻	若松教会所新築届提出指示	小倉教会所改築手続きにつき仮教会所設置届返戻	南一條小教会所移転届書類不備	福井小教会所移転届書類不備	鶴川小教会所改称願出につき注意	南一條小教会所移転届、気仙沼小教会所新築届書類不備	気仙沼小教会所新築報告書提出督促	焼津小教会所類焼調査	福井小教会所移転願返戻	宇治小教会所改称願返戻	長崎東部小教会所移転状況調査
教務課係 市川栄次郎	〃	〃	〃	〃	〃	〃	教務課	教務課長	〃	〃	〃	教務課	教務課長 山本 豊	〃	教務課	教務課長 山本 豊
米沢小教会所	第4教区支部	第10教区支部	第3教区支部々々長 奥田平兵衛	第4教区支部	第4教区支部々々長 谷村卯三郎	第12教区支部々々長 桂松平	第12教区支部々々長 桂松平	第5教区支部	第3教区支部々々長 奥田平兵衛	第12教区支部々々長 桂松平	第5教区支部々々長 畑徳三郎	第5教区支部々々長 畑徳三郎	第4教区支部々々長 谷村卯三郎	第3教区支部	第3教区支部	第12教区支部々々長 桂松平
三七教四七号	三七教一九号	三七教一七号	三六教六三号	三六教五八号	三六教四九号	三六教四八号	三六教四〇号	三六教三五号	三六教三二号	三六教二八号	三六教二二号	三六教二二号	三五教三七号	三五教三三三号	三五教三二二号	三五教三二二号

教会昇級、證章

3	2	1
〃・4・24	35・3・30	33・9・18
江戸堀、大江小教会所昇級願未提出調査	横須賀小教会所昇級願未提出調査	教会所證章親授式通知
〃	教務課	教務課長 畑徳三郎
第2教区支部々々長 白神新一郎	第5教区支部々々長 畑徳三郎	各教会長
三五教二〇号	三五教一四号	

32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21
□・〃・17	□・5・14	44・11・25	〃・5・21	〃・〃・27	〃・3・3	41・1・28	〃・7・4	〃・3・26	39・2・21	〃・5・25	38・3・14
夷川小教会所移転請願	森小教会所設置請願	直方小教会所移転願書類不備	金沢教会所建築に関する調査報告	長崎教会所移転状況提出方	基隆港に教会新築につき書類手続伺	長崎教会所移転による周辺教会の反応調査	北海教会類焼届遅延状	□木教会所移転願書類不備	福井小教会所々々在地変更届	岩国教会所	森山教会所移転願書類不備
中野辰之助	綿谷眞鎮	教務課長 伊木忠行	第4教区支部々々長 谷村卯三郎	伊木忠行	台北教会長 斎藤俊三郎	教務課長 伊木忠行	濱田安太郎	教務課係 市川栄次郎	部長心得 中野辰之助	〃	教務課長 市川栄次郎
市川栄次郎	市川栄次郎	第12教区支部々々長 桂松平	教務課長 伊木忠行	第12教区支部々々長 桂松平	本部	第12教区支部々々長 桂松平	本部	第2教区支部	教務課長 山本豊	第10教区支部	

20	□・3・21	教会昇級につき教会賦課金徴収	会計課	第12教区支部	
19	41・10・4	教会證章授与式欠席届	基隆教会長 羽田平次郎	教監 佐藤範雄	四〇教三号
18	40・3・9	本町小教会所昇級願未提出調査	教務課長 八木栄太郎	第12教区支部々々長 桂松平	
17	39・4・7	松島小教会所昇級上申	第2教区副部長 三矢田長秋	教務課 市川栄次郎	
16	〃・10・4	宮崎、旭川小教会所證章授与式欠席届	第5教区支部々々長 濱田安太郎	本部	
15	〃・9・13	教会證章授与式参列心得	教監 近藤藤守	第12教区支部々々長 桂松平	三八監二二号
14	38・3・4	粉河小教会所	本部 市川栄次郎	支部副部長 三矢田長秋	
13	〃・12・15	余市小教会所昇級取扱	第5教区支部々々長 濱田安太郎	教務課長 山本豊	
12	〃・9・10	芦屋、宮崎小教会所	〃	第2、12教区支部々々長	
11	〃・8・20	小樽小教会所	教務課長 山本豊	第5教区支部々々長 濱田安太郎	三七教四九号
10	〃・6・20	国東小教会所昇級願未提出調査	教務課	第12教区支部	
9	37・4・2	鹿児島、熊本教会昇級請願	第12教区支部々々長 桂松平	教務課長 山本豊	
8	〃・12・5	足助、焼津小教会所	〃	第4教区支部	三六教六〇号
7	〃・9・10	北海、秋田小教会所昇級願未提出調査	教務課	第5教区支部	
6	36・3・7	平生小教会所			
5	〃・11・10	神辺小教会所	教務課	第10教区支部々々長 佐藤範雄	三五教四七号
4	35・4・24	島田小教会所昇級願未提出調査			

昭和五十三年度研究論文概要

五十三年度に提出された研究報告のうち、この号に論文として掲載した以外の、各所員、助手の研究論文の概要等をここに掲げる。

第一部

天地書附における心の世界

—「生神金光大神さしむけ」と関って—

高橋行地郎（所員）

金光大神は、明治六年の布教禁止に出合つて以後、自らを「西の年一歳」と名乗るが、その「西の年一歳」以後の信心の中核に心の信心があると仮定して、教義解釈の側面から考察を試みた。今回は、天地書附の信心における一心の信心、わが心の信心の広がりや深さのある信仰世界を、金光大神の説く自宅信心の促しと不参の勧めという理解内容と関らせて明らかにしようとした。

とかく一心、わが心の信心は、祈願の仕方、心のあり様に重点を置いて考えられるところから、信心の倫理化、心の私有化の問

題を生ぜしめるが、金光大神の信心からいえば心の信心は、神への自力的一心（行為的一心）に加えて、神との一心同体的一心（存在的一心）を含蓄しており、さらには「生神金光大神さしむけ」と関って、そうした心は個人的な心の枠内をはるかに越えて、心の社会性、天地性という広がりのある関係世界へと開かれた心でもあることが確認された。

右の諸点を踏まえつつ、心についての教義の全体的構造を捉えていくことが今後の課題である。

「金之神社」考素描

早川公明（所員）

明治十年暮、村内有力者の懲懲によって、金光菽雄を中心に金神社存置の動きが起き、同十七年に至り「金之神社」として県の認可を受け、同二十四年、その社殿が落成した。

この過程にみられる一連の動きを、かつての金神社建築運動との比較の上で把握するため、本稿においては、法制的観点からの経緯考察を試みると共に、「お知らせ事覚帳」の記述をもとにして、そこに伺われる村内有力者達の動向と金光大神の姿勢とに

焦点をあてて考察してみた。

その結果、村内有力者達の動向には、明治政府の打ち出す神社政策に積極的に対応しようとする姿勢が認められること、それに對し、金光大神は、この「金之神社」が元治元年正月朔日の神伝によって要請された「此方の宮」とは違うという姿勢を終始保持し続けていたことが判明した。

なお、この動きを主体的に担った金光菟雄や、当時の出社信者達の動向を究明することが今後の課題である。

金光大神とその周辺者の信仰

—金神社建築に関する亀裂の意味を求めて—

小柴宣和(助手)

本教初期の金光大神広前を十全たらしめる働きを担い、かつ、教線を拡張することに力を注いだ金光大神の周辺者、とりわけ、橋本右近、川崎元右衛門、藤井きよの、齋藤重右衛門等は、金神社建築に関することで、金光大神広前から乖離していくことになった。それは、彼等が金光大神の信心を取違え、本教の信心から逸脱していったためである、ということが従来、理由として挙げら

れていた。そこで本稿では、金神社建築に視点をあて、その関係に亀裂が生じてくる要因と彼等の信心・働き等を改めて考察しなおし、本教初期の信仰状況を浮上させることに努めた。

その結果、彼等と金光大神との関係において、亀裂が生じてくる具体的な要因は、金神社建築に要する資金調達行為の在り方にあったが、巨視的にとらえてみると、彼等は各自なりの信仰世界を構築できるパーソナリティを有した人間であったことによる。つまり、金光大神の信仰主体と対峙できる程の信仰的主体性を有し、そこから願われてくる道立ての考え方が金光大神のそれと相違していたからであった。

未だ整然としていない信仰状況であったが、そのことは、逆に言えば、各自の信仰エネルギーが活発であり、信仰に自由性があったことを示しているといえよう。

資料の保管場所

—布教史関係資料の所在指定(一)—

奈須和廣(助手)

従来、各部の研究状況に応じて各方面から収集された資料や、

寄贈、管理依頼資料の大半は、その所在が明示されていない。このような状態では、必要な資料の迅速な入手や各部門の資料の相互利用は困難である。更に、今後、資料の増加が予測されるところから本所資料のより有効な整理・保管方法が求められてくる。

そこで、各自が必要とする資料を迅速に入手し得る、ということとを資料保管の基点として試案を作成してみた。それは、既存のカード・目録から本所資料全体の数量を求め、資料収納場所・スペース及び保管器具の機能等を考え合わせつつ各資料の保管場所の設定を行い、資料の所在を明示する、という案である。

今回は、保管場所設定の第一段階として、布教史関係資料をその対象とし、所在指定を試みた。

第二部

金光大神と生神金光大神

岩 本 徳 雄 (前頁)

今日、教祖を「金光大神」と呼び、その神格あるいは教祖の帰依した神を「生神金光大神」とする解釈・用例が定着しつつある。そうした中で、『金光大神覚』等の、教祖関係資料や、直信の伝

承資料において、逆に、神格ないしは、神としての「金光大神」、人としての「生神金光大神」の用例が散見されることに気づかされた。そこで、教祖時代から今日に至る「金光大神」と「生神金光大神」の区別とそれに関する信仰、教義の問題を考察してみた。

教祖とその時代に見る「金光大神」と「生神金光大神」の用例は、金光四神の時代以降、しだいに変化し、教祖生神の永遠性を説くことに重点が置かれる中で特に第二次大戦後、神としての「生神金光大神」イコール結界取次という、「生神金光大神」教義の確立がなされ、今日に至っている。しかし、一方で、教祖関係資料において見られるような、神「金光大神」に直願・帰依する信仰が消滅したわけではなく、例えば、「金光様」と念じたり叫んで、その靈験に浴する、という信仰実践が今日に継承されている。このような観点に立つ時、「金光大神」と「生神金光大神」の区別についての問題、そして、「生神金光大神」教義の再検討が求められる。

パンチカードの内容とその応用

—有効な資料整理方法を求めて—

堤 光 昭(助手)

これまでの文献・資料の整理は、各部で行われるものと各研究者の研究状況に応じて、それぞれに見合う方法を採用する、という方向で行われてきた。

既存の文献・資料並びに、年々増え続ける多くの資料を整理・活用する段階において、従来採用されてきた方法をよりトータルに把握していくことが望まれる。

これを補う一つの手だてとして、パンチカードの応用を試みた。パンチカードには、次の三つの特長がある。

(1) 選択性——多くのカード群より、目的のカードを多種の分類観点から取り出すことができる。

(2) 類別性——全てのカードを必要に応じて分類できる。

(3) 配列性——カードを一定の順序に並べることができる。

今回はこれらの各特性を応用して、資料の有効且つ体系的な整理方法を求める一ステップとして、パンチカードの内容とその応用を紹介した。

信仰と人間

—金光とせをめぐって—

森川真知子(助手)

本稿では、信仰上の価値観によって、教祖に随従する副次的存在と見られがちな一子大神金光とせを、一人の人間として見直した。神を支えとして信仰に生きようとする金光大神の妻として、そういう父を持つ子供達の母として、更には神号を授けられた一人の神の子として、夫・子供・神との関係の中で、一子大神はどの様に生きたか。その生涯を貫く主軸に、子供達への姿勢に現われる母性というものを想定し、この問いを追究することによって、一子大神独自の生を探り、金光大神像の逆照射を試みると共に、一子大神と金光大神との関りを捉え直してみた。金光大神の生を、信仰に凝縮することができるとすれば、一子大神の生は、対照的に人間という言葉で表わし得るだろう。人間として生きた面から、一子大神の生涯を追うと、現代に生きるわれわれに共通な問題が浮上する。

第三部

金光大神「手代り」と反俗

— 金光四神と教義化の在り方をめぐって —

久保 田 紘 二（所員）

金光大神没後における信仰継承の在り方を、一つは金光大神の神動手代りとしての金光四神の在り方に、他の一つは佐藤範雄にあらわれた教義化の在り方に求め、それぞれの教義的特徴を検討することに努めた。

とくに本稿では、金光大神と金光四神との信仰的連関に焦点をあて、金光四神のところで金光大神の信仰がどのように受け止められていたか、また金光大神手代り者としての金光四神に見受けられた教義的課題とは何であったか、という問題に注目し、その問題性を浮上せしめるべく教義化にあらわれた金光大神の世俗化という問題との対比で考察を試みた。

教義化に見受けられた教義的特徴は、金光大神を世俗化することによって積極的に金光大神を世、社会に宣布するということであったが、金光四神によって課題化された教義の問題は、世俗化によって生起する根本問題に信仰の視点を置く、という反俗の在り方を示したことであった。

「盛ん」な信仰的世界の存立構造

— 金光四神理解の構造的把握を求めて —

西 川 太（助手）

本稿では、金光四神の全体像にアプローチしていくひとつの手がかりとして、断片的に伝承されてきている金光四神理解をとりあげ、その構造的把握を目的とした。

金光四神が現わそうとするのは、「盛ん」な信仰的世界である。この信仰的世界は、他者に対する連続性・開放性を基本的特徴としてると同時に、「すいたい」の信仰的世界を否定的媒介として成立している。「すいたい」の信仰的世界とは、自足的・閉鎖的な信仰世界である。また、「盛ん」な信仰的世界は、金光四神が「神」「親」「根」「元」と表現する「原拠」との連続性を保っている。このように、金光四神理解を「盛ん」な信仰的世界、「すいたい」の信仰的世界、「原拠」の三元の構造を持つものとの仮説に立って、金光四神の信仰世界を論述してみた。

なお、金光四神理解を捉えるについては、さらに歴史的側面をも含めて考察を加える必要がある。

講社布教とその意味

山根 聖 眞(助手)

三柱教会は、従来異端の歴史と理解され、たとえ金光教団内の周防布教史と位置づけられなくても特殊な一地方史の域を脱することとはなかった。本稿では、講社布教に視点を定め、三柱教会の性格を明らかにして金光教独立前後の布教史全体の中に位置づけようとした。

金神講社は、神徳者を中心に開放的で自立した地縁的な信仰共同体である。公認を得るため周防各地の講社を結集した金神組は、全国に散在する講社の布教活動を合法化しうる統一組織のない当時、大谷の金乃神社の崇敬講社として出発した最初の金光教団の萌芽である。しかし、講社布教の形態をとって神徳の授受に重点を置く限り統一性に欠け、常に淫邪邪教の眼差しを浴びねばならない。それでは、中央集権的な近代的教団を構築することは困難であった。金神組から近代化を試みた三柱教会の実質は、なお講社に布教活動を依存していた。一方、信仰継承に重点を置いた教会布教へ転換した金光教会は、次第に三柱教会を圧倒して転属者を受け入れ、唯一正統性を占取していった。しかし、講社から教

会布教への転換のはざままで転属した信仰者は信仰の差異に苦悩せねばならなかった。

「教政一新の決議」をめぐる

加藤 道 善(助手)

本稿では、昭和二十一年十月の第十四回臨時議会で起こった、いわゆる「教政一新の決議」の事態が收拾された過程とその問題を、歴史的に解明することに努めた。

教政一新の決議とは、それまで教団の単なる議決機関に留まっていた議会の在り方を改め、教団における輿論代表機関として積極的に自覚し、位置づけることで、教政の一新を図ろうとした有志議員を中心とする動きであった。教団統理を実質的に教主に帰属せしめる取次中心の信仰と、教監責任制を立前とする教規との遊離の問題性を、教団の存立上の矛盾として感じた有志議員らは、議会の機能を駆使して、議会活動を展開した。有志議員を中心としたこの決議をめぐる、信徒議員の動き、教政者側の対応、さらに四国教区で高橋正雄を中心として生まれていた信生活運動や地方の青年教師会が母体となって推し進めた信念運動・諭告遵奉

信心興隆運動との関りを視野に入れて、その活動の歴史事実を実態的に把握すべく試みた。

○

○瀬戸美喜雄(第一部所員)

「お知らせ事覚帳」資料検討会等の本所の研究活動に参加したほか、これから取り進める金光大神伝記(『教学叢書2』に掲載予定)執筆の下準備として、その内容づくりを行った。

○金光和道(第一部所員)

「お知らせ事覚帳」資料の注釈作成のための作業及び人物誌作成、また、小野家資料の整理に従った。

紀要掲載論文検討会記録要旨

本所では、その研究内容、方法および成果などについて、紀要掲載論文検討会を開催してきている。去る昭和五十三年十二月十一日、その第十回の検討会を開催した。

取り上げた論文は、紀要第十八号掲載の全論文、すなわち、山田実雄「神道三柱教会の成立と崩壊——布教史研究ノート——」、早川公明「金神社建築運動に関する一考察」、佐藤光俊「擬態としての組織化——神道金光教会設立とその結核運動——」、岩本徳雄「日天四と金光大神」であった。以下に、その検討の概要を掲げることとする。

なお、出席者は、所外から、才田孝夫（香春・九州大学助手）、坂本忠次（岡東・岡山大学教授）、徳永篤孝（熊毛・本部教庁嘱託）、森定斎（総社・副教会長）の各氏。所内からは各論文執筆者と福嶋義次、藤尾節昭、久保田紘二、高橋行地郎（司会）、小柴宣和（記録）であった。

山田論文

○ 山口県東部の、しかも一時期の布教形態を考察することが、教学研究の現段階としてどう位置づけられるのか。また単なる一

地方史研究の域を脱するためには、この地方に出社・師弟関係がなく、集団指導型の布教形態がとられたことが、地域的特殊性によるものなのか、あるいは、指導者の布教の仕方によるものなのかの判定とも関って、各地方史との比較検討、地方布教史全体をにらんでの位置づけが不可欠となる。

○ これまでは、教団中央史・教政史研究が主流であったが、教団の成立基盤である教会・信奉者の営みを度外視しては、教政問題、教団構造の問題が問いきれないところから、近年布教史研究がなされるようになった。そのため布教史資料も漸次収集されつつあり、やっと布教史研究の入口に立った、といえるであろう。今後はこうした実態研究と共に、「布教とは何か」という問いに突っ込みうる視点の模索が重要な課題となろう。

○ 教団・組織・教祖等を、例えば、教団組織化によって生まれてくる教祖という概念と「大谷の金神」という布教レベルの概念との相違性等に着目して、それを三柱教会の布教者の側から問うてみてはどうか。その視点を通して組織にわれわれが依存する面、あるいは、組織・制度・教祖像等に信仰者が拘束されていく面の問題性が見えてくるのではないか。

○ 中央史・教政史から布教史へと研究が推移していく時点で、組織を問題にするかぎり、中央史的視点で問題を問おうとする残影があると思う。それをどうチェックし、切り捨てるか、また、

切り捨ててよいか、という点が布教と組織とを課題にするとき、新たな問題として生じてくることになる。

早川論文

○ 法制上の規制を史実的におさえ、当時の政治的社会的側面に照明をあてて、金神社建築の問題を考察したものと、その意味を認めるとしても、元治元年正月朔日の神伝から始まるこの事蹟の全体像を理解しようとするとき、そこには教祖の中にある通俗的な欲求・願望・神を世に顕わす使命感といったものが、逆に、法制上の変革を利用・活用していく面が認められるのではない。そのからみを同時に明らかにすることが要求される。

○ 制度史を金光大神研究の中で取り上げれば、国家権力と信仰の問題として、どうしても権力との対決の面まで論及せざるを得ない。その場合、自己の信仰的立脚点が必然的に問われることになる。また、権力論として扱う以上、対決する相手を「お上」という抽象概念で包まず、浅尾藩なら浅尾藩として、他藩との比較のもとに具体的に検討してみる必要がある。

○ 宮建築の神伝に対するこれまでの純信仰的な位置づけに問題を提起するとして、法制史の研究は不可欠だとしても、その法制史的な側面を支えている国家と民衆とのどろどろとした動きというものまで見据えないと、結局これまた純法制史的なものになり、

純粹を純粹で批判することはできなくなる。宗教の世俗化の歴史と純粹信仰の歴史との接点をとらえるような、もっと生真い視座を考えていく必要がある。

○ 今後、宮建築のお知らせの構造を追究していく上では、こうした史的側面からの研究が、お知らせの意味把握にどう関り、どの点で有効に働くかの見極めが、教学研究の方法上からしても抜きにできなくなるのではない。

佐藤論文

○ 神道形式を佐藤範雄がとったことを「擬態」と見るならば、では、その場合金光大神は何であり、また何からの「擬態」なのかということが、金光大神の信仰を広義の意味で神道と解するかどうかに関して、改めて問題となる。すなわち、研究以前のこととして、金光大神を神道とみるか、神道でなければ何とみるか、という基本的な問いが問題とされなければならないのではない。

○ 神道家としての佐藤と神道本局・分局との関係で登場してくる佐藤とを明確に区別する必要があると思う。佐藤の神道への関り方には、潜行だとか擬態というよりも、もっと積極的な面があったのではない。例えば、神道界の佐藤か金光教の佐藤かを考えてみた時、擬態として神道界に潜行したというよりも、むしろ、神道そのものになりきっていた、といえるような面がある。結果

的にみれば擬態であった、と規定できるかも知れないが、最初から擬態という概念で把握していくのは問題がある。

○ 教団形成期における神道との交渉という問題を問う時、神道国教化政策や国民教化運動という歴史情況の考察は抜きにできない。そうした歴史情況の制約に対する人間の主体形成の問題という点からすれば、明治国家の神道的宗教政策を基本的前提下におさえて批判していく視座は、重要である。とはいえ、制度的背景を叙述しても、当時の民衆が何を問題にしていたかを問い、難儀の諸相が論及されなければ、抽象論に終ってしまう危険性がある。

岩本論文

○ 日天四月天四鬼門金乃神という神名が長すぎ、簡略化する必要性があって、天地乃神という神名が生まれたと論じているが、そこに教祖の人生観、世界観の進化・成熟が大いに関っている、と考えられないか。表面の理由は、必ずその背後に内的必然性を有している。農民であった教祖にとって、生産力基盤を支えている神として、例えば金神を土と生活経験との関り方からみていくというように、なぜ、教祖が日天四を重要視していたかについて、内観的な面からも説得させようような論証の仕方が要求される。

○ 神自体についての説明よりも、「天地金乃神と氏子の間柄の事」に理解の焦点が置かれなければならないかった、と述べている

が、「天地金乃神と氏子との間柄」に焦点を置いて理解することは、即ち神を説くことではなからうか。

○ 金光大神の神観を論ずる場合、具体的な生活体験の中から個別の神がとらえられて、それがやがて総合化されたと考えるのか、それとも進化論的に成長展開していく神だったとのか。あるいは、安政五年頃からすでに大きい神様がつかまえられており、それに後からいろいろと名前を付していった、という捉え方もできる。その辺をどのように考えたらいいのか。

○ 金光大神が独自の信仰世界へ突入していく以前の多様にして習俗的な信仰情況がクローズアップされ、その中身が明らかにされている。今後更に、天地金乃神と日天四との関係、教祖に独自の日天四の神性が明確化される必要がある。それにつけても、こうした神性研究には直観や想像力が大切なカギとなるだけに、それによって得た問題意識を無吟味のままで研究を進めると、好事家的研究にスライドしやすい。また、単なる推論から脱するためにも、そうした危険性に十分注意を払う必要がある。

以上が、各論文についての批判検討の概要である。次に、今回の検討会において提起された、教学研究全体にかかわる問題指摘を掲げる。

○ これまで光のあてられなかった部分に研究の眼が向けられるということは、大切なことだが、そうした研究が信仰の更新・変

革とどうつながるのか。変革エネルギーの資になろうと意識してなされるのか、それとも護教的な意味での補強としてなされることになるのかの確認と、研究主体における学問的な客観性と信仰的な主観性との関係をどのように保持していきけるかの確認が、今後の教学全体の大きな課題となろう。

○ 布教と組織、組織と信心というような、相互に関連をもちながら、重層的構造を含んだ研究は、今日的課題を主体的に受け止めた上での研究なのか、自分の主張を通そうとするための研究なのかがあいまいとなり、ややもすれば幅のないものになり、視点もパターン化しがちである。むしろ、そうした課題を問う上に、歴史情況、社会情況からの論及は不可欠で、なお明確にすべき点が多いが、同時に、布教者達が情況をどう見、組織をどう考え、布教をどうなしていったかを、組織者の側からだけでなく、彼らの眼から見ていくことがある。その意味での視座の転換と新しい民衆論の開拓が望まれる。

○ いつも問題とされることであるが、文章表現や語句の難解さがあるにも目立つ。教学論文である以上、止むを得ない点はあるとしても、図表を駆使するか、用語概念の規定を厳密に示すとか、あるいは組織面からも布教研究所のようなものを別立て、一般信奉者にも活用可能な内容消化をはかるなどの工夫・方策が考えられるべきである。

○ 「小野家文書」等の資料は、紀要とは別に出版するなど、活用者層を考慮にいられた紀要掲載内容の選択・整理を一度検討してみることがある。

教学研究會記録要旨

今年度「彙報」に示したとおり、第十九回教学研究會は、昭和五十三年七月十四・十五の両日、玉水教会控所において「教学の立場と領域——他学問との接点を求めて——」というテーマを掲げて開かれた。その趣旨は次に述べるとおりである。本所は、本教の総合的研究機関として今日まで、金光大神研究、教義研究、教団史研究を、その主たる領域として設定し、研究活動をすすめてきた。しかし、これまでの歩みをかえりみると、『教学叢書Ⅰ』でも求めたように、信心と学問との関係や研究課題・方法等の問題が各研究者のところであらためて確認を迫られる問題として浮上してきた。とりわけ、研究課題、方法等の問題については、一定の領域内にとどまり、パターン化の傾向を生じてきていることが、反省点として確認された。

そうした問題の重大性にかんがみ、これまで設定してきた研究領域と方法論の自己検討を行うと同時に、領域の拡大を模索するその第一歩として、教内有識者の参加を求め、教内有識者からみた教学の姿と教学研究自身をもつ課題とを相互につき合せていくことを願いとして、この教学研究會はもたれたものである。

以下に記す要旨は、テーマに迫り得るよう本所の責任において

二つの課題発表と討議内容を要約、整理したものである。なお、出席者は次のとおりであった。

所外——荒木美智雄（東京理科大）、岸井勇雄（新潟大）、坂本

忠次（岡山大）、寺崎昌男（立教大）、姫野教善（北九

州大）、前田祝一（駒沢大）、山崎達彦（岩手大）——

以上学界関係者、藤井記念雄（布教課長）、金光寿一（

東京出張所職員）

所内——本所職員、囑託、研究員

△課題発表 IⅤ

学識者の立場から

荒木美智雄

今日、諸学問が非常に分化し専門化しており、同じ分野でも、隣の学者が何をしているかよく分からない、という状況が見られる。しかし、専門化すればするほどに、学問の統合ということが考えられなければ、自分自身が研究していることが、学問全体にとってどういう意味を持っているのか、ということが分からないわけで、それでは本当の意味での学問にはならない。

かつて、キリスト教神学は、その時代その時代の哲学の論理を用いて神を説明してきた。プラトン、アリストテレス、カント、

ヘーゲル、ベルグソン、ハイデッカー、ホワイトヘッドなどの哲学者があげられる。今日では、哲学以外の学問分野のフロイト、エリアーデなどの影響が考えられるようになった。例えば、プロテストメントの場合、下意識の問題をこれまで、否定、抑圧し続けてきたが、フロイトがでてきてからは、その学問成果を汲みあげざるをえなくなってきた。カール・ユングは、アメリカに多くのノイローゼ患者がいるのは、プロテストンティズムの合理主義が人間の無意識領域を抑圧してきた結果だと分析して、神学もフロイトを無視できないとしている。それから、エリアーデの影響を受けて、十年間ぐらいアメリカの神学界を風靡したものに、「神の死の神学」がある。その他にもいろいろの影響があるが、これらのことは、神学、宗教学が常に、新しい時代の新しい社会の問題にふれて生まれ変わるについて、様々な学問の立場を統合していかざるをえないことを示している。

神学についていえば、新しい問題、新しい時節のなかで天地金乃神と人との関係が新たに結ばれるためには、常にその時代のリアリティの捉え方、学問的なアプローチの仕方を学び、バランスのとれた統合的で組織的な方法で、神・人間・自然・社会などのリアリティの世界を理路整然と説明し、そういう意味世界を創造していかねばならないと思う。今日、日本の諸大学では非常に出来難いことになっている、本当の学問、統合された学問を、教学

研究所で進めて頂きたい。

今日の教団を見る時、あらゆる創唱宗教が経験してきた矛盾の時代を見る思いがする。教祖は全く新しい神と出会ったのであるから、そこでは、新しい生き方を生き、新しい言葉や文化の創造があったわけである。ところが、教祖没後の者が、新しい言語、文化、意味世界などを、どれだけ育てることができただろうか。

今日、金光教の信仰世界を表現する言語は有り余る程あるが、それゆえに逆に、一層本当のところを表現することが困難になってきている。そうした問題、矛盾を考える手がかりを得るために、過去から現在まで金光教が金光教の人々にとってどういう意味をもっていたのか、ということをはじめに問うことがいるのではない。しかも、教団エリートレベルだけではなくて、ごく普通一般の信奉者のレベルにとっての信心の世界とは何か、神、難儀おかげなどといった本教のシンボル言語がどういう意味をもっていたのか、という問題があらゆる視野、いろいろな角度から問われていくことが、あらためてなされていかねばならない。

キリスト教の初期をみても、ニケーア会議までは三位一体論ではなかった。キリストは神であるか人間であるかについて、いろいろな見方があり、そこにはバイタルな動きがあった。しかし、ニケーア会議以後になると、キリストは神であり、聖霊であり、同時に子である、という統一性の強い三位一体論が生まれてきた

のである。

金光教の場合、キリスト教と全く同一視するわけにはいかないが、これからの新しい金光教の展開のためには、金光教の信奉者を支えていた金光教とは何であったのか、という側面からの研究の迫りがあるであろう。それは、信心生活の具体性、直接性の世界ということになるが、そういうみずみずしい世界がなくなれば、金光教の宗教的生命は終るであろう。

何故右のようなことを述べるのかといえば、現在、『金光大神覚』という書物を解釈している研究者の信仰と、一般の教師、布教者の信仰との間に、一つの緊張・ギャップがあると思われるからである。書物の伝統のことを *written tradition* 如是我聞の伝承を *oral tradition* (口伝) と言いが、宗教学では、信仰が全人格的に受け伝えられていく口伝が非常に重要な役割をもっていると考えられている。

written tradition についていえば、いったん書き下されたものは、歴史的なものとして決定的になる。筆者の手を離れて独自の運命を辿ることとなり、その内容の意味解釈は歴史状況に依じて変わる。書かれたものは、読者によって好きなように扱われるという特徴がある。何回も読んで、分析して切り刻み、組み変えることができる。それに反して、*oral tradition* つまり、話し手から聞き手に伝わる伝わり方というのは、常に一回きりである。

いつも人格と人格との出会いという形で伝わっていく。話し手は、自分の理解している伝承を、枝葉末節を変えても、歴史状況の只中へ直接的な形で伝えることになる。したがって、*written tradition* の本質は歴史的存在であり、*oral tradition* の本質は神話的であって時間を超えている、ということがいえるであろう。

現在では、『覚』を読む人達のところで『覚』信仰というようなものが出てきているのではないかと思うが、宗教学者として提起できる問題は、『覚』を読み、分析し、解釈している目、それは誰の目か、どういう目であるか、という問題である。その目は、教祖から直弟子、直弟子から孫弟子へと、全人格的關係を通して伝えられた信仰と、どのような關係になるのか、という問題でもある。宗教学者のなかには、「教祖が自分を理解していたより、より一層教祖を理解する」という考え方の人もあるが、そうした学問的テクニクによって描く教祖と、全人格的關係のなかで伝わっていった信仰を視野に入れて描かれる教祖とは、違いがあると思われる。

宗教学では、信仰が到達したところで生き生きとしている神話、シンボル、メタファーというものを切り落すことは絶対にならない。金光教の場合でも、教祖は新しい意味世界を創造したのであり、そこにおけるシンボルとかメタファーは汲み尽せない深さをもっていると同時に、様々な意味、働きをもっている。例えば、「神

の氏子」というシンボリックな言葉があるが、教祖はこのことについて、男とも女とも、若い者とも老いた者とも言っていない。あらゆる社会的制約から解かれた存在として人間を見ている。心理学で言えば、個別化ということで、本来的自己に無意識領域から自己を統合しており、人間を統合しているのである。また、そのシンボルのなかに、社会的実践、祭の範型、人間救済の範型をみるわけである。

これからの教学研究も、エリートの思想的側面、あるいは学問的テクニクによる *written tradition* のみに力を入れるのではなく、一般の人々のなかに生きている金光教とは何であったか、そこでのシンボルとはどのような意味をもっていたのか、ということに視点を置き、十分な配慮を払いつつ、その問題に取り組んでいくことが要るのではないだろうか。

△課題発表Ⅱ

教学研究者の立場から

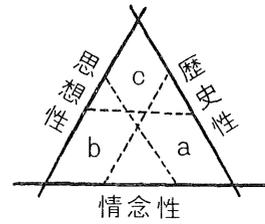
福 嶋 義 次

教学研究所の教学を、根本資料批判としての教学と規定したい。ここで言う根本資料とは、これまでの本教史のなかで言葉や事柄として現実化されてきたもの、つまり、今日まで積み重ねられて

きたあらゆる資料として理解しておきたい。その根本資料批判に、終始一貫徹底することが、本所の教学なのである。根本資料批判とは、信仰及びそれにもとづいて歴史化された教団の資料の発見、調査、確認、評価、保存そして解釈などの作業のことである。

根本資料の根本資料性を決め、粹づけるについては、三つの核となる資料がある。その一つは、金光大神自らが記した金光大神自記資料である。二つは、金光大神が理解の場で話した内容が言葉となって残され伝承された資料である。三つは、金光大神の信仰が教団組織によって歴史化されるについて、その骨格的なものとなっている資料、教規類である。これらの核となる資料が粹づけられてくる本教の諸資料への批判の仕方、つまり研究資料への関与の仕方が、教学の三つの分野を開き、研究所としての教学領域を定めてくる。このように研究所の教学領域を規定するところから、つまり根本資料への関与の仕方という点から、教学研究所の教学とその他の場でいわれる実践教学、布教教学との相違を確認しておきたい。

ところで、学問には、それぞれにその学問を支える情念がある。芸術学であれば美的なものであり、哲学であれば愛と知である。それを図に示すと、下の線である。この三角形は一つだけで独立したものではなく、幾重にも重なっているものとして考えたい。学問が学問として成立するには、一つはその情念が具体化される



事柄、事実の過程、つまり情念の歴史化ということがある。それに加えて学を学として成立せしめてくるもう一つの要素としては、情念の歴史化を論理づけ構造化する思想化もしくはロゴス化が必要である。

情念が具体的に事柄、出来事として歴史化され、さらにロゴスとして思想化されてくると、その歴史性と思想性との交点が出てくる。その交点に囲まれた内部に、学問の領域は根本資料をかかえて成立するものであるといえよう。

金光教学という立場からその情念性を言い当てれば、金光大神の信仰を捉えた本教信奉者の信仰情念、信仰のリアリティである。その信仰が、金光大神広前や、出社、講社という布教拠点を生みだし、また独立教団としての金光教という組織など、いろいろな活動を起しているわけである。それが歴史化の線で、その歴史化に相呼応するかのように、社会、世間、世界の問いに答えて、信仰の言葉化、思想化あるいはロゴス化が試みられてきたのである。そうした三つの要素がからみ合って、教学領域が指定されるが、現在の研究所の研究をこれにあてはめると、(a)の領域が金光大神研究、(b)が教義研究、(c)が教団史研究となる。

さて、近代の学問は、学問分野の分割方式による専門化が特徴的になっている。ちょうど細胞分裂のような在り方で分野が分割され、一見学問の自由性にもとづいての専門化のようにみえながらも、研究者は自らの学問のトータルな動き、全体像を見失い、結局は、その学的運営については、政治家や企業家の手に委ねる、という結果を招いている。

教学の研究分野も最近細分化の傾向にあるが、各分野とも共有した一つのを根本資料として抱えている、ということの確認が忘れられてはならない。共有されたものがあって、そのうえで、それぞれが何を核とした資料を選ぶかによって、分野の差異、視点・方法の違いが生まれるのである。

そうすると、教学における領域の拡大とはどのように理解されるのか、という問題が出てくる。それについては、他学問のように細分化の可能性を見いだすのではなくて、一方では根本資料と三つの核となる資料群の遠近測定、他方では、一見教学領域外とされている資料と根本資料との遠近確認あるいは関係確認という線から、学としての教学領域の拡大、充実が考えられるのではないか。例えば、『金光大神覚』と教学領域外資料とされる『教行信証』との遠近測定を、比較宗教学的な側面からするのではなくて、根本資料批判の作業の一環として行うということであり、また、ルターとかカルヴィンなどの宗教改革に費やした情熱が、本

教の昭和九年・十年事件資料とどのように関係測定されるか、ということである。そうした他学問や他資料との遠近測定、関係測定によって教学の領域はより拡大されると考えられる。

しかし、ここで教学の全体像、トータル性を確立するうえで、教学の各分野で共有される根本資料とは何か、について言及されなければならない。つまり、各分野において資料批判を行う研究主体は、共有される何を根本資料として調査、確認、評価、解釈するか、ということである。その方向づけの基底は、確かに自身自身がコミットしている現在の教団というところから出てくるけれども、さらに奥深いところで規定しているものは、やはり金光大神の信仰情念である、といえよう。それは、研究主体が意識するとしないにかかわらず依拠しているものである。したがって、根本資料を根本資料として決めてくるものは、金光大神の信仰情念であり、さらにその根本資料をあつかう研究主体を教学する主体として支えるものも金光大神の信仰情念である、と言える。換言すれば、金光大神の信仰情念が、教学主体と研究の課題・方法および領域を決定づける根拠となっているのである。

ところが、金光大神の信仰情念を根拠としながらも、教学主体は根本資料批判を行うに際して、何を根本資料として確認し、対象とするかを限定づけ、そして決定していかなねばならない。ということ、根本資料が、その上で成立する信仰情念の深淺の度合、

延長線を限定することとなる。金光大神の信仰情念を根拠としながらも、その豊かな根拠をある部分に限定し切り取らざるを得ない自己矛盾を教学主体が抱えさせられているのである。問題は、その自己矛盾の確認の厳密さがどこまであるかということである。

一般の学問では、ひとたび根本資料に限界づけを行うと、その分野が抱える根本資料はそれがすべてであるとして、その限りで研究をすすめるを得ないであろうが、教学では、情念の切り取りという自己矛盾の不断の確認、自覚によって、根本資料が金光大神の信仰情念に根拠づけられていることが確認され、更に信仰情念から根本資料を新しく提供されることになるのである。すなわち、根本資料批判が、金光大神の信仰情念をどこまで限界づけたかを見させてき、見させてくるにつれて、区切られた信仰情念が再び広げさせられるということになる。だから、研究主体は、いつも金光大神の信仰情念への回帰を、根本資料批判を行うことによって、根本資料から促されてくる。そこに、教学の領域が広げられる可能性が無限に開かれているのである。

三角形の図で言えば、金光大神の信仰情念への回帰をくり返しながら、その三角形が更新され、より大きなものとなるのであり、基本的にいって、そこでは、人間の一切の営みを根本資料としてとらえる可能性が保有されている。以前は、教学領域外であったものが、信仰情念の切り取り方によって教学の視野、領域に入る

可能性が常に開かれる。しかし、それは、金光大神の信仰情念への常なる回帰という意味において、教学が他の領域、学問へ身乗りをする、ということでは決してない。

△討議▽

根本資料批判と教学

K 根本資料批判としての教学という前提をもつことは、教学の領域を狭いものとして限定することにはならないか。金光教信奉者が必要としている教学は、もっと広い領域の設定を望んでいるのではないだろうか。限定された領域の限定された見方以前に、現実の信仰をとらえる視点を含んだ領域を設定しておくことが要るように思われる。

核となる根本資料として、金光大神自記資料、「言行録」、教規類等があげられたが、そこに見受けられる研究の在り方は、文献学的、解釈学的研究であり、思弁的、理念的、演繹的な理論化が中心になっている。もっと信仰の実態をふまえた、実証的、機能的側面から迫るという意味での根本資料批判や教学領域を考慮しておくことが要るように思われる。

T 福嶋氏の発表内容が思弁的、理念的、演繹的であるとは思えない。むしろ実践的というべきものではなかったのか。福嶋氏の

前提にあるのは、教団における教学の機能をどう考えておくか、という問題であったのではないか。教祖への回帰は、歴史性と社会性をもつ教団の組織のなかで、絶えず求められねばならないことを示唆している。教祖との同時性は、与えられているものではなくて、研究主体が絶えず獲得していくものであるということ、恐らく含んでの発表ではなかったかと思われる。

F 現実にも動いている問題、例えば信奉者の信仰生活なども研究対象として設定されねばならない。ただ、それへの教学研究の対し方が、金光教の資料として扱うという意味において、根本資料と表現したわけである。だから、根本資料といっても何も限定されたものとして考えるのではなくて、現実の信仰生活をはじめとした全ての信仰的営みなども、研究者の目から根本資料として確認されることが求められる。

K 教学における根本資料のとらえ方について疑問がある。福嶋発表では、教学における歴史研究の分野で核となる根本資料としては教規類が挙げられると言われたが、何故そうなのかということとが分からない。教規類からイメージできるものは、法的な教団機構や組織の側面である。そのように押さえると、我々が今日の教団のなかでその歴史を問い、信心の自己確認をしようとする時、我々の行動原理や信心と核となる根本資料としての教規類とがどのように関わっているのか、という問題を感じざるを得ない。

F 教規類を挙げたのは、本教の組織、教会、講社も含めての教団の骨格として教規類が考えられる、という意味で挙げた。その教規類には、信仰、教会、信奉者、教師等々あらゆる教団の動きが象徴的に表われているものとして見ようというのである。研究者、特に、教団史研究者は、信仰的な諸活動の核としての教規類を常に睨んでおかねばならないのであり、また教規類を睨むことによって、研究の課題及び対象の量と広がり逆逆に教規類から吟味確認を迫られることになる。

それから根本資料について補足説明をすると、世界中に残されている人間の営み、足跡などの総てを研究の資料と考えて、その資料のなかに教学主体が、本教の営みの資料として限定的に対象化するとき、それは、根本資料として姿をあらわす、という意味である。したがって、根本資料というのは金光教の資料のことであり、根本資料批判と限定する時には、その後、それは大変な広がり幅をもつものとして考えなければならないのである。

教学者の視点・立場

A 『覚』を研究する姿勢とかかわって問題になる点がある。教祖像と教祖の信仰とは違うという視点が出てくると、これまで教団を形成してきた信仰、あるいは教祖像が破壊されることになり

はしないか。このことは、これまで教団を形成してきた信仰のリアリティにとって大変危機的なことであると思う。『覚』のなかにある教祖をとらえる目と、教団をこれまで形成してきた教祖像に支えられた信仰の目とはどのように関係しているのか、あるいは違うのかという問題である。そこには、written tradition と oral tradition との基本的違いがあるように思われる。

F 教学研究者は、現代の問題を扱う歴史研究の分野をあつかうにしても、教祖の信仰のリアリティをどのように捉えておくかということ、基本的な課題として見据えていなければならない。

宗教学で区別している oral tradition と written tradition の区別の仕方の意味についてはよく理解できない部分がある。人から人へ、肌から肌へと伝わっていくものを教学の対象にすえると、研究の対象とした途端に、肌から肌へとか人格から人格へといったものは消えてかくれてしまう。教学研究者は、oral でも written でもどちらにしても資料としてしか扱えない。学としての教学は、そうしたものを資料としてしか扱えないという限定性を持っている。

A 研究所が教祖像に関する問題であれ、教祖に関するものであれ、それらを資料として扱うのは当然であろう。しかし、そういう問題ではなくて、人格と人格との触れ合い、出合いを通して、教祖から直信に、直信から孫弟子に、孫弟子から我々というように、

教祖の信仰が受け伝えられてきた事実があるわけで、信奉者にとつての金光教、ひいては教祖とは一体何であったのか、ということが問題にされねばならない。信奉者のところで受け伝えられた教祖像と研究者が机上に置いてドキュメント風に『覚』をみる目とは、おのずから違いがあるのではないか。福嶋氏は、金光大神の信仰情念を基として、金光大神の歴史化、思想化によって造られたものを学問的に分析すると述べたが、道とか信仰は、人格と人格との出会いでしか伝わらないのではないかと思う。そこにおける学問というものはどのように位置づけられるのが問題としてある。

F この問題は研究者の立場、視点の問題であるが、例えば荒木發表で触れられた oral tradition についていえば、私は次のように把握している。

oral tradition は、私にとって過去にあるものでもなく目の前にあるものでもない。oral tradition とは自分自身であるという確認がある。そして、その自分自身の内容を吟味させてくるものが、いろいろなものを資料としてみる私自身の現実なのである。したがって、そういう意味においては、oral tradition を研究対象にしないというのでも無視するというのでもなく、私自身が oral tradition そのものであるという確認があつて、その私自身を吟味するについて根本資料批判があると理解して頂きたい。

教学と信仰情念

H 信仰情念への回帰と更新は非常に大事なことで、教学研究者が常に金光大神の信仰情念、パトスを持ち続けることは絶対必要条件であろう。しかし、信仰情念へどうして回帰し、常に新しい情熱をどうして更新し、さらに燃し続けていけるのか、何がそうさせてくるのかが分かりにくい。

F この問題についても oral tradition との関係で考えてみた。私自身が oral tradition そのものの化身であるという確認にたつとしても、そこでの信仰の全体性がさまざまなるものを資料としてみる私自身の現実によって限定された全体性であり、本当の意味での全体性であるかどうかということが資料批判の過程で私自身に迫ってくる。もう少し全体性が広げられてもよいのではないかというように、研究それ自体から要請されてくるのである。だから、根本資料批判という作業は、oral tradition の化身によって、ある信仰の全体性が確認されると同時に、そこで確認された信仰の全体性が切り取られたものである、ということもまた確認されるのである。そこに、新たに資料批判を行わねばならないという研究の情熱が生まれてくるのであり、さらには新たな信仰情念への回帰が促されてくるのである。

H 個人の顔が違つるように、信仰情念には個人的な差異があるで

あろう。その差異によって、どの資料を選択するかということや、資料のどこに関心を抱くかということが決まってくるであろう。

そのとき、それらの違いを当然なものとして、そのまま野放しにしているのかどうか、という問題が教学研究の場合にあるのではないのか。つまり、教学の立場において、資料への関心の抱き方、絞り方によって各自異なる情念のあり様が逆に問題にされてくる、ということが起ってこなければならぬのではないか。

F 情念は、非常に複雑な構造をもっているものであり、三角形の底辺で示した図式的なものではもちろんない。教学研究者が、信仰情念の広がりをごとで切り取り、どこで限定し、その上で対象としての根本資料を見いだすかということは、研究主体のところで金光教の信仰、思想がどこまでの線として把握されているか、ということと相対的に関係している。金光教の信仰とか歴史性、思想性が、研究主体のところで僅かしか感じ取られていない場合は、研究主体が依拠している信仰情念そのものの狭さ、浅さ、あるいは構造の単純さを示すことになる。

したがって、研究者個々の情念のあり様と資料選択の関係が野放しにされているのかという問題については、複雑な構造をもつ信仰情念の一つの範型・アースとしての金光大神の信仰情念が、研究主体のところでどれだけ描きあげられているか、ということと関っている。研究者個人の情念であろうが布教者の情念で

あろうが、その情念がよってきたるものは常に金光大神の信仰情念にあるという確認が、教学研究の場合不可欠な条件なのである。それゆえに、各研究者の情念と資料選択、あるいは資料への関与の仕方という問題は、金光教学である限り野放しであってはならないし、また、あるべきはずでもない。資料と資料との距離を測るについても、資料を選択するに際しても、常に金光大神の信仰情念をどれだけ範型、祖型としているかが基準となる。そこを離れては、教学研究は成り立ち得ないものとして考えられる。

T 根本資料批判が信仰情念への回帰を促し、回帰したところからさらに資料批判へと向かわしめる循環が教学にあるということであつたが、信仰情念へ回帰するのも根本資料批判を行うのも一個の研究者であるとする、その両者はかみ合うものとしてとらえられるかどうか。信仰情念へ回帰するときは信心といえるが、根本資料批判は学問の方法であり、そこにはさまざまな隣接諸科学の批判方法を援用していくこともあるであろう。その場合、借りてきた学問の方法自体のなかに情念があるが、そのうちには、情念が世界観的にも分析の立場としても宗教そのものを否定するものであるかも知れない。つまり、学問とかかわりをもって普遍化、一般化される金光大神の信仰情念とは何なのか、あるいは資料批判をくり返しながら更新される研究主体にとっての信仰情念とはどのようなものとして理解すればよいのか、の問題である。

F 教学研究の場合、他学問の情念であろうと何であろうと、それらは全て資料として研究者の前にあるものと理解している。

ところで、研究で、ある情念を対象化して分析論述したものが、そのまま信仰情念が客観化されたかという点、そうではない。それはまた、新たな情念についての資料となる。このことの確認をわれわれはとかくすると忘れやすい。情念へと志向しながら、とらえてしまうと資料となる。つまり捉えられないものを捉えてみる。捉えたところから、さらにまた捉えられないものとしての情念へ向かうという動き、そこに教学のダイナミクスがあり、そのダイナミクスが失われたところでは、研究といっても粗末なものにならざるをえない。

M 福嶋氏の言う信仰情念は、二重、三重の構造をもっているのではないか。それは教祖のところで広がりをもち、研究主体の側でもまた広がりをもち、さらにこれまで教団を形成してきた信仰者のところでも深さと広がりをもつというようなものであるかと思う。単なる三角形の一边ではなくて、面積と広さと深さをもつ立体的なものであろう。その構造は、宇宙の広がりと深さがミクロ・コスモスとして私の中に広がりと深さをもつことと同じだと考えている。

ただ、先程出ていた問題、つまり情念が信仰的にも位置づけられねばならず、他方、学問的にも位置づけられねばならないとい

う、その関係のあり様の問題がある。情念は信仰的に一般化、普遍化されるだけでいいか、それとも学問的にも一般化、普遍化されねばならないか、という問題である。その関係はどういうものとしておさえるのか。学問によって普遍化される情念が当然あるわけだが、それと情念が信仰として普遍化されるという、この二つの事柄を考えていく基盤について、これからさらに考えていくことが要るように思われる。

以上、課題発表、討議の内容についての要旨を記したが、最後に、テーマに関して提出された問題を整理し、今後に残された課題について記す。

一貫して提出された問題の一つは、教学研究所における研究とは何か、という問題である。oral traditionを視野に入れた教学と現実的な信仰実態を注視した教学の両方が必要であるという意見も出されたが、研究所の教学は、全てのを資料としてとらえる点において、また資料の相互批判を行うという点において、学としての教学だと基本的には押さえられる。根本資料批判としての教学は、そうした学としての教学を規定しようとしたものである。したがって、学としての教学というときには、布教活動、教政の動き、あるいは全ての信仰的営為は資料化され、根本資料となるのであり、その根本資料批判を行うのについて、全世界の

いろいろのものが動員される、という仕組みを持つことになる。

研究所の教学がそうした学としての資料批判の教学であるとして、次に提起された問題は、教学するものの立場の確認の問題であった。例えば、教祖をとらえる視点は何によって構成されているのか、という論議があったが、この問題の基本には、資料批判を繰り返す行の教学主体と、金光大神の信仰概念との関係をどのように理解しておくか、ということがあろうであろう。教学主体にも、もとより信仰概念があり、その概念によって批判されるべき資料が取捨選択されることになるが、そのことと金光大神の信仰概念へ回帰するということ、さらには更新されるということとは、何によって測られるのか、という問題である。これは、概念という概念がどのように規定されるか、という問題とも深く関わっているけれども、少なくとも、教学研究の狭さ、浅さ、構造の単純さが、金光教の信仰とか思想の全体性について研究者のところでどのように感じられているか、ということと深い関連にあることには注目させられるであろう。ここでは、教学者が実際に研究を進めていくについて依拠している概念が、金光大神の信仰概念と、どこでどのように切り結ばれているか、その関係を測定する条件は何であるか、ということが今後に残された課題である。

三つに、研究者の絶えまない根本資料批判の繰り返しによって信仰概念が更新されるとして、その資料批判を行う方法上の問題

が浮びあがってくる。この問題は、教学領域の広がり、というテーマにも密接に関わる問題である。つまり、教学領域のどの分野においても、それぞれに隣接する他学問があり、その学問的方法を活用、もしくは援用することによって、教学の領域がさらに広がりを持つことが考えられるとすれば、そこで得られた教学の学的成果には、他学問の概念によって支えられている学的方法がもちいられている、ということであろう。その場合、教学それ自身が固有に持つ教学方法論とは、どのような位置づけになるか、ということが改めて考えられることになる。この問題は、他学問それぞれが個別的支えとしている概念と、金光教学が支えとしている金光大神の信仰概念との見極めが、教学研究のところでさらに厳密さを増してきている問題としても受け止め得るであろう。その厳密さの確認のされ方に、教学領域拡大の一つの地平が開かれているように思われる。

彙報

— 昭和五三・一・一〇 昭和五三・一二・三一 —

昭和五十三年度の業務概要……………一八三頁

第一部

『金光大神覚』ゼミナール……………一八三頁

金光大神に関する資料の収集・整理……………一八三頁

小野家資料の整理……………一八四頁

「お知らせ事覚帳」素読会……………一八四頁

第二部

金光大神言行記録検討会……………一八四頁

第三部

布教史資料の収集・整理……………一八四頁

教団史既存資料の分類・整理……………一八五頁

資料室……………一八五頁

研究発表会……………一八六頁

教学研究所総会……………一八六頁

教学研究会……………一八六頁

『教学叢書』の刊行……………一八七頁

「お知らせ事覚帳」資料検討会……………一八七頁

教学に関する懇談会……………一八七頁

各種会合への出席……………一八九頁

研究生の養成……………一八九頁

評議員……………一九一頁

嘱託・研究員……………一九三頁

学院生の研修・その他……………一九四頁

昭和五十三年度の業務概要

本所は、教学研究機関としての基本的性格を明確にするべく、三部制のもとに、研究・運営の両面にわたって、その方途を講じ、諸般の業務を進めてきている。昭和五十三年度は、前年度の反省点である、資料収集等の業務による研究意識の分散、研究課題・方法のパターン化傾向等の問題点を踏まえ、(1)部の研究実質を培うについての適切な場づくり、(2)信心と教学との関係の究明、(3)本所が担う教学領域の再検討等を運営上の主たる方針として掲げ、教学研究の主體的な在り方を求めた。

(1)については、資料の講読会を各部署で逐次開催し、研究者の研究課題の相互練磨を図った。(2)については、各研究者の基本的な教学的立場を明確にすることとして『教学叢書』(第一巻)を刊行し、「教学に関する懇談会」で、その内容の検討を受けることによって、更に各自歩むべき方向を確認せしめられるところがあった。(3)については、本所が本教の総合的研究機関たるにふさわしい研究領域と方法論とを模索し新たに定立することとして、その問題を「教学研究会」で検討し、とくに教学の担うべき領域・方法を他学問との関係のなかで明らかにするべく努めた。

そのほか、各部によって収集されている諸資料に有機的な関連をつけ、研究上有効適切な使用が可能なることを願って資料室

を發足せしめ、一層充実した資料の複写、整理、分類作業をすすめていくように体制を整えた。さらには、金光大神直筆資料の解読、教団に寄贈された高橋正雄師関係資料の目録作成などの作業を、前年度に引き続き行なった。

第一部

『金光大神覚』ゼミナール

『金光大神覚』についての従来の研究成果を吸収し、関係資料の確認作業を行い、ゼミ形式で新たな問題点の発掘究明を行っていく、との趣旨のもとに第一部を中心に開催した。九回実施し、その内容をテープに収録し、漸次文字化をとりすすめている。

金光大神に関する資料の収集・整理

(1) 調査・収集

- (イ) 金光大神の農事に関する調査。三近滝三郎氏(金光町古老)より資料聴取。(4月14日)
- (ロ) 川手家の先祖に関する調査。川手覚士氏(金光町古老)他より資料聴取。(5月8日)
- (ハ) 橋本卯平・川崎元右衛門に関する調査。応本ひで・成功両

氏（寄島教念）金光一清氏（橋本家関係者）より資料聴取。（11月16日）

(二) 大谷村の信仰習俗に関する調査。岡川良仙氏（金光町古老・石鐘先達）より資料聴取。（12月18日）

(2) 整理

(イ) 五十三年度内に追加された金光大神関係資料一五点をカ-

ド化し、撮影した写真を整理した。

(ロ) 「金光大神事蹟資料集」の編集に着手するべく、教内出版物の中から金光大神事蹟に関する事項を抜き出すと共に、既存資料を事蹟項目別に分類した。

小野家資料の整理

(1) 紀要による資料の紹介

永世御用記 慶応四年七月〜十月。

(2) 裏打ちによる文書の補修

所内では二回実施し三十八点（訴訟関係のもの等）の裏打ちを行った。専門家に依頼したものは二十点（御布告留帳等）である。

(3) 所在確認のためのカード作成

約六百点の資料について行った。

「お知らせ事覚帳」素読会

通読を主たる願いとして、一回四回実施した。「金光大神覚」と内容的な比較検討を行い、問題点を抽出して記録に留めた。

第二部

金光大神言行記録検討会

(1) 「研究金光大神言行録」の講読会を十三回行い、注釈を作成した。

(2) 各筆写本の対照作業を行った。

(3) 本部当局の依頼により、教報掲載「金光大神御理解」の起案、原稿作成を行った。

第三部

布教史資料の収集・整理

大阪教会所蔵資料五十七点、真砂及び高田教会所蔵資料一七四点を近畿布教史編集室と共同で収集し、目録作成を行った。

なお、綾部教会所蔵資料九点が寄贈され、その目録作成を行った。

教団史既存資料の分類・整理

五十二年度に引き続き教団史資料の活用を図るために、既存資料（明治三十三年～同四十五年）の整理を行い、項目別に分類した。

分類されたものは、「教団史資料目録五」として二六九点を紀要本号に掲載した。

なお、この項の分類・整理は、今後、大正時代以降の資料を対象とすることになるが、布教史資料として収集した各教会所蔵資料及び教団へ寄贈された高橋正雄師資料、その他の資料中に、教団史資料が多く含まれている関係上、右諸資料の整理終了をまつて、改めて分類・整理を行う予定である。

資料室

一、資料委員会の検討結果にもとづき、九月一日、本所資料室は左のような機能と仕組みをもって発足した。

(1) 資料室は本所資料の有効且つ体系的な整理・保管を行う中心的な機能になうものとする。

(2) 右機能をみたすため、資料の整理・保管の方途及び技術を考察していく。

なお、従来どおり、資料の複写・整理等の研究資料化作業

をあわせ進めていく。

(3) 資料室は本所主要事項の一つとする。同室には室長一名、室員若干名を置き、所長が指名する。

(4) 各部資料委員は、資料室の諮問に応じ、研究室と資料室との調整に当る。同委員は各部長が指名する。

なお、九月一日を以て、室長に所員藤尾節昭、室員に助手堤光昭、同奈須和廣、録事山本真喜子がそれぞれ指名された。二(1)昭和五十二年六月十七日、高橋家より教団に寄贈された高橋正雄師資料（総点数約五七、四〇四点）は、昭和五十三年四月二十四日目録作成作業が完了し、金光教総務部長へ報告を行い、同部長より本所に同資料の管理・整備が依頼された。同資料については、研究資料化のための分類・整理を行い、必要に応じて複写作業を進めている。

なお、目録作成には、所員高橋一邦、同瀬戸美喜雄、同福嶋義次、同藤尾節昭、同高橋行地郎が当った。

(2) 昭和五十三年十月十三日より芸備教会長佐藤賀鶴雄氏の承認を得て、同教会神徳書院資料の複写が、金光教典籍編修委員会の下において、許可されることとなり、同資料の複写・整理を本所資料室が担当することとなった。

三、第三部収集の布教史資料及び緩部教会寄贈資料、高橋正雄師資料、神徳書院資料、その他諸資料を各二部複写し、一部製

本を行った。

(1) 神徳書院資料は、典籍編修委員会へ一部、芸備教会へ原資料に複写一部を添えて返却した。

(2) 五十二年度第三部収集資料は、近畿布教史編集室へ複写一部(被部教会寄贈資料を含む)、各所蔵教会へ原資料に複写一部を添えて返却した。その他収集した資料は、所蔵教会に同様に返却した。

研究発表会

研究活動の過程で、他の立場からの示唆、批判をうけて、研究の関連を相互に確かめあい、各目的の研究を充実し促進することを願って、以下のごとく実施した。

- 筆写本についての研究 その(一) 宮田喜代秀 6・16
- 「取次」と管長金光家邦 西川 太 7・28
 - 山口昌男『文化と両義性』の解題—
- 桂と唐槌にみる神徳と理解 山根 聖眞 7・28
- 筆写本についての研究 その(二) 宮田喜代秀 10・21
 - 天野盛貞本をめぐる—
- 金光四神とその時代を探究するために 西川 太 11・22
- 周防布教史(2) 山根 聖眞 12・16

教学研究所総会

第三十三回総会(昭和53・11・13)

五十三年度の総会は、本所がこれから担うべき研究課題、領域等についてさらに明確にすることを願いとして、本所関係者および各機関関係者それぞれの立場から検討を受け、自己確認をした。

(1) 業務報告

研究関係——久保田紘二

人事関係——佐藤 豊

(2) 基調報告

「本所の願い」瀬戸美喜雄

(3) コメント 田淵德行

(4) 全体懇談

出席者は、本所職員のほか、評議員五名、嘱託六名、研究員六名、学院学監、布教部長、布教課長、布教課主査、東京出張所長であった。

教学研究会

第十九回教学研究会(昭和53・7・14~15)

日程

第一日

- (1) 研究概要報告及び質疑
- (2) 課題発表Ⅰ 荒木美智雄
- (3) 課題発表Ⅱ 福嶋 義次
- (4) 特別研究発表

「金光教の町」 坂本忠次

第二日

- (5) 全体討議及び補足討議
- (6) 総括発表

寺崎 昌男 藤井記念雄

『教学叢書』の刊行

教学の基本的意義についての模索、検討と、教学の担うべき現代的役割の明確化を願って、『教学叢書Ⅰ、教学とは何か』を、五十三年三月十日に刊行した。

「お知らせ事覚帳」資料検討会

解説文を作成するために、第一部員を中心とした小グループで予め検討を行い、その内容を受けて五回の検討会をもった。調査

も一回実施した。(高戸伯嚴関係)

一応の解説作業を終えた段階で、原文に当たる必要が生じたため、金光山神家を訪問して拝見し、より厳密な解説文を作成することができた。

解説文の草案の中間報告は、昭和五十三年十二月二十二日に本部教庁へ提出した。

教学に関する懇談会

本所では、その基本的性格をはじめとして、今日の教団状況とのかかわりで教学研究のかかえている諸問題を検討していくことを願いとして、教学に関する懇談会を開催してきている。昭和五十三年十一月十四日、その第二回の懇談会を開催した。

今回は、昭和五十三年三月に刊行した『教学叢書Ⅰ、教学とは何か』に盛り込まれている内容を素材にして、教学研究の意義・課題・方法等の問題について、研究員のコメント発表を中心に懇談を進めた。以下に、その懇談の概要を掲げることとする。

なお、出席者は、畑愷、川上功績、奥林登世雄、高阪松太郎、行徳照真、畑斎、田淵德行、竹部教雄、高橋一邦、露木大久、荒木美智雄、小西慶雄、藤井記念雄、布教課職員、本所職員であった。

「教学とは何か」について

○ 教学研究は、本教が動いてきた過去の軌跡、すなわち、歴史の研究に終始するのか。現代の問題を、直接研究対象にすえることは、教学研究ではできうるのか。

○ 教学は、単なる歴史研究ではないが、ただ、歴史上のアプローチを方法としてもっている。しかし、目指すところは、現代と切り結ぶことである。問題はその切り結び方で、そこにはいろいろと複雑な問題がある。

例えば、教学が現代への関心をバネとして成り立っているとしても、それが言葉として結晶して出てこないところに、歴史研究だとみられる原因があり、それが今日の教学の問題である。

○ 教学研究における時代の先取りとは、歴史の真っ只中に立って、歴史を自分の身に精一杯受けて待機することだと思う。その待機の仕方についての自身の視点・方法を、研究者は今後とも研ぎ澄まして考えていかなければならない。

「私にとつての教学」について

○ これまでの教学研究は、個々の研究者の生活体験を通して成熟してきたところがあったように思うが、今日における教学の発想基盤は、具体的な生活体験よりも、むしろ自分にかかわってくる教団状況である。しかし信仰体験が問題にならないことはないし、そのことを抜きにしては教学をしていることにはならない。

○ 信仰情念と学問的認識との緊張関係のなかで、教学の発想がなされなければならない。特に信仰情念を無視した研究主体はありえない。信仰情念は教団状況に支えられてのものだといえよう。研究主体の認識のありようが、今後の新しい教学研究の視野を広げることになるだろう。

「教学の歴史と現在」について

○ 戦後のある時期まで、教学研究の成果が教務教政によって濾過されずに、全教に投影されたために、相互の関係が癒着し、信仰そのものの領域を狭めたといえないか。

○ 本教を、教義的に、体系的に明確にしていけばいくほど、人々のところで生きている信仰の実態を切り捨てていくことにもなる。それらを、今日まで切り捨てるような形できた教学の営みがあるとすれば、改めて逆に、その信仰の裾野に入っていける可能性を求めていかなければならない。

○ 戦後における教学研究と教務教政と教育とが一枚であったのとはまた違った意味で、相互に一つのつながりを有しながら、それぞれが展開していくことが望まれる。その端緒は、最近、教学研究と有機的関連を有しながら展開することが期待されている布教研究の実質化の動き等に見受けられる。

叢書全般について

○ この叢書は、教学研究と全教とを結ぶ橋渡しとして重要な働

きを有してはいるけれども、表現内容がやはり難解すぎて、これだけでは布教レベルの教学と研究所の教学とが、お互いに教学について語ることはできないのではないか。

○ 教学研究の成果を全教へ還元することの一つとして、例えばもっと信奉者にとって具体的なテーマで企画することか、教学の中味をくぐり、座談風にまとめるとか、また一つのことを共同研究して、まとまったものを出すとといった方法をも取り入れて、今後とも、思いきった試行錯誤をくりかえすことを期待する。

総括

○ 今日の教団課題を、教学研究の領域において、なんらかの形で問題化していくことが求められているのではないか。そのことを考えていくことで、研究者の信仰情念と学問的認識との緊張関係、つまり個々の研究主体の確認がなされていくのではないだろうか。

各種会合への出席

(1) 学会その他

- 岡山民俗学会(2・26)二名
- 歴史学研究会(5・26・28)二名
- 広島市市民講座講演会(7・21)一名

NCC夏期研修ゼミナール(9・5・7)二名

日本民俗学会(10・7・9)二名

関西哲学会(10・27・28)一名

日本宗教学会(11・3・5)三名

日本史研究会(11・18・19)一名

(2) 教内会合

金光教平和祈願広島集会(7・16)一名

布教推進研修会(9・12・14)二名

紀要論文に関する自由懇談会(11・6)三名

第六十一回臨時議会(7・3・6)二名

第六十二回通常議会(12・2・6)二名

研究生の養成

五十三年度の実修は、左記の研究生三名が五月から六か月間委嘱され、実修を行った。

加藤道善(山形教会)、森川真知子(田原本教会)、奈須和廣(醍醐教会)

実修の概要

(1) レポート

(イ)入所時までの研究関心、問題関心をまとめたレポートを一回提出した。

(ロ)資料・文献解題

研究生の問題関心に応じて資料・文献を選択し、資料・文献解題レポートを二回提出した。

(ハ)実修報告

実修期間を総括して左記のような内容の実修レポートを十月に提出した。

○加藤道善

これまで伝えられてきた教祖像と、その像化の過程で惹起する権威性の問題とを、信心の継承の視点から考察することで、自己の研究課題を明確にしようとした。

○森川真知子

女性の生、及び女性と宗教との関りについて模索し、教祖を含めた信仰上の先人達に連なる女性像を、過去の時代状況の中で見直そうという課題を設定した。

○奈須和廣

『金光大神覚』の意味世界を考える手がかりを求め、教祖直筆の「神号帳」、「二乃弟子改帳」の整理、解題作業を行った。

(2)講座・ゼミナール

(イ)講座

「教学研究の現況」、「教学とは何か」のテーマで行った。

(ロ)ゼミナール

(a)方法論ゼミナール

問題関心と研究との関連について理解を深めることを目的に、昭和五十三年三月に本所が刊行した『教学叢書Ⅰ 教学とは何か』をテキストに用い、テキストのつとめて、部の研究領域からする問題意識を中心に、各単位で十回実施した。

(b)紀要論文講読ゼミナール

研究論文の講読、討論を通じて、教学研究への幅広い理解を培うことを願って五回実施した。

(c)文献講読ゼミナール

学術文献の読み取りが着実にできること、及び基礎的問題意識の醸成を願って、『哲学入門』をテキストにして一五回実施した。

(3)資料・図書整理

(イ)資料整理

人物志作成のための基礎作業として教内図書(八冊)の人名索引カードを作成した。

(四)図書整理

本所所蔵圖書の整理作業を四回実施した。

(4)その他

所内各種会合、ならびに教内各種会合傍聴、儀式事務御用奉仕、所内各種行事の運営事務に従事した。

なお、加藤道善、森川真知子、奈須和廣は、十一月一日付で本所助手に任用された。

評 議 員

本所の運営は、教学研究機関という性格からして、教務教政の直接支配を受けてはならない。しかしまた、教団の機関である以上、教務教政の立場から十分に責任を負い得るものでなければならぬ。

評議員制度は、このような特質を持つ機関である本所の運営が、適切に進められるよう、全教的な視野に立つて評議され、検討される場として設置されているものである。

昭和五十三年度は、評議員会を二回(3月と9月)開催した。第二十四回評議員会(53・3・14)は、(1)本所の基本性格と、その施設について(2)昭和五十二年研究報告について、を議題とし、また第二十五回評議員会(53・9・6)は、昭和五十四年度の方針・

計画案並びに経費予定について、を議題として、それぞれ開催した。

第二十四回の審議の焦点は、(1)本所の基本性格の再確認(2)その基本性格からくる施設の問題(3)本所の研究と教務教政及び布教との関係等であったが、その内容は、主に次のようなことであった。○本所は、昭和二十九年十一月に教団の総合的な研究機関として設立されて今日まで、二十三年余の間、本教信心の自己吟味・自己検討をしつつ、その展開を求めていく、という営みを研究的・学問的に行ってきた。その営みに当たっては、教団が抱える信心、取次、布教などという実践的な課題に直接応えるのではなく、本教信心の基本的な内容を明らかにするための基礎的研究を中心に据えて行ってきたし、今後ともそうあるべきだと考えられる。

五十三年度の方針で願っている研究領域の拡大も、あくまで基礎的研究の領域拡大を意味している。

○しかし、基礎的研究といっても、もちろん、教内の要請、動向について無関心であってはならない。研究者が、それらの要請や動向を自身のこととして受け止め、あるいは先取りして行くのになければ、教学そのものが半ば意味を失うことになる。

○そうだとすると、教団の機関としての本所は、具体的に全教とどのような関係をもつべきか。本所の基本性格とかかわって、今後、

特に問題になってくると思われるのは、布教を課題とする、教務が進める教義化との関係の問題である。布教研究・教義研究は、教団として立ちおこなっているだけに全教的に重視されるようになるだろうが、教務教政が求める教義の明確化と教学研究が進めていく教義研究とが、本所の基本性格とかかわっていかなる関係にあるべきか、という問題が出てくるだろう。

○布教の第一線で、すぐに役立つような即応性をもった研究成果を望む声に直接答えるのではないにしても、教学研究機関として、その時点その時点なりに、不十分ではあっても、神観ならば神観について、今の研究段階ではこうだという見解を持ち、それを発表することが要ると思われる。

○教学行政の本来的なあり方を求めることの一つとして、教学研究会を従来、本部教庁と本所との共催で行ってきた。しかし、教務教政は教務教政として、本所は本所として、それぞれ主体的に教学行政をとり進めていくこととなり、従って共催もとりやめになった。そうした状況にあって全教と本所、教務教政と本所との関係が、それぞれどうあったらよいのかということを、教学行政の面から問題にしていくことが要るのではないか。

○施設の問題であるが、教務当局においては、今後の教団活動を見通し、布教体制の組織化という願いから、本部教庁、教学研究、図書館及び各種団体が総合庁舎に入ることが要望されている。

その理由としては、①教団の各種の機能が集中でき、全教の信奉者と接触が密になること。②将来の本所の建設費、維持・管理費の上から経済的であること。③図書館と本所とが、文献の利用とか、教内資料の整理、保管といった面で有機的関連を持てること。以上の三点が挙げられている。

○これらについては、本所として次のように考えている。

④については、教内からは距離的に近い所にあることで親近感を持たれることはあるかも知れない。しかし、反面、本所は本教信仰の自己吟味機関であり、そのために本教信心の基礎的研究を進める機関であるから、本所と基本的に性格の異なる教務機関と近接することによって、本所の基本的性格がゆがめられてくる危険については十分考えておかねばならない。

⑤の経費の問題については、教育と研究との密接な関係にかんがみて、将来、学院との関係で施設の問題を考慮していけば、解消すると思われる。

⑥の図書館との関係は、計画されている不燃書庫に原資料を保管する本所のコーナーと、それらを整理閲覧する部屋が確保されればよい、と考えている。本所が常時使用する資料は、原資料をコピーしたものであるので、不燃書庫が総合庁舎に設けられることで、研究上さして不便をきたすことはない。

○本所と学院とのあるべき関係は、次のように考える。人材の育

成こそが教団の第一目的であるとすら考えられる今日、例えば教務という一定の意図のもとでの人材育成もさることながら、教団の中に無条件に人を育てる場が要るわけで、その場は現在では学院である。そのような場に、教団の人材育成に関係をもつスタッフや施設が集まる必要がある。今後の教育を考えた場合、本所が教育にかかわっていき、その施設も学院の施設との関係で考えていくことは大切だと思う。

○現在の施設については、でき得る範囲での改良を施し、総合庁舎ができれば、典籍編修委員会の二部屋を本所が使用できると前提して、さらには今後の資料の増加分等のことを考え合わせると、向こう十年間位であれば辛抱できるのではなからうか。

なお、出席者は、市川彰、田淵德行、三矢田守秋、藤村真佐伎、出川真澄（欠席畑齋）の各評議員と、所長以下六名の職員であった。

○
第二十五回評議員会の審議の焦点は、五十三年度の反省から浮上してきている現状確認の上に立って、①昭和五十四年度においては、「本所の教学研究とは何か」という問いを、まさに研究という側面から問うていくこととして、②本所における教学研究の、とりわけ「研究」に関する目的・意義・方法論の明確化 ③教学研究の態度にかかわっての、地道にして息の長い研究の推進 ④

本所並びに教学研究の、今日の教団状況における役割の再確認、という三つの柱を立てて取り組もうとする試みについて ②資料室の今後について ③金光大神直筆資料の今後の研究作業について ④典籍編修委員会の現状と今後の本所とのかかわりの見通しについて ⑤金光学院の後期研修・実習の教学コースの実情と本所研究生並びに人材育成とのかかわりについて ⑥本所の施設問題について等であった。これらの諸点について質疑が交わされ、昭和五十四年度の方針並びに計画案及び経費予定について了承を得た。

なお、出席者は、市川彰、田淵德行、藤村真佐伎、出川真澄、畑齋の各評議員と、所長以下七名の職員であった。

嘱託・研究員

嘱託竹部教雄、高橋一邦は、覚帳資料検討会に出席し、検討に加わった。嘱託宮田真喜男は、紀要掲載の資料目録の作成に従事した。嘱託坂本忠次、荒木美智雄は、教学研究会の内容作成の事前打合せに加わった。また嘱託露木大久は、教内文献（主に『金光教学』の論文）の翻訳を行うとともに、外人の本所訪問の応接に当たった。

（五十三年度の）研究員集会は、研究員を中心とした「教学に関する

る懇談会」を開催することとなったため、行わなかった。なお、研究員制度についての懇談を目的とした新任の研究員を中心とした研究員小集会を、六月二十一日に開催した。出席者は高阪松太郎、川上功績であった。

学院生の研修・その他

昭和五十一年度より実施されてきている、学院後期研修実習の科目の一つとして、「教想的思考方法の訓練と修得―信仰主体の教想的形成―」を目的とした、教学コースが設定されている。昭和五十三年度は、十名の学院生が以下のように研修を行った。

ゼミナール前半(53・12/1~12/23)

1、講義

総論 教学と信心

瀬戸美喜雄

各論 教学研究とは何か

高橋行地郎

各論 レポートの書き方

福嶋 義次

2、論文解題レポートの作成

各自、紀要論文を選んで、指導所員の指導の下にその課題レポートを作成した。

ゼミナール後半(54・1/10~2/28、ただし、1/10~2/15までは研究所で

研修、以後は学院でレポート作成)

1、各論講義

教団史研究 佐藤光俊

金光大神研究 早川公明

教義研究 岩本徳雄

2、レポート作成

各自、左記のように研究課題を設定して、指導所員の指導を受けながらレポートをまとめ、検討を受けた。

『覚』における彦助の事蹟の意味

木村 潔

布教者湯川安太郎について

保永 実

「初期出社」たちにおける「出社」の自覚

畔柳英雄

―橋本真雄「出社の成立とその展開」の一考察―

野村賢一

現代の難儀と金光大神

上坂隆雄

高橋正雄の取次観―教制審議準備調査委員会記録にみられる―

東野 真

御理解第九十二節試論

林 精喜

民衆救済の論理―吉原良三と金光大神との対話を中心とした一考察―

宮本保雄

一心を問う―天地書附を中心として―

八坂朋道

金光大神理解に見る「財」観

石松継彦

神の性格についての一考察―子にしたがう神―

石松継彦

なお、本部教庁研修生デビ・ミヨ・浜野(ロスアンゼルス教

なお、本部教庁研修生デビ・ミヨ・浜野(ロスアンゼルス教

会信徒)は、四月から七月下旬にかけて、またルース財団奨学生ブルース・A・キンボル(ユニテリアン牧師)は、十二月十三日から十六日までの間、本所において、金光大神、教義、教団史などについての研修を受けた。

昭和五十三年度中に本所において、本教教義等について懇談を行った所外訪問者は、以下のとおりである。

- 島蘭 進 (筑波大学研究員) 2・15
- ベックフオード (イギリス ラダダム大学教授) 4・2
- ゴレグリアード (レニングラード東洋学研究所日本部長) 4・24
- パーク・マツギンテイー (アメリカ リーハイ大学助教授) 7・17
- チャールズ・H・ハンブリック (アメリカ パンデビルト大学准教授) 10・31

また、所長瀬戸美喜雄は、玉水教会控所で開催された「女性史総合研究会」において、「金光大神の女性観」と題した発表を行った。

金光教学第十八号正誤表

目次	頁	行	誤	正				
裏英文 99	76	74	23	22	7	6		
上 6	△ 4	△ 1	△ 7	△ 2	6	2	10	
Activities	55・4・10	軌・轆	齊・藤宗次郎	信徒教	三柱教会所	堀本住吉	一信・以て	
Activities	25・4・10	軌・轆	齋・藤宗次郎	信徒教	三柱教会分教。会所	堀本利吉	一心。以て	

(△印は後ろから数えた行数)

金光教学第19号

昭和154年9月20日印刷

昭和154年9月25日発行

編集・金光教教学研究 所

印刷・(株)玉島活版 所

発行・金光教教学研究 所

岡山県浅口市金光町

発刊に当って

このたび、当研究所紀要“金光教学”を刊行して、毎年一回、当所における研究の内容及び行事の概要を発表、報告することとなった。その趣意とするところは、すなわち、これによって広く教内外の批判と指教を仰ぎ、一つにはまた、当所年間のうごきを整理して、みずからの反省検討に資せんとするにある。

去る昭和二十九年四月、本教の制度、機構の全面的改革により、総合的な教学研究機関設置のことが決定せられ、その十一月、従前の教祖伝記奉修所、金光教学院研究部など、教学関係諸機関の使命と業績をも継承、摂取して、当研究所が新設せられた。紀要刊行のことは、当時すでに考慮されていたのであるが、開設早々のこととて、いまましく陣容もとのい、内容も充実するをまって実施するを可として、こんにちに至った。現在においても、当所の仕事は、研究の基礎確立、資料の蒐集、研究者の養成等、総じてなお準備的段階にあるのであって、いまだ本格的研究の段階に達しているとはいえない難いが、こんにちにはこんにちとして現況を報告することも、決して意義なしとはいえない。否、むしろこの段階においてこそ、一入肝要であると考えられる。それは当所が、つねに全教との緊密なつながりを持ち、絶えず当所のうごきに対する批判を受けつつ、生きた本教信心の真髄を組織的体系的に把握しゆくことを、念願するが故である。

由来、一般に宗教にあっては、教学研究と信仰的実践とが、とかく対立の立場において思議せられ、相反目して互に他を否定せんとする傾向さえ見られがちであるが、本教においても、近時ややその感なしとしないのではあるまいか。もし然りとすれば、それは、教学的研究に、目前の現実的効用を求むることあまりに急なるが故であろうか、或は、教学的研究が、現実の信仰体験から浮き上って、いたずらに抽象的論議に走っているからであろうか、それとも、信仰的実践が、現代の切実困難な問題に取組む勇気を失って、単なる気分的神秘の世界に逃避せんとする傾向にあるがためであろうか、或はまた、ただ一般に諸宗教の教学的研究が陥り易い弊を見て、直に本教教学もまたしかりときめつけているがためであろうか。この点、研究の面からも実践の面からも、深く反省しなければならぬところである。

教学は、本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。この故に、その基盤は、あくまで本教の信心に置かれねばならない。もし、教学研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば、たとえ如何に精緻な教学体系を樹立し得たとしても、それはもはや本教教学たるの意義を失えるものである。他面また、なんらの教学的反省、整理をともなわない信仰は、如何ほど熱烈であろうとも単に偏狭な独善的信念であるにとどまり、その信心生活の進展は望み得べくもない。教祖の信心は、決してさようなものではなかった。御伝記「金光大神」を味読するとき、われわれはそこに、烈烈たる信仰の力を感銘せしめられるとともにつねにそれが反省吟味せられつつ、不斷に展開しているすがたを見出すのである。

われわれは、かかる教学を追求し、もって道理に合うた信心の展開に資するところあらんことを願いとす。この紀要が、今後号を重ねて、必ずやこの念願実現の上に役立つであろうことを、期待するものである。

幸いに、広く全教の支持、協力を賜らんことを切望してやまない。

なお、この紀要に“金光教学”の名を冠するゆえんは、かつて、金光教学院研究部の編集にかかる教学雑誌「金光教学」が、年二回宛発行せられて十五集に及び、本教教学の振興に貢献するところ、多大であったことを思うてのこともあることを、附記しておく。(昭和33年3月1日・金光教教学研究部所長 大淵千仍)

JOURNAL OF THE KONKOKYO RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by
Konkokyo Research Institute
Konko, Okayama, Japan

1979

No.19

CONTENTS

MICHIAKI ISHIKO

A Reflection on the Process of the Formation of
"Tenchi Kakitsuke"(Memo of Heaven and Earth).....1

YOSHITSUGU FUKUSHIMA

On "Time"

—Konko DaiJin Understanding Research Note

Number 524

MITSUTOSHI SATO

The Problem concerning the Renovation of the
Founder's Memorial Tomb45

KIYOHIDE MIYATA

On the Transcription of Founder's Teachings76

SETSUAKI FUJIO

A Preliminary Essay on Propagation History (2)

—On Martyrs109

Materials for Research

The "Ono" Documents (No.13) —Eisei Goyoki125

Categorical Subject Listing of the History of

Konkokyo (No.5)141

A List of Brief Outlines of Papers Written by the Staff of
the Konkokyo Research Institute for the Year 1978159

Summarized Records of the Meeting for the Critique of
Papers Submitted in the Previous Edition166

Summarized Records of the 19th Research Seminar170

A List of Activities of the Konkokyo Research Institute
in the Year 1978182